

図書館
雑誌 The Library Journal
2025 6 Vol.119 No.6

●編集委員会

〈委員長〉

松本哲郎（市原市立中央図書館）

〈委員〉

青柳英治（明治大学文学部）

岩永知子（相模原市議会局）

宇野亮一（国立国会図書館）

中村保彦（元文教大学図書館）

長谷川優子（元埼玉県立図書館）

宮原柔太郎（日本体育大学図書館）

米山 薫（多摩市立図書館）

鷺山香織（福井県立図書館）

*

●事務局スタッフ

秦 秀文・川下美佐子・星川智隆

●今月の表紙

国立国会図書館所蔵

『夢二絵手本』3（部分）

竹久夢二著

1923（大正12）年

〈国立国会図書館デジタルコレクション〉



VOL.119 NO.6 CONTENTS

窓●学校図書館への新聞配備 ————— 今野千東 336

こらむ図書館の自由●

地域を巡回する移動販売車への資料返却 ————— 高柳有理子 339

●NEWS ————— 337

告知板 … 339／新聞切抜帳 … 342

●新館紹介 ————— 343

*

*

*

【特集】 公民館等図書室のさまざまなかたち

特集にあたって ————— 図書館雑誌編集委員会 345

公民館図書室の現代的意義-「本棚の手前」から広がる可能性 — 青山鉄兵 346

地域に根付いた「読書の場」として-小規模図書室をフルに活かす大網白里

————— 佐久間直美 350

東日本大震災を乗り越えて-女川つながる図書館の今 ————— 佐藤克己 352

構想から20年。待望の図書館が開館。-公民館図書室〜つなぎ図書館

（利府町図書館）〜「リフノス」利府町図書館 ————— 今野 宏 354

チャンスをつかめ！-公民館図書室から公共図書館へ ————— 藤山明子 357

国立市における公民館図書室独自の役割-本を通して人のつながりをつくる

————— 辻口朋香 360

沖縄県立図書館の公民館図書室への支援について ————— 神里茉里 362

*

*

*

霞が関だより●第259回

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）

の策定について ————— 文部科学省 364

令和6年度 地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の

推進に関する計画の策定状況調査の結果について — 文部科学省 365

小規模図書館奮戦記●その318／千葉県・東庄町図書館

幅広い世代の図書館へ そして、子どもたちの読書活動推進のために

————— 仁科沙也佳 367

IFLA アスタナ大会へのおさそい●①

誇り高き草原の民が住もう国カザフスタン ————— 八田裕子 368

図書館で実践！SDGs●第6回／伊万里市民図書館

公共図書館とGX推進－必要課題にどう取り組むか ————— 鴻上哲也 369

れふあれんす三題噺●連載その三百二十一／昭和女子大学図書館の巻

大学図書館のレファレンス－女性、国際、近代文学の事例から
————— 嶋崎尚代・山田かおり 372

ウチの図書館お宝紹介！●第248回／杉並区立中央図書館・阿佐谷図書館

杉並区立図書館「阿佐ヶ谷文士村資料」 ————— 荻野友美 374

図書館員のおすすめ本●⑩

思考の穴 ————— 熊谷 遥 376

AIにはない「思考力」の身につけ方 ことばの学びはなぜ大切なのか？
————— 今井つかさ 376

ロールモデルがいない君へ 6ヵ国育ちのナージャが聞くルーツが

異なる12人の物語 ————— 金井典子 377

「ハラスメント」の解剖図鑑 ————— 深谷恵理 377

北から南から●

小学校×図書館「地元を学ぶ！地元カタン体験会in中央区」
開催レポート ————— 佐々木春美 378

* * *

●The Library Journal, June 2025

Special feature: A Cornucopia of Community Center Libraries

*The contemporary significance of community center libraries – Potential radiating
from in front of the bookshelf* (AOYAMA Teppei) 346*A place where the whole community can read – How Oamishirasato makes full
use of its small libraries* (SAKUMA Naomi) 350*Recovering from the Great East Japan Earthquake – Today's Onagawa Tsunagaru
Library* (SATO Katsumi) 352*Twenty years in the making, a long-awaited library opens – From community
center library to Tsunagi Library (Rifu Town Library) to the "Rifunosu" Rifu
Town Library* (KONNO Hiroshi) 354*Seizing the chance! – From a community center library to a public library*
(FUJIYAMA Akiko) 357*The unique role of community center library in Kunitachi – Creating human
connections through books* (TSUJIGUCHI Tomoka) 360*Support from the Okinawa Prefectural Library to community center libraries*
(KAMIZATO Mari) 362

●協会通信 ————— 395

常任理事会 395

事務局カレンダー 399

●編集手帳 ————— 400

●公益社団法人日本図書館協会

2024年度代議員総会議事録

* 2024年度通算第2回（定時第2回）

代議員総会議事録 380

●理事会・代議員総会配付資料

* 公益社団法人日本図書館協会2024年度
通算第4回（定時第4回）理事会、通
算第2回（定時第2回）代議員総会配
付資料一覧 391

●図書館雑誌7月号予告 ————— 400

●発行者

公益社団法人日本図書館協会©2025

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14

電話 (03)3523-0811 〈代表〉

直通 (03)3523-0816 〈編集部〉

FAX (03)3523-0841 〈代表〉

〈日図協ホームページURL〉

<https://www.jla.or.jp>

〈JLA メールマガジン申込先アドレス〉

mailmaga@jla.or.jp

* 本文は中性紙（冷水抽出 pH8.1）を使用



学校図書館への新聞配備

●
今野千束

新年度が始まった。今年度も、中一に「探究基礎」の授業を実施している。社会（公民）科教諭の要望があり、例年二学期に実施していた「新聞の読み方」を一学期に前倒しした。新聞についての基本的な知識や紙面の構成を確認するとともに、「インターネットのニュースとはどう違うのか」という点を伝えることを重視している。

インターネットのニュースとくらべて、紙媒体の新聞が持っている大きなアドバンテージは、「一覧性がある」「見出しの大きさでそのニュースの重要性が直感的に理解できる」「興味関心がない記事も目に入ってくる」等である。特定の記事を探し出す場合はデータベースが圧倒的に有利であるが、それらは紙媒体の新聞を基にしたものであって、インターネットのニュースとは別物である。

新聞というと、「偏向報道」「陰謀論」などという批判・忌避がなされている傾向もある。しかしそもそも、信頼性が一〇〇%の情報や、偏っていないメディアなど存在しない。生徒には、そのことを念頭に置いて、ニュースを盲目的に信じたり、逆に頭から否定したりするのではなく、さまざま

な情報源に当たり、自分の頭で考え、判断し、行動する習慣を身につけてほしいと思っている。また、世の中には自分の知らないことがまだまだたくさんあるのだということを、フィルターバブルを打ち破って知ってほしい。それには紙媒体の新聞が有効なのだ。

とは言え、新聞の購読率はすでに五割を切っているし、複数の一般紙を購読している家庭はなお一層稀であろう。そこで学校図書館に複数の新聞があることが重要になってくる。文部科学省の「学校図書館図書整備等5か年計画」を見ると、第4次計画で学校図書館への新聞の配備が計画の積算に含められ、現行の第6次計画では「児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につける上で、発達段階に応じて複数紙配備が必要である」と明記されている。ただし、この計画に基づく予算措置は地方交付税交付金であるため、多くの自治体で別目的に流用されていることが大きな課題である。身近な自治体の状況はいかがだろうか。

（こんの ちづか／灘中学校・高等学校図書館）

NEWS

▶ ユネスコ、「学校図書館宣言

School Library Manifesto」改訂版を正式に採択

2025年4月24日、IFLA（国際図書館連盟）とIASL（国際学校図書館協会）が共同で策定した「学校図書館宣言」改訂版が、ユネスコ「みんなのための情報計画（Information for All Programme：IFAP）」会議で正式に承認された。これにより、文書名は「IFLA-UNESCO School Library Manifesto 2025」となる。

この宣言は、1999年にIFLAとユネスコが共同で発表した旧版のもとに、2021年にIFLA学校図書館部会とIASLによって改訂案が公開された。その後、パブリックコメントやIFLA理事会からの意見を反映した修正が行われ、2023年4月にIFLA理事会で承認された。さらに、2024年にはユネスコの提案に基づき一部内容が追加され、今回の正式採択に至った。

改訂版は以下のような内容と構成で、学校図書館の使命と制度的支援の必要性を示している。

- ・学校図書館プログラムの使命と目的
- ・法制化とネットワーク
- ・学校図書館の運営と人材
- ・国際的枠組みとの連携
- ・政策への反映の呼びかけ

学校図書館は、リテラシー、批判的思考、創造性、グローバル・シティズンシップを育む学習の場として、すべての子どもに公平な情報アクセスと知的自由を保障する存在であることが強調されている。専門職としての学校図書館員の配置、持続可能な教育への貢献、SDGsとの連

携、制度的・財政的支援の必要性も明記されている。

最新版および日本語訳を含む各国語版は、IFLAウェブサイトでも順次公開される。

<https://repository.ifla.org/items/e1234cf2-57e5-4cae-a0d1-da730c536bb3>

また、2025年8月18日からカザフスタン・アスタナで開催されるIFLA年次大会（WLIC）では、本マニフェストを取り上げた公開セッションが予定されている。

▶ 第111回（2025年度）全国図書館大会を愛媛県で開催、参加申し込みを開始

第111回（2025年度）全国図書館大会は、愛媛県松山市で開催される。

大会テーマは、「図書館が 彩る未来 伊予路から」。

分科会は、開催県が担当する第1分科会（公共図書館）、第2分科会（大学・短大・高専図書館）、第3分科会（児童・青少年の読書活動支援）と、日本図書館協会が担当する第4分科会（図書館とデジタル化）、第5分科会（図書館と災害）、第6分科会（出版社・書店・図書館）、第7分科会（専門図書館、健康情報）、第8分科会（インクルーシブな図書館）、第9分科会（障害者サービス）、第10分科会（資料保存）、第11分科会（図書館の自由）、第12分科会（非正規雇用職員）が設けられる（第11・第12分科会は録画配信での開催）。

なお、大会終了後の11月1日（土）には見学ツアーも企画されている。

大会HPは、6月上旬に開設、参加申し込みを開始する（申込締切は9月30日）。

日程：10月30日（木）～31日（金）

会場：全体会：愛媛県県民文化会館、分科会：愛媛県男女共同参画センター、愛媛大学、愛光学園、松山市総合コミュニティセンター、愛媛県視聴覚福祉センター

愛媛県 HP：<https://www.pref.ehime.jp/site/111th-library-ehime/>

全国図書館大会関連情報：<https://www.jla.or.jp/rally/tabid/400/Default.aspx>

▶ 文部科学省「図書館・学校図書館と地域の連携協働による読書のまちづくり推進事業」採択先を決定

文部科学省は、図書館と学校図書館が中心となり、地域の書店を含むさまざまな関係機関の連携協働による読書活動を促進し、地方創成に資する読書を通じたまちづくりのモデル事業を実施する。都道府県、都道府県・市区町村広域からは滋賀県教育委員会、（一財）出版文化産業振興財団（JPIC）、三重県教育委員会事務局、市区町村からは愛荘町（滋賀県）、宇美町（福岡県）、（株）遊喜（北海道）、釧路市教育委員会（同）、瀬戸市（愛知県）が採択された。

詳細：https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2024/1415000_00003.htm

▶ 国立国会図書館、メールマガジン「調査及び立法考査局新刊お知らせメール」（試行）開始

国立国会図書館は、調査及び立法考査局を中心に、国会の活動を補佐する役割を担っており、その一環として、国政課題に関する調査研究の成果を刊行物にまとめている。

メールマガジン「調査及び立法考査局新刊お知らせメール」（試行）では、これらの新刊情報や、調査及び

立法考査局が行うイベント情報などをお知らせする。メールアドレスがあれば誰でも配信登録が可能で、登録は無料。毎月2回程度の配信を予定している。

メールマガジン『調査及び立法考査

局新刊お知らせメール』(試行):

<https://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/newpublication.html#c05>

▶「10代がえらぶ海外文学大賞」開催について

第1回「10代がえらぶ海外文学大賞」が開催されている。この賞は、10代にもっと海外文学に親しんでもらうことを願って翻訳家の三辺律子氏が金原瑞人氏と新たに立ちあげた。5月上旬の一次投票で、10代に限らない多くの方から推薦を募り、6月末の選考会を経て、ノミネート作品7作が選ばれる。夏休みを経て、9月の10代による投票で大賞が決定する。ノミネート作品はすべて読まなくても、1作読めば投票できる。

賞の設立に当たって、10代からの投票を募るには、学校図書館、公共図書館の協力が必要になると大きな期待が寄せられている。すでに、全国各地のいくつかの学校図書館・公共図書館、そして書店が応援隊として登録し、対象作品に限らず、海外YAを薦めるきっかけとして、この大賞が活用されている。

賞の運営のためのクラウドファンディングも実施されている。

<https://10daikaigaibungaku.wixsite.com/home>を参照。

なるかわひろこ
(鳴川浩子: 玉川聖学院司書教諭)

▶第25回図書館サポートフォーラム 賞表彰決定・解散

図書館サポートフォーラム賞表彰

委員会が3月13日に開催され、選考の結果、バゼル山本登紀子氏(元ハワイ大学マノア校図書館)、益田宏明氏(『行政文書管理』編集者)、山田伸枝氏(元ネパール国立図書館アドバイザー)の表彰を決定した。

図書館サポートフォーラムは、各界で活躍する図書館関係者OBが各種図書館活動の発展をサポートすることを趣旨として1996年に発足した(事務局: 日外アソシエーツ株式会社)。

1999年には「図書館サポートフォーラム賞」を設立して、ユニークで社会的に意義のある各種図書館活動を表彰し、図書館活動の社会的広報に寄与することを目的として延べ70人(組)以上の表彰を行ってきた。このたび、25回の節目である今回の表彰を機に「一旦解散」として、同会の活動を終えることが幹事会で決定された。

表彰式は、過去に表彰された方を招き、総括イベントとして5月21日に開催。

詳細 HP: http://www.nichigai.co.jp/lib_support/index.html

▶国際図書館連盟(IFLA) 分科会等の選挙結果が公表

5月初旬、国際図書館連盟(IFLA)分科会等の選挙結果が公表された。日本図書館協会から推薦された7名はいずれも当選した。

・アジア・オセアニア地域活動部会: 角田裕之氏(東京大学大学院)、鎌田均氏(京都ノートルダム女子大学)

・分科会: 公平でアクセスしやすい図書館サービス分科会: 松戸宏予氏(佛教大学)、児童・ヤングアダルト図書館分科会: 中野陽子氏

(鎌倉市深沢図書館)、学校図書館リソース・センター分科会: 庭井史絵氏(青山学院大学)、図書館理論と調査分科会: 井上靖代氏(獨協大学)、先住民問題分科会: 須永和之氏(國學院大学)

▶全国公共図書館協議会が「2024年度(令和6年度)公立図書館における電子図書館サービスに関する実態調査報告書」公開

全国公共図書館協議会では、2023年度~2025年度の3か年計画で「公立図書館における電子図書館サービス」の調査研究を行っている。2023年度の調査票作成を経て、2024年度には全国の公立図書館を対象に実態調査を実施した。このたび、その調査結果を報告書としてまとめ、ウェブサイトで公開した。

2024年度(令和6年度)公立図書館における電子図書館サービスに関する実態調査報告書: <https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/zenkoutou/report/2024/index.html>

▶第30回「日本絵本賞」受賞作品決定

第30回「日本絵本賞」の最終選考会が4月23日に行われ、4点の受賞作品が以下のとおり決定した。

<受賞作品>

○第30回日本絵本賞大賞

・『ぼくは ふね』(五味太郎/作、福音館書店)

○第30回日本絵本賞

・『ひとのなみだ』(内田麟太郎/文、nakaban/絵、童心社)

・『ゆきのこえ』(おーなり由子/ぶん、はた こうしろう/え、講談社)

○第30回日本絵本賞翻訳絵本賞

◆ NEWS ◆

・『ねえ、おぼえてる?』（シドニー・スミス／作、原田勝／訳、偕成社）

「日本絵本賞」は、公益社団法人全国学校図書館協議会（全国SLA）の主催により、絵本芸術の普及、絵本読書の振興、絵本出版の発展に寄与することを目的として、優れた絵本を顕彰するものであり、1995年より実施している。

今回は2024年1月から12月までに刊行された絵本の中から、全国SLA選定委員会で752点（うち翻訳絵本209点）を選定し、絵本委員会によって選ばれた「最終候補絵本」30点（うち翻訳絵本13点）が対象となった。

受賞した作家、画家には賞状、盾および賞金が、出版社には賞状および盾が贈られる。

表彰式は8月1日（金）に受賞者を招いて行われる。

詳細：全国SLAホームページ：http://www.js-la.or.jp/

▶ 告知板 ◀

● つどい

■ セミナー 図書館の自由2025 「ぶらっしゅあっぷ! 図書館の自由」

「図書館の自由」に関わる最近の事例を紹介しながら学び直す現役図書館員のためのセミナーです。日常、直面する課題に取り組むワークショップもあります。

主催：日本図書館協会図書館の自由委員会

日時：9月13日（土）13:00-16:30
（受付12:30～）

会場：日本図書館協会研修室

こらむ 図書館の 自由

地域を巡回する 移動販売車への資料返却

高柳有理子

なんらかの事情で図書館に来ることが困難な利用者には、そのハードルを下げることは必要だ。図書館への来館を妨げる理由は幾つも考えられるが、例えば、交通手段がなくて図書館に来られないのだとしたら、移動図書館車や郵送サービスという方法で図書館の方から利用者へ本を届けることは可能だ。しかし、図書館の予算や人員が不足しているなどの諸事情で、このような従来からの方法をとるのが難しい場合もある。

ある自治体では、図書館で借りた本を移動販売車で返却する試みを始めた。利用者が公共図書館で借りた本を、地域を巡回するスーパーマーケットの移動販売車でも、返却することを可能とする。移動販売車が来たら、販売員に返却本を預け、販売員が本を専用の袋に入れて事業所に持ち帰る。そして、公共図書館の職員が定期的に、事業所まで回収に行くという形で行われる。図書館が遠いとか、日常の買い物なら行けるが、それ以上の範囲への外出が難しいという利用者には、片道でも負担が減ることは便利になるだろう。

なんらかのサービスを始める場合は、運用面で利用者の秘密が守られることへの配慮が必須であると、図書館側が留意しておきたい。本のやりとりをする場合には、例えば、最初から中身がみえない袋に入れるなどの形をとり、誰がなにを借りたか、わからないようにすることが必要である。読書の秘密を守るなど「図書館の自由に関する宣言」を説明して、理解してもらう機会でもある。どうすれば利用者が図書館を使いやすくなるかを考えなければならない自治体は多く、今後もさまざまな事例が出てくると思われる。「自由宣言」を踏まえたくえでさまざまなサービスを工夫して、利用者へ本を届け、サービスを受ける人々や関わる人々に、「自由宣言」を知ってもらう機会にもしていきたい。

（たかやなぎ ゆりこ：JLA 図書館の自由委員会）

内容：1 講義「図書館の自由最近の動向」（90分）（井上靖代：図書館の自由委員会委員）、2 日常の事例をもとにした参加型ワークショップ（80分）
形式・定員：対面30名（館種は問わない、3年以上図書館勤務経験のある現役の方）／オンデマンド（講義部分の配信 10月1日～31日

どなたでも）

参加費（税込）：対面＝会員2,200円、一般4,400円／オンデマンド＝会員1,100円、一般2,200円 ※事前振り込みです。申込受付後に支払い方法をご連絡します。

申込期間：7月1日（火）～8月17日（日）先着順 ※以下QRコードの申込フォームよりお申し込みくだ

さい。

テキスト：『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説 第3版』
本体価格：1,500円 ISBN：978-4-8204-2202-0、『「図書館員の倫理綱領」解説 増補版』本体価格：700円 ISBN：978-4-8204-0124-7
※各自でご用意ください（当日も会員価格での販売あり）

問合先：図書館の自由委員会事務局
☎03-3523-0811 E-mail：jiyu@jla.or.jp

参考：図書館の自由委員会サイト
<https://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/182/Default.aspx>



■令和7年度資料保存研修

国立国会図書館では、図書館職員等を対象に、資料防災に関する基本的な知識を習得するための研修を以下のとおり実施します。※今年度は、これまで実施していた「簡易補修」（実習を含む）をテーマとする研修ではありません。

主催：国立国会図書館

日時・場所：9月26日（金）13:30-17:00 国立国会図書館東京本館
新館3階大会議室（東京都千代田区永田町1-10-1）

内容：講義「図書館資料の防災対策」、見学「水損資料救出のための準備と対応」、質疑応答

参加費：無料

定員：50名

※申込みが定員を超える場合は抽選により受講者を決定します。

申込方法：国立国会図書館ホームページをご覧ください、参加申込

みページからお申し込みください。
ホーム＞資料の保存＞保存協力＞おもな研修会や講演会のテーマ・記録等＞令和7年度資料保存研修
https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/cooperation/training_r7.html

※6月13日（金）10:00公開予定です。

申込期間：6月13日（金）10:00～7月25日（金）17:00

その他：今年度は、「修了証書」の発行は行いません。館内を歩いて見学しますので、動きやすい服装でご参加ください。

問合先：収集書誌部資料保存課 ☎03-3506-5219（直通）※対応時間9:00-17:45（土日祝を除く） E-mail：hazonka@ndl.go.jp

■日本家族計画協会セミナー「こどもの発達と絵本とのかかわり～読みかせを通じた愛着形成と言語習得について～」

一般社団法人日本家族計画協会では、多くの親が悩む言葉の発達と、近年、大人になってからの影響が深刻であると問題視される愛着形成について「絵本」をツールとした親（あるいは周囲の大人）とこどものコミュニケーションの観点から理解を深めることを目的としたセミナーをオンデマンド形式で行う。年齢ではなく、それぞれの発達レベルに応じた選書や、公共機関などに求められる読書バリアフリーの視点からの選書等、実践できる内容となっている。

内容：1 読みかせで育まれる愛着形成（米澤好史：和歌山大学教育学部心理学教室教授）、2 絵本が育てる言葉の発達（圓山哲哉：都

内療育センター勤務・言語聴覚士・絵本専門士・公認心理師）、3 こどもにとってのよい絵本とは（圓山哲哉）

形式：オンデマンド

配信期間：2025年9月1日～2026年1月31日

受講費：11,000円（税込）

詳細：<https://jfpa.manaable.com/login/c5594a79-f434-47d1-8a88-6e2d6713775b/detail>

●その他

◆「トリプルワン・プロジェクト」募集中（第111回全国図書館大会愛媛大会）

図書館や書店、出版社等が実施する文字・活字文化に関連する幅広い取り組みを通じて、多くの人々が第111回全国図書館大会愛媛大会に関わることで、愛媛大会の周知および開催機運の醸成を図るとともに、愛媛県の魅力を全国に向けて情報発信することを目的とした企画です。全国図書館大会についての展示、愛媛県に関連した展示、愛媛県出身の作家の講演会など、愛媛県にちなんだ事業を企画してご応募ください。

認定された事業では、大会名称やロゴマーク（愛媛県イメージアップキャラクター「みきゃん」と「こみきゃん」、「ダークみきゃん」が図書館を応援しています）を表示できます。すでに認定された事業は愛媛大会の公式サイトで紹介されていますので、ホームページをご覧ください。

第111回であることにちなみ、実施する関連プログラムの数が111（トリプル・ワン）となることを目指しています。こちらにも奮ってご参加くださ

NEWS

委員を募集します（図書館政策企画委員会）

図書館政策企画委員会は、図書館政策課題についての調査及び研究、提言、セミナーの開催、図書館政策資料の刊行等の活動を行っています。現在、委員会は図書館職員、元職員、大学教員など9名の委員で構成されています。このたび新たに若干名の委員を募集します。

○対象

- ・図書館業務の現職者・経験者、図書館情報学の教員・有識者、図書館活動に理解や関心のある方。
- ・図書館政策課題に関わる一定程度の知識と、委員会の業務に関心・意欲をお持ちで、企画、運営、関連の文書類作成や検討に当たり主体的に参加できる方。
- ・日本図書館協会の会員。なお、会員でなくても応募できますが、委員になっていただくことが決まった時点で入会してください。

○活動内容

- ・図書館政策課題についての調査及び研究、提言
- ・図書館政策課題についてのセミナー等の開催
- ・図書館政策課題についての会員及び図書館関係者に対する資料の刊行及び情報提供

・図書館政策課題についての相談業務など

・原則月1回開催する委員会に出席していただきます。

委員会は、協会での対面とZoomを用いたオンライン会議の併用を通例としています。

○任期

- ・委嘱日（2025年9月以降）より2027年3月まで（委員委嘱は1期2年ごとに行います。）

○応募方法

- ・①所属、②氏名（ふりがな）、③連絡先（電話番号等）、④経歴（図書館との関わり）、⑤志望動機・自己PR（「図書館政策課題」への関心など800～1,000字程度）を電子メールにて次の応募先までお知らせください。

日本図書館協会 図書館政策企画委員会

E-mail : kikaku@jla.or.jp

○応募期限

- ・2025年6月30日（月）
- ・7月～8月に採否の結果をお知らせします。
- ・採用の場合は9月をめぐり、手続きが済み次第、委員会活動に加わっていただきます。

い。

トリプルワン・プロジェクト：<http://www.pref.ehime.jp/site/111th-library-ehime/list183-624.html>

大会ロゴマーク、メインビジュアルに込めた思いについて：<https://www.pref.ehime.jp/site/111th-library-ehime/93605.html>

◆協会へのご寄附について

日本図書館協会では、広く市民や会員の皆さまからのご寄附を受け付けております。

○寄附の種類

(1) 一般寄附金

- ・寄附の用途を指定しない寄附金で

す。

- ・寄附の50%以上を公益目的事業に使用します。

(2) 指定寄附金

- ・寄附の用途を指定する寄附金です。
- ・寄附者は寄附の用途を指定することができます。

詳細：<https://www.jla.or.jp/jla/tabid/457/Default.aspx>

◆JMLA 認定資格「ヘルスサイエンス情報専門員」第44回申請

受付期間：2025年7月1日（火）～31日（木）

はじめて申請される方へ：日本医学図書館協会会員以外の方も申請で

きる／司書資格のない方はご相談を／協会指定の研修会への参加が必要／規定の実務経験が必要／基礎資格のみ申請できる／基礎資格は永年有効

第34回申請で中級・上級を取得された方へ：今回の第44回申請が更新の期限となる

問合先：NPO 法人日本医学図書館協会中央事務局（〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-10 和田ビル3階 FAX.03-5577-4510

E-mail : jmlajimu@sirius.ocn.ne.jp

詳細：<https://jmla1927.org/healthscience.php>

新聞切抜帳

●全国

▶書店減「不安」64% 全国[郵送]世論調査「税金で支援」賛成多く
読書 月に「0冊」44% 新刊情報
アナログ高い信頼 1冊に支払える額「2千円の壁」品ぞろえ充実、本以外の商品… 要望多様 難しさも [日本世論調査会]

(熊本日日3/26)

●関東

▶[まな viva!]図書館に学校司書
学び充実 全校常駐で貸し出し3倍
[荒川区立ひぐらし小学校] 配置に
地域差 待遇も課題[町田市:有償ボ
ランティアが蔵書の管理など担う]
平等な学習機会 公教育の役割
学校図書館に詳しい帝京大[学]・鎌
田和宏教授(情報リテラシー教育)
の話 (朝日<多摩>3/22)

▶[町田市]市立図書館 デジタル化
「来館増に」25日に一部リニューアル
[来館者数]減少傾向

(タウンニュース<町田>3/27)

●甲信越・北陸

▶[甲府]街の本棚 誰でもどうぞ
大学生が会社敷地内に設置 感動共
有 つながる場に [春日測量設計
「うぐいすの本棚」]

(山梨日日3/27)

▶[峡南]雑誌カバーにスポンサー名
富士川町立図書館 購入負担で広
告 [山梨県] (山梨日日3/29)

▶[市立]小諸図書館 「[図書館の]に
ぎやかさ」テーマに意見交換 互い

の尊重した利用を (小諸3/7)

▶絵本の奥深さ 大人も味わう 安
曇野[市中央図書館] 講義や朗読で
学ぶ講座[「大人のための絵本講座」]
(信濃毎日3/7)

▶レンタル植物始めました 松本
[市]・中央図書館に癒やし 館内で
読書・学習のお供に[「レンタルプラ
ンツ」] (市民タイムス3/16)

●東海

▶3階→会話、飲食OK / 4階→読
書、学習に集中 星が丘AL[アクテ
イブライブラリー]整備 各階の特
徴発表 [名古屋市]

(中日<名古屋市民>3/26、関連1紙)

▶本の楽しさ地域に伝え30年 豊田
市こども図書室 主婦などボランテ
ィア運営「絵本は可能性広げてく
れる」 (中日<愛知・豊田>3/27)

●関西

▶学校へ行きづらいうちの子の居場所に
小児科医が私設図書館[cosTAge]

親里[嘉展]さん「読書で自分と向
き合って」[高砂市 サンモール高
砂医療モール] (神戸<東播>2/8)

▶寄付募り蔵書132冊購入 [高砂市
立]米田小[学校] 協力の住民ら図書
室に招待 OBで吉本新喜劇座長
吉田裕さん愛称命名権 [「読書すん
のかーい!!」] (神戸<東播>3/18)

▶図書室一部 自由に活用を 大久
保北コミセン、週3日開放 [明石
市] (神戸<明石>3/21)

▶存廃議論の旧加古川図書館「貴
重な財産」6割 [加古川]市がアン
ケート 民間活用の可能性模索

(神戸<東播>3/25)

▶大人も子どもも読書を楽しんで

[明石市立]二見図書館きょうオープ
ン イトーヨーカドー内 本を通じ
た交流の場に (神戸<明石>4/1)

●中国・四国

▶[JR]西高屋新駅舎 お披露目 南
北自由通路など きょうから供用
[東広島市立高屋図書館]

(読売<広島>3/21)

▶阿南市 予算案に図書館設計費
プロポーザルで公告へ

(建設通信3/4、関連1紙)

▶機能充実の新図書館 南国市、来
年4月開館 (朝日<高知>3/27)

●九州・沖縄

▶「読書で生きる力を」[第70回]全
九州学校図書館コン[クール] [大牟
田市]倉永小[学校]が最高賞[最優秀
賞と文部科学大臣賞] 情報取捨選
択の土台 独自キャラ作成 ICTと
紙の融合授業 各学年にミニ図書室
(西日本3/7)

▶[豊の国情報ライブラリー] 開館30
周年 県立図書館・県立先哲史料
館・県公文書館]1 [大分]県立図書
館 上 利用登録者数は九州1位
非来館型、ネットワーク構築

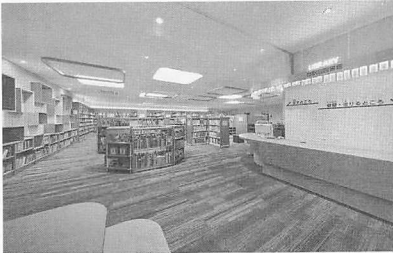
(大分合同3/8)

▶[豊の国情報ライブラリー] 開館30
周年 県立図書館・県立先哲史料
館・県公文書館]2 [大分]県立図書
館 下 課題解決型へ他機関と連携
ビジネスや子育てなど支援

(大分合同3/15)

今月も石井一郎様、桑原芳哉様、松
野高徳様および山梨県立図書館、県立
長野図書館、小郡市立図書館の皆様より
記事の提供を受けました。ありがとうございました。

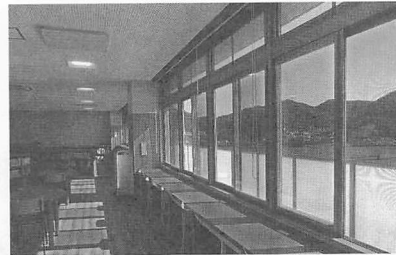
新館紹介



開館 2024年
9月17日
延床面積
201㎡

枚方市立市駅前図書館 (大阪)

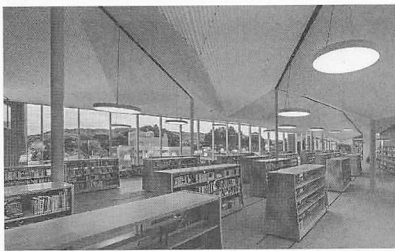
内装設計：株式会社昭和設計
〒573-0032 枚方市岡東町19-1 ステーションビル枚方5階
☎072-841-1103
▶京阪枚方市駅直結。図書館と生涯学習交流センターが一体となった施設です。枚方市駅には予約図書受取ロッカー・返却ポストも設置され利便性の高い施設です。(福田 準)



開館 2024年
10月15日
延床面積
221㎡

南さつま市立坊津図書館 (鹿児島)

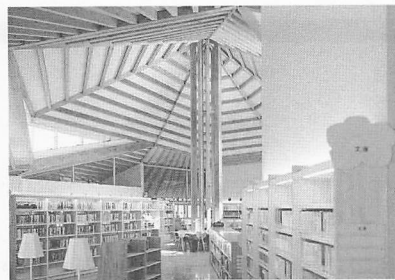
設計：株式会社三反田設計
〒897-0101 南さつま市坊津町坊422-2 (坊津交流プラザぱんどころ内)
☎0993-67-1441
▶古来より「史と景の町」として知られる坊津。館内の窓からは名勝「双剣石」が一望でき、鑑真和上を中心とした郷土資料が充実しています。(佃 勇希)



開館 2024年
9月28日
延床面積
2,077㎡

小千谷市ひと・まち・文化共創拠点 ホントカ。(新潟)

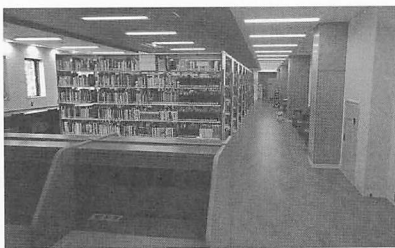
設計：株式会社平田見久建築設計事務所
〒947-0021 小千谷市本町1-13-35 ☎0258-82-2724
▶図書館を核としながら、郷土資料館、子どもの屋内遊び場、ダンス・音楽スタジオ、電子工作機器を備えた工房スペース、カフェなどさまざまな機能が融合する施設です。(土田昌史)



開館 2024年
12月20日
延床面積
1,151㎡

佐川町立図書館さくと (高知)

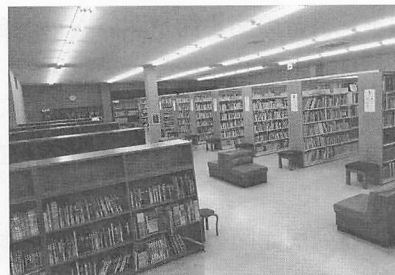
設計：ハウジング・森下大右・イシバシナガラ設計共同企業体
〒789-1202 高岡郡佐川町乙1862-1 ☎0889-20-0202
▶「さくと」は、町民のみなさんの「知りたい・学びたい・やってみたい」という思いと、まちを舞台に生まれるさまざまな活動のあいだを繋ぐ「学び合いの広場」です。(青木美珠)



開館 2024年
10月1日
延床面積
791㎡

北海道大学大学院水産科学研究院・大学院水産科学院・水産学部図書室 (北海道)

設計：株式会社長大
〒041-8611 函館市港町3-1-1
水産科学未来人材育成館2階 ☎0138-40-5563
▶学内の水産科学館などと合築した施設で、図書・博物資料の双方にアクセスできます。幅広い教育・交流の場となることを目指しています。(三隅健一)



開館 2024年
12月21日
延床面積
489㎡

輪島市立図書館 (石川)

〒928-0022 輪島市宅田町48-1 ☎0768-22-2926
▶能登半島地震で被災し、商業施設のテナントに仮設移転しました。もとの図書館より通路を広くし、座席を増やしたことでゆったりと過ごせる居場所になりました。(細谷樹史)

特集

公民館等図書室のさまざまなかたち

- 特集にあたって……………図書館雑誌編集委員会
- 公民館図書室の現代的意義―「本棚の手前」から広がる可能性……………青山鉄兵
- 地域に根付いた「読書の場」として―小規模図書室をフルに活かす大網白里……………佐久間直美
- 東日本大震災を乗り越えて―女川つながる図書館の今……………佐藤克己
- 構想から20年。待望の図書館が開館。―公民館図書室～つなぎ図書館（利府町図書館）～
「リフノス」利府町図書館……………今野 宏
- チャンスをつかめ！―公民館図書室から公共図書館へ……………藤山明子
- 国立市における公民館図書室独自の役割―本を通して人のつながりをつくる……………辻口朋香
- 沖縄県立図書館の公民館図書室への支援について……………神里茉里
-

特集◎公民館等図書室のさまざまなかたち

特集にあたって

図書館雑誌編集委員会

『図書館雑誌』で、公民館等図書室を正面から取り上げることは、少し変わった感じを受けられる方もいらっしゃるかもしれません。過去に目を向けてみると、2021年6月に「図書館と公民館との連携を考える」という特集を行ったことはありますが、タイトルのとおり「図書館と」に力点があったと言えます。

ですが、いまだ図書館未設置の自治体も残るなか、公民館等に設置されている図書室や資料室が、住民に貴重なサービスを提供している場合があることは事実です。社会教育法の公民館に関する記述には、「図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること」とあり、図書館法の「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する」とは整理や保存の面で違いがあります。法規上は公民館活動のための資料、すなわち人と資料をつなぐという図書館の役割より、やや人と人とのつながりを生む媒介物としての資料という位置づけが強いと読めますが、実際には必ずしもそればかりではなく、「ミニ図書館」的な活動が行われていることは多くあります。また、都道府県立図書館等からすれば、各自治体住民の読書活動支援のために、市町村立図書館だけでなく、公民館等読書施設に対しても協力することが多いでしょう。

そのため、今回の特集「公民館等図書室のさまざまなかたち」では、図書室に注目した総論「公民館図書室の現代的意義－『本棚の手前』から広がる可能性」に加え、充実した活動を行っておられる公民館等読書施設から事例をお寄せいただき、活動上のポイントや苦労を伝えていただきたいと思います。公民館等で働く方々ばかりでなく、都道府県立図書館や、近隣自治体等に類似施設のある図書館の方々にも参考になるのではないのでしょうか。

他方、図書館法に基づく図書館には、自治体として「図書館」活動を推進する立場を明らかにすることができ、複写や映画の著作物の貸出し、国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスの承認申請等の著作権法上可能になる事柄がある等のメリットがあることも忘れるわけにはいきません。そこで、公民館等読書施設が条例を制定し図書館となった自治体の事例も、複数お寄せいただいています。図書館となることのメリットや手順等についても、読み取っていただける特集になっていればと期待しています。

加えて、図書館はすでに存在するが、公民館等読書施設は単に「図書館の分館」としてではなく、上記のような「公民館」としての理念に立脚した活動をしている事例、また、図書館と公民館等読書施設とを支援する県立図書館の事例も提供していただきました。

図書館がさまざまであるように、公民館等図書室もさまざまです。そもそもその自治体に図書館がある場合とない場合では期待される役割が異なりますし、それぞれの場合でも自治体の規模や特徴によってあり方は変わってきます。特定のひとつの理想像があるわけではありませんが、特集の名前どおり「公民館等図書室のさまざまなかたち」を感じていただければ幸いです。

公民館図書室の現代的意義

——「本棚の手前」から広がる可能性——

青山鉄兵

1. 公民館図書室に注目することの意味

一般に、公民館図書室はなかなかマニアックな存在であると言ってよいだろう。公民館図書室は、公民館業界と図書館業界（世間的にはこの時点で十分マニアックであるが）の間で、どちらの議論においても周辺的な位置に置かれてきたと言える。

図書館に関する議論では、図書館法に基づかないため公民館図書室は「未熟な公共図書館」と見なされる傾向があった¹⁾。また、公民館に関する議論では、個人利用が中心となる公民館図書室の業務は、団体活動の支援を主とする公民館の主要業務とは見なされてこなかった。

一方で、図書館サービスの拠点という意味では、公民館図書室は公共図書館よりも数多く存在している。2021（令和2）年の社会教育調査によれば、全国の公民館（13,798施設）の35.0%にあたる4,824施設に図書室が設置されており（公民館類似施設を含む、以下同様）、全国の公共図書館の総数（3,394施設）を上回っている。特に、公民館が歴史的に農村部を中心に設置されたのに対し、図書館は都市部中心に整備されてきた経緯があるため、現在でも図書館未設置の町村などでは、公民館図書室が「図書館」と呼ばれ、実質的な図書館サービスの拠点機能を担っている例も少なくない。実際、自治体が図書館を設置する際には、公民館図書室が図

書館法上の図書館として「独立」するケースも多い。近年、公民館の数は減少傾向にあるものの、公民館図書室は、地域住民の読書を中心とした学習活動の拠点として、依然として重要な役割を担っている。

本稿では、近年注目される「居場所」をめぐる議論を手がかりに、図書室機能が公民館の中に存在することの積極的な意義について考察する。

2. 公民館図書室の役割を捉える視点

公民館図書室の役割を考える前提として、第1に、公民館が集団利用を中心とした総合的な施設であるのに対し、図書館は個人利用を中心とした専門的な施設である点を踏まえる必要がある。

公民館は、グループ・サークルや、学級・講座などを通じて、主として集団への支援を行う施設であるのに対し、図書館は主として来館者に対する個人への支援を中心に行う施設であると言える。その意味で、公民館図書室は、集団利用が中心の公民館の中で、個人を中心とした学習活動を支援しうる場所である点に特徴がある。近年、学習ニーズの多様化・高度化や孤独・孤立対策の観点から、公民館が個人の利用にいかに対応できるかが課題となっている。その点で、公民館図書室は、公民館における集団利用と個人利用をつなぐ存在

としての意義を持っている。

また、公民館はさまざまな機能を持つ総合的な施設であるのに対し、図書館は特定の機能に特化した専門的な施設である。近年では、社会教育施設の複合施設化が進んでおり、他の施設と隣接している公共図書館も少なくないが、公民館図書室は、公民館というさまざまな機能を持つ施設の一部として、他の事業との関係の中でサービスを提供することが前提となっている点に特徴がある。

公民館図書室の役割を考える第2の前提として、近年、社会教育と地域づくりの関係が強調されるようになっていくことが挙げられる。1990年代後半以降、生涯学習振興の文脈において、社会教育と教育行政以外のさまざまな分野の連携が重視されるようになり、2000年代以降になると、地域コミュニティの活性化や地域課題の解決に向けた社会教育の役割が強調されるようになった。社会教育が地域コミュニティの形成に資するものであることや、教育以外の領域とも密接に関わるものであることは、社会教育の領域では前提とも言えるが、長引く経済の停滞と行財政改革に伴って社会教育行政の存在意義が問われる中で、地域コミュニティとの関わりが改めて強調されるようになってきた経緯がある。

2018年の中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」では、社会教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」が提唱されており、公民館や図書館などの社会教育施設が、地域づくりの拠点としての役割を果たすことの重要性が改めて指摘されている。伝統的にコミュニティの拠点としての役割を果たしてきた公民館の中にある公民館図書室にとって、提供するサービスを地域づくりにどのようにつなげていくかはその存在意義を考える上で重要な視点と言える。

以上のような状況の中で、公民館図書室に図書館とは異なる独自の役割を期待する議論もなされ

てきている。たとえば、廣瀬隆人は公民館図書室の意義として、①図書室を利用した学習事業、②図書館サービス、③まちづくり資料室の3点を挙げているが、ここでの①・③は特に公民館図書室に独自の役割として捉えることができるものであろう²⁾。さらに近年では、公民館図書室の強みを活かす方向性として、図書室での活動を地域課題の解決に結びつける事業の展開、放課後子供教室等の子どもたちの放課後支援の拠点としての活用、公民館職員のファシリテーションスキルを活かした場づくりなどが挙げられる³⁾。

3. 居場所への関心の高まりと社会教育施設

近年、子ども・若者の支援にかかわる文脈で、「居場所」への社会的な関心が高まっている。地域における子どもの居場所の減少や放課後支援ニーズの増大、若者の生きづらさの顕在化などを受けて、家庭や学校以外に子どもや若者が安心して過ごすことのできる居場所を増やしていくことの重要性が指摘されるようになっていく。2023年には、新たに設置されたこども家庭庁のもとで「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されるなど、「居場所」が子ども・若者政策のキーワードの一つとなっている状況がある。

こうした状況の中で、公民館や図書館といった社会教育施設においても、地域住民にとっての「居場所」としての役割を求める声が高まっている。社会に居場所を増やすためには、「居場所づくり」を直接の目的とする取り組みだけでなく、その意図の有無にかかわらず、地域住民が安心して心地よく過ごせる場所が多様に存在することが重要である。その意味で、公民館や図書館といった社会教育施設が、学習支援にとどまらず、住民にとっての居場所にもなることの意義は大きい。

公民館や図書館における居場所を考える際には、子ども・若者にとってだけでなく、大人も含めたあらゆる世代にとっての居場所となることが重要

な意味を持つ。地域社会のつながりが希薄化し、社会全体で孤独や孤立が問題となる中で、居場所へのニーズは、子どもや若者に限らず、大人にとっても切実なものとなっている。公民館や図書館が、年齢や立場を問わず誰もが気軽に立ち寄り、安心して過ごせる空間であることの意義はますます高まっていると言えるだろう。

もちろん公民館や図書館は、これまでも住民の重要な居場所になってきた。ただし、活動や交流が中心となる公民館と、1人で静かに過ごすことが多い図書館では、提供している居場所の性格は異なっている。公民館でのサークル活動や、知り合いとの立ち話に安心感を感じる人もいれば、図書館の静かな閲覧室で本を読んだり、ただぼーとしていてことに安心感を感じる人もいたように、どちらを居場所と感じるかが人によって異なる場合も多いだろう。ある場所を居場所と感じるかは本人の主観によるため、社会に多様な居場所を増やすには、さまざまなタイプの選択肢があることが重要となる。その点で公民館図書室は、公民館内に図書館的な性格の居場所を提供することで、公民館の居場所としての多様性を増す役割を果たすことができる存在と言える。

公民館や図書館が「居場所」となることの意義は多岐にわたる。まず、多様な人々が集うことで、世代間交流や新たな地域コミュニティ形成のきっかけが生まれる。また、経済的な状況にかかわらず誰もが利用できるため、孤立を防ぐセーフティネットとしての機能も期待できる。さらに、特定の目的を持たずに訪れる機会が増えることで、偶然手に取った本や、偶然やっていたイベントや講座との出会いを通じて、新たな学びへとつながる可能性も高まる。人々がただ「いる」ことを許容することで、さまざまな出会いや偶発的な学びのきっかけを生み出す余地が広がると考えられる。こうした視点は、「常連」の利用者が固定されがちな公民館や図書館にとって、これまで施設にかか

わりがなかった人と施設のつながりを広げていくためにも重要な意味をもつ。

4. 図書館サービスと居場所をつなぐ公民館図書室の可能性

公民館ではこうした施設の居場所としての側面が伝統的に重視されてきたのに対し、図書館では、住民にとっての居場所になることへの意識は相対的に希薄であったと言えるだろう。

公民館については、1974（昭和49）年に東京都教育庁社会教育部によって示された「新しい公民館像を目指して」の中で公民館が「住民の自由なたまり場」としての役割を果たすことが求められていた。「居場所」という言葉が注目される以前から公民館が住民にとって気軽に安心して過ごせる空間であることや、居場所と学習が相互に関連することが重視されてきた経緯がある。

図書館では、専門的な施設としての性格から、施設本来の目的利用とそれ以外の利用との両立は、公民館以上に難しいと言える。施設のハード面でも、多様な利用形態に開かれた施設にするのは容易ではない。

一方で、すでにみたように、図書館だからこそ提供できる居場所の形もあるはずである。2015（平成27）年9月に鎌倉市中央図書館がTwitter（当時）に「学校が始まるのが死ぬほどつらい子は、学校を休んで図書館へいらっしゃい」と投稿したことが話題となったように、近年では図書館が居場所としての意味を持つことの重要性も認識されるようになってきている。

こうした状況を踏まえると、公民館図書室は、図書館サービスと居場所機能を融合させる一つのモデルになりうるのではないかと考えられる。

森田秀之は、公民館と図書館の特徴を比較した上で、今後の図書館のあり方を巡って、以下のよう論じている⁴⁾。

図書館の遺伝子を持った新しい施設が、行政のフロントエンドとして助けなければならない人に寄り添う一方で、公民館を手本とし、多様な生物が棲める土壌のような環境に「私たち住民」によって文化・学びの場がつくられていく。それは革新的な施設というより、ずっと望まれてきた地域自治の姿そのものかもしれない。

公民館図書室は、森田氏が述べるような新しい図書館のあり方を模索する上で、〈公民館的な要素〉と〈図書館的な要素〉とをつなぐ結節点としての意義を持つと考えられる。

実際、北欧の図書館などでは、こうした発想が施設運営の前提として組み込まれているケースが見られる。例えば、2018年に開館したヘルシンキ中央図書館「Oodi（オーディ）」は、多様な市民一人ひとりにとって居心地の良い空間であることが建物全体の設計において重視されている。3階建ての建物のうち、図書があるのは3階だけであり、それ以外のフロアでは、市民がさまざまな活動をしたり、遊んだり、ごろごろしたり、お茶をしたりと、思い思いの時間を過ごすための環境が用意されている。ここでは、誰もが心地よく過ごせる居場所の確保が市民の権利として認識され、それを公共的に保障するための工夫が随所に見られる。そして、この居場所を構成する重要な要素として、図書館サービスが位置付けられている。

オーディはいわば、図書館における「本棚の手前」にある空間や体験がとても充実した施設であると言える。公共図書館に「本棚の手前」にあたる多様な要素が用意されることで、図書館は地域住民の居場所となり、その機能が余暇の中に自然と位置づけられる。結果として、図書館サービスの利用への敷居を下げる効果も期待できる。このとき、オーディの図書館スペースは、いわば大きな公民館図書室のような空間であると言えるだろう。

もちろん、現実の公民館図書室を取り巻く環境を考えれば、このような役割を果たすことが容易ではないことは重々承知している。また、教育を主たる目的として設置された施設が「居場所」としての要素を強調することには、本質的な矛盾がつきまとうことも事実である。読書や調べ物、講座や地域活動といった目的的な利用に資することが想定される施設の中で、明確な目的を持たない利用や、「何もしない」で過ごすことをどこまで許容できるかといった問題もある。

しかし、居場所という観点から公民館図書室の現代的意義を捉え直すと、そこには公民館の居場所としての多様性を広げ、「本棚の手前」が充実した図書館サービスの拠点となる、さまざまな可能性を見いだすことができる。公民館図書室の存在意義を考察することは、社会教育と地域づくり、あるいは社会教育と居場所との関係性を考える上でも、多くの示唆を与えるものと言えるだろう。

注

- 1) 内田和浩「図書館機能を活かす工夫を」日本公民館学会編『公民館のデザインー学びをひらき、地域をつなぐ』エイデル研究所、2010、pp.135-136.
- 2) 廣瀬隆人「図書館・公民館図書室・司書」日本公民館学会編『公民館・コミュニティ施設ハンドブック』エイデル研究所、2006、p.290.
- 3) 青山鉄兵「社会教育の立場からみた公民館図書室」『現代の図書館』Vol.58, No.1, 2020, pp.10-15.
- 4) 森田秀之「図書館の遺伝子をもった新しい施設種」『図書館雑誌』Vol.110, no.4, 2016, p.231. 森田氏には、2024年11月に行われた未来の図書館研究所主催のシンポジウム「図書館と居場所」で一緒に登壇した際に、本稿の内容につながるさまざまな示唆をいただいた。特に、公民館図書室から今後の図書館のあり方を考えるという発想は、森田氏の議論によるところが大きい。ここに記して感謝申し上げたい。

(おおやま てっぺい：文教大学人間科学部)

[NDC10：016.2 BSH：1.公民館 2.図書館(公共)]

地域に根付いた「読書の場」として

——小規模図書室をフルに活かす大網白里——

佐久間直美

◆大網白里と図書室のはじまり

大網白里市は、千葉県の太平洋側にあり九十九里浜に面した緑あふれる田園都市です。面積58.08平方キロメートル。千葉市に隣接し大網駅のある市街地から海岸に向かって細長い地形です。1954（昭和29）年の合併時に駅のある丘陵の町と、漁業で栄えた海岸沿いの町、田園地帯の村で、2町1村が合併しました。このとき、丘陵と海岸の二つの旧町名をあわせた現在の「大網白里」という名称が誕生。この地元愛の深さが、市内に図書室が3室設置される理由にもなっています。

市内3室体制での図書室運営のはじまりは、丘陵地区の、町役場（現・市役所）敷地内に1987（昭和62）年にオープンした「保健文化センター」の図書室でした。1階は保健センター、2階は図書室（床面積330㎡）、3階には図書室が管理する視聴覚室を備え文化施設としています。

それまで中央公民館の小さな一室だった図書室は、大きな窓の採光が明るい図書室へと生まれ変わり、翌年には当時としては意外にも早くコンピュータ貸出方式を導入し、図書貸出にかかわる基本的サービスは一般的な公共図書館とほぼ変わらない内容でスタートしました。

図書館と変わらない機能の理由としては、千葉県公共図書館協会にオープン当初から加盟し相互協力業務が行えたこと、それにより県立図書館をはじめとする県内公共図書館と情報交換が早くから行え、図書室運営のノウハウを教えてもらったことが大きな要因であったと思います。

また、オープンと同時に、読み聞かせボランティアの育成講習会を開催し、ボランティアの協力を得ながら、定例行事の子ども向けおはなし会を毎週開催。3階の視聴覚室では、毎月定例の映

画会（現在は子ども向けのみ年4回）や郷土に関する歴史講座（年2～3回）を開催しています。これらの行事は図書室の開室以来38年間継続しています。季節により工作教室等のイベントも行っていますが、近年は各種講座について職員自らが講師を務めることも多く、コスト意識をもってイベント開催をしています。財政事情が厳しくなる中で講座の回数を維持しているところは、職員の努力のたまものと思います。

◆どうして3か所なのか？

大網白里町図書室オープンから2年後、海岸地域の「白里公民館」内の図書室がほとんど利用されていなかったことから整備をしました。職員数補充もない中で行うため、定休日の月曜日ごとに職員で地道に清掃・資料のバーコード貼り等の準備を進めました。当初は2階の小さな部屋で毎週火・土曜日の午後のみ開室でしたが、整備後には隣接する小学校・幼稚園の子どもたちが訪れ、次第に利用者が増えていきました。海岸地域には書店もなく、この小さな公民館図書室は子どもたちの唯一身近にある文化施設であり、「本」に触れることができる大切な空間でした。

この時期と並行して1994（平成6）年に、町の間である田園地区に小学校と廊下で施設がつながった「中部コミュニティセンター」が開館。南向きの1階に新たな図書室が床面積約269㎡でオープンしました。小学校と同敷地内との理由から児童書の割合が比較的多くなっています。また、周囲は年々住宅地が増え、コミュニティセンターの定期講座に参加する一般利用者も多いため、趣味の本・実用書を充実させています。2008（平成20）年頃に利用者増のピークを迎え、毎週開催してい

る定例のおはなし会はいつも大盛況でした。現在、少子化等の影響もありおはなし会の参加者数は減ってしまいましたが、学校帰りの子どもたちの利用は変わらず、元気な姿を目にできることはうれしい限りです。

さて、細長い町の中に図書室ができた後、海岸地区にも毎日利用できる読書施設が必要とのことから、2003（平成15）年「白里公民館」の改修を機に、先に述べた2階の小さな部屋から1階へと図書室を移し、床面積約145㎡でリニューアルオープンとなりました。こちらも小学校・幼稚園が隣接のため、児童書を充実させるとともに、一般書は娯楽読み物や産業・農業系を充実させています。もちろん、他の図書室と同様におはなし会は毎週行っています。現在、この地区は少子高齢化が顕著に進んでおり、残念ながら2025（令和7）年3月末をもって隣接の幼稚園は閉園。図書室の窓から、隣地の幼稚園児の顔が見えなくなりとても寂しく、また、今後の児童向けサービスの見直しが必要と考えています。

以上のような経緯から、当市は細長い地形上に、合併以前の地域性や住民の行動範囲等を鑑みて、規模は小さいながらも地域密着型の図書室を3か所で運営しております。2005（平成17）年には保健文化センター内の図書室を図書館で言うところの「本館」とし、他2室を「分室」として位置づけ、現在の体制となった次第です。

◆現在の図書室

市制から10数年を経た大網白里町は2013（平成25）年に単独市制を施行し県内で一番新しい市として誕生しました。

2025年3月現在、蔵書数は市内3室と小学校の空き教室を利用した書庫棟を合わせ約158,000冊です。正規職員5名（施設事務担当2名と司書職3名）とパートタイム会計年度任用職員12名で図書室運営業務に従事しています。

市内図書室の窓口職員はすべて大網白里市図書室から日替わりで派遣。公用車で毎日1回市内各図書室を巡回しており、本の取り寄せ時間も比較的短い方だと思います。面積の広い大規模図書館はありませんが、工夫し「人・資料・情報伝達」

が効率よく回るよう努力しています。利用者はどこで本を借りてどこで返してもよく、市内3か所にある図書室のちょっとした違いを楽しみながら、全室を利用している方もいます。これまでに図書館建設の要望や、現在の図書室に対する不満の声もありましたが、「建物」の問題以外では図書館の機能をほぼ有しているため、図書館という認識で利用している方が多いのではと思います。

しかしながら、各室ともワンフロアで閲覧席と児童コーナーの棲み分けも難しく、利用者にとって満足のいく施設とはなっていないことや事務上の動線も悪く職員配置に苦慮する等、問題を抱えていることは職員としても心苦しく、かつ不便な部分です。

◆これからの図書室について

現在、市内に書店は1店舗のみです。このような「地域に書店がない」住民、特に子どもたちにとって、公共読書施設は重要な場所です。

とあるエピソードがありました。分室の窓口で小学生の子から「図書館（室だけど）っていろんな本がたくさんあって本のいい匂い。ゆっくり本が読める場所で大好き。」という言葉を書きました。もう少し話をきくと、学校図書室は時間が限られ、書店には行ったことがないとのことでした。

世の中は知識・情報であふれている反面「多種多様な分野の情報・資料がある環境」を知らず大人になる子どもも少なくないことは大変残念です。開室以来、特に児童向けサービスを重視し、生活の中に読書が根付くよう各室で毎週子ども向けのおはなし会や季節ごとに各種の催し等を行っていますが、今後もさまざまな形で読書の楽しさを伝えていけたらと思います。

また、地域に密着した公共読書施設の機能を持続するために、読書バリアフリーへの対応、人材確保や予算確保など問題は多くあります。

小さな図書室では、今はこれが精一杯ですが、「市民への読書サービスの向上に努める」という職員の熱意は大きく、昔も今も変わりません。

（さくま なおみ：大網白里市図書室）

[NDC10：016.2135]

BSH：1. 公民館－大網白里市 2. 図書館（公共）－大網白里市

特集◎公民館等図書室のさまざまなかたち

東日本大震災を乗り越えて

——女川つながる図書館の今——

佐藤克己

◆「女川つながる図書館」とは

ここ女川町は、宮城県の東部沿岸地域にある人口およそ6,000人の漁業の盛んな町です。「女川つながる図書館」は、そこにある図書館です。

図書館といっても、実際は公民館図書室等読書施設の枠に入り、正式名を「女川町生涯学習センター図書室」と言います。施設の広さは程々（床面積778.1㎡）あり、蔵書も約67,000冊あるせいか、訪れる人は、ここを通常の公立図書館だと思っている人が多いようで、地元では「女川つながる図書館」の愛称で親しまれています。

◆東日本大震災からの再建

2011年まで町の図書室は、JR石巻線女川駅前の生涯教育センター（4階建てビル）の3階にありました。約4万冊の蔵書があり、窓からの海の眺めもよかったことから、町民の憩いの場となっていました。

しかしそんな日常の風景は、2011年3月に起こった東日本大震災で一変しました。ご存じのとおり、巨大地震は、東日本各地に多大な被害をもたらしましたが、女川町はその中でも震源地に近く、とりわけ壊滅的な状況でした。この時発生した大津波は、生涯教育センターのビルの屋上まで到達したため（写真参照）、建物はもとより、中にあった蔵書も海に流されたり、あるいは海水に浸ったりして、図書室の機能はすっかり停止してしまいました。



▲屋上まで到達した津波



▲被災した建物



▲図書室内の様子

その後、女川町民は、しばらく瓦礫の中での苦しい生活が続きましたが、生き残った役場職員を中心に図書室の再建を目指しました。

それにはまず、その中身となる本を集めることでした。幸いにも全国各地から支援を受けられたので、蔵書を少しずつ集めることができました。本当に、全国の皆さんのこの心温かい贈り物に感謝です。

次に、図書室に代わる場所を確保することでした。初めは、津波の被害のなかった小学校の校舎の一室を借りて臨時的図書室「女川ちゃっこい絵本館」（ちゃっこいは方言で小さいこと）を設置し、運営しました（写真参照）。絵本や児童書を中心に取り揃えたこの図書室に、子どもたちは大喜びでした。本は、何もない中で子どもたちの娯楽となり、再び本来の輝きを放ったような気がしました。

2012年3月からは、「ちゃっこい絵本館」を移動させ、町の社会教育施設である女川町勤労青少年



▲女川ちゃっこい絵本館

センターで図書室を開設しました。一般図書も取り揃えたこの図書室こそが、愛称「女川つながる図書館」の始まりです。「つながる」の言葉は、全国の方から本の寄贈をいただき、開館できたこの支援に感謝し、これからも全国の方々と心と心がつながっている意味を込めてつけられたものなのです。

女川町生涯学習センター図書室（愛称「女川つながる図書館」）は、2018年10月1日に女川町新庁舎内に約4万5,000冊の蔵書を揃え、新たにオープンしました。これが現在の施設です。図書室の機能も以前よりもよくなりました。子どもにのびりと本を読んであげられる読み聞かせコーナーや、静かに読書を楽しめる海に見える窓辺の閲覧席、落ち着いて勉強できる学習席を設けた開放感あふれる図書室として生まれ変わりました。

◆「女川つながる図書館」の取り組み

この図書室の特徴は、震災復興のため子どもたちの笑顔が大切だということで、図書室の蔵書に絵本・児童書を多くしたことです。このことは、図書室の3分の1のスペースをここに充てている

ことでもよく分かります。また、町民が本に親しんでもらえるようにと、いろいろなイベントも開催しています。「図書まつり」「子供司書養成講座」「子供司書による読み聞かせ会」「夜の読み聞かせ会」「ぬいぐるみお泊り会」「手作り絵本講座」等を開催し、毎年少しずつ参加が増えてきています。その中でも特に力を入れている事業は、子どもの主体的な読書活動を推進するために実施している「子供司書養成講座」です。全国的には珍しくないのですが、県内でも早期の2012年から実施して、毎年4～10人の認定者を輩出しています。毎年講座内容を改善していますが、ここ数年は年に9～10回程度の講座を開催（そのうちの2回は宮城県図書館の協力を得て、講師の派遣や施設見学会を実施）し、受講生が楽しみながら参加できる内容になっています。その中でも「ビブリオバトル」や「読み聞かせ研修」は人気の講座です。

◆全国とつながる「読書の町女川」を目指して

最後になりますが、現在でも「女川つながる図書館」は、公立図書館ではなく公民館図書室等読書施設であり、そのことはあまり問題にしているような気がしません。かえってそのメリットを享受しているような気がします。管轄の教育委員会職員と密に企画を立案したり、連携したりした活動が多く、チームとして活気があります。また、本の貸借システムが学校にあるようなシステム程度で支障なく運営できるので、メンテナンスに莫大な予算を取らなくても済むことなどが理由です。

「女川つながる図書館」の愛称で、これからもずっと全国の方々と心と心をつなげ、「読書の町女川」を目指して読書活動を推進していきます。

（さとう かすみ：女川町生涯学習センター図書室）

[NDC10：016.2133]

BSh：1. 公民館－女川町 2. 図書館（公共）－女川町]



▲女川町生涯学習センター図書室「女川つながる図書館」

構想から20年。待望の図書館が開館。

——公民館図書室～つなぎ図書館（利府町図書館）～「リフノス」利府町図書館——

今野 宏

1. はじめに

利府町図書館の歴史は、1952（昭和27）年9月に新しくなった公民館に設置された図書室からはじまりました。当時は蔵書も少なく、昭和40年代から50年代に3,500点ほどとなりましたが、この場所が昭和という時代を通して利府町における図書館機能を有する場所となりました。

平成に入ると公民館施設の老朽化が進み、1991（平成3）年2月に新しく建設された施設（公民館と文化ホールで構成された「十符の里プラザ」）に図書室も移設され十符の里プラザ図書室となりましたが、より充実した図書館整備のニーズが高まり、2000（平成12）年11月に図書館検討委員会が設置され、2006（平成18）年3月に図書館基本計画が策定されました。

その間、2004（平成16）年11月には隣接する生涯学習センター、郷土資料館（移設）を加えたエリア全体を「新・十符の里プラザ」としてリニューアルオープンし、条例施行により十符の里プラザ図書室も利府町図書館として開館しましたが、この図書館は前身の図書室に児童書架を拡張した形での「つなぎ図書館」としてのスタートでした。蔵書数も33,000点ほどで、広さも約300㎡でした。この図書館には閲覧席が無く、併設している公民館ロビーなどを利用するといった状態で、近い将来建設されるであろう新図書館を心待ちにした利

用者が年々増えていきました。

そして2021（令和3）年7月に、図書館、公民館、文化会館の複合施設となる利府町文化交流センター「リフノス」が完成し、待望の図書館が開館となりました。



▲利府町文化交流センター「リフノス」外観

以下、公民館図書室から利府町図書館を経て「リフノス」利府町図書館に至るあゆみを概説していきます。

2. 利府町の概要

図書館概説に入る前に、利府町の概要をお伝えします。

利府町は、仙台市の北東に隣接し、宮城県のほぼ中央に位置しており、近世には石巻街道の宿場

町として栄えました。

2002FIFA ワールドカップや東京2020オリンピックのサッカー競技が開催された宮城県総合運動公園（グランディ・21）のほか、県民の森、加瀬沼公園など多くの公園が整備されています。さらに、東北最大級のショッピングセンターを含め、さまざまな商業施設の集積によって、仙台市北東地域の商業核を形成しています。

また、町内には肥沃な農地や山林が残り、沿岸の東部地区は日本三景松島の一角を形成するなど自然が豊かな地域でもあります。

面積は44.89km²、人口は35,788人（2025（令和7）年3月末）となっております。

3. 公民館図書室（1952年～2004年）

1991（平成3）年に移転した、当時の公民館施設の中の図書室は、広さが約80m²で閲覧席は無く、図書館スタッフは公民館スタッフが図書室担当として対応し、図書館システムも簡易なものであり、加えて相互貸借ができない状態でした（1991（平成3）年度の貸出数は約14,000点）。

そのような中でも、子ども向け資料に関しては、宮城県図書館から資料を借り受け、公民館エリアで本の展示会を開催するなど、できるだけ多くの児童資料に接する場を設けました。この時期の図書室は、図書館ではないため所蔵資料の複写サービスを提供できないといったことなどに対する不満はほとんど無く、要望としてはもっぱら蔵書の充実と落ち着いた読書環境の構築というものでした。

小さな図書室でしたが、年々利用者は増加していき利府町図書館となる直前の2003（平成15）年度には蔵書数が31,000点、貸出数が71,000点を超える図書室となりました。町の総合計画アンケートの中でも、図書館設置への要望が一番高く、公民館図書室としても日本図書館協会より講師を招き、図書館設置に向けた講演会などを開催しました。

しかしさまざまなニーズに対応した図書館の設置には時間がかかるため、その間は「つなぎ図書館」として公民館から独立した図書館運営を目指すこととなりました。

4. 利府町図書館（2004年～2020年）

公民館から独立した図書館は、2004（平成16）年11月に条例施行により利府町図書館として誕生しましたが、広さが約300m²で依然として閲覧席は無く、小さな図書館だったので蔵書数にも限界がありました。それでも専任職員が運営にあたることにより、さまざまな独自企画が展開できるようになり、また図書館としての意思決定もできるようになりました。相互貸借も始まり、加えて図書館システムの導入も行われ、本の予約・リクエストなど利用者サービスが向上しました。

読書推進に向けての活動としては、公民館のカーペットエリアを活用してのおはなし会に人気があり、このカーペットエリアで多くの人々が読書を楽しんでおりました。また、おはなし会の他にも著名な絵本作家の講演会の実施などの活動が評価されて、2011（平成23）年には優良図書館として文部科学大臣表彰を受けました。

このように施設の規模や機能的には十分整備された図書館ではありませんでしたが、施設利用者は年々増加し、蔵書数が5万点を超えた時点では貸出数も176,000点を超えて利用される時期もあり、新しい図書館の早期開設に期待が膨らんでいきました。

また2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災では、一日も早い文化施設の再開が望まれ、利府町図書館は5月7日に再開できました。復旧後、町内外から多くの利用者が訪れ、その中には震災で転居を余儀なくされた方々もおり、そういった人々の中には「図書館が充実しているところに引っ越したいので見に来た」という被災者もおりました。この時期には既に新図書館の基本計

画も策定されており、震災の影響はあったものの、新図書館開館に向けて歩みを進めておりました。

5. 「リフノス」利府町図書館（2021年～現在）

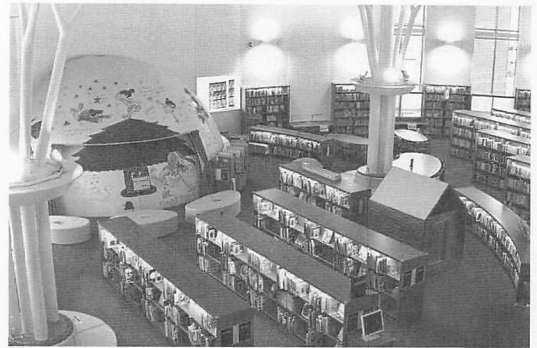
2021（令和3）年7月に利府町文化交流センター「リフノス」が完成し、構想から約20年の歳月を経て、待望の新しい利府町図書館が開館しました。

「リフノス」は、図書館、公民館、文化会館で構成されている複合施設で、その中の図書館は広さが約1,200㎡、蔵書数が約100,000点（2025（令和7）年3月）という比較的コンパクトな施設ですが、一般閲覧席の他に静かに本を読む「静読室」や子どもが80人ほど入れるドーム型の「おはなしのへや」などを設け、図書館機能を充実させる施設となりました。

開館以来利用者数は増加しており、貸出数は約31万点（2024（令和6）年度）となっております。この数字からも待ち望まれた図書館であることが分かりますが、「リフノス」には500台を超える無料駐車場があり、仙台市を始め周辺の市町村からも多数の図書館利用者が訪れています。また、利用者の中で小学生の利用が最も多く、一般書と児童書の貸出数はほぼ同数となっており、休日には親子連れでにぎわう図書館となりました。これは、公民館図書室時代から続けてきた、子どもたちへの読書推進活動が深く根付いているからと考えられます。

新しくなった図書館は、指定管理者による運営となり、町の担当部署と指定管理者間で相互理解と協力をベースに、年間30件を超えるさまざまな読書推進事業を展開しています。その中には全国的にもめずらしい、小学生が一晩図書館に泊まり好きなだけ本を読んでもらう「図書館に泊まろう」という企画や、除籍資料などを提供する「リサイクルブックフェア」などが人気となっております。

また、展示に関して、利府町にゆかりのある方々（例えば、小中学校の校長や学校図書室関係者、交



▲「リフノス」利府町図書館（児童書コーナー）

左上のドーム型の施設が「おはなしのへや」で、ここを囲むカーペットエリアで「図書館に泊まろう」を開催します。

番や消防署や郵便局の責任者の方々）におすすめの本をご紹介いただいておりますが、図書館スタッフとは異なった視点での選書となっており、これも人気コーナーのひとつになりました。

6. おわりに

公民館図書室から「つなぎ図書館」を経て開館した「リフノス」利府町図書館も、今年7月に開館5年目を迎え、今後は書店連携や学校図書室連携をより深めていく計画です。

不読率が6割を超えるという調査結果（「令和5年度 国語に関する世論調査」文化庁国語課（p.34）より）が出ている中、図書館単独での活動の他、読書に関わる方々とのさまざまな連携も行いながら、これからも読書の価値を提供していくとともに、今後、電子図書館の普及も想定されますが、居心地の良い読書を提供していきたいと考えております。

（このの ひろし：利府町図書館）
[NDC10：016.2133 BSH：利府町図書館]

特集◎公民館等図書室のさまざまなかたち

チャンスをつかめ!

——公民館図書室から公共図書館へ——

藤山明子

●はじめに

京都府京丹波町には、かつて町内の6か所に公民館図書室があり、それぞれが各地域の住民に本の貸し出しを行っていました。それらに新庁舎に新たに設置された「図書コーナー」を加えた7拠点を4拠点に再編し、2023（令和5）年4月に京丹波町図書館として開館しました。

なぜ公民館図書室があるのに公共図書館が必要だったのか？それは、法に基づいて「知る権利」を保障し、読書推進や生涯学習支援を使命とする社会インフラである公共図書館を切望する住民が少なからずいらしかったからです。そして、公共図書館設置の最大の障壁となったのが、公民館図書室でした。公民館図書室は、公民館活動で使用する本を収蔵する単なる「部屋」です。京丹波町の公民館図書室では、毎年数十冊程度の本が購入され、それを少数の利用者が回し読みをするような、読書同好会的な活動が展開されていました。その活動と公共図書館とが同一視され、役場や町民のみなさんに違いを説明することは非常に難しいことでした。そこで、言葉で説明するのではなく、まずは図書館を実感してもらおうと、「図書館サービス」を提供してみることにしました。結果的に、その取り組みが実を結び、図書館設置につながりました。

●二つのチャンス

2019（令和元）年当時、新庁舎の建設が2021（令和3）年度の完成を目指してすすめられていました。同時に庁舎への併設が検討されていた「図書館建設」が見送られることが決まり、「図書館建設検討事業」がむなしく空白となっていました。長く「町に図書館を！」と声を上げ続けてくださっていた町民の方々には、ややあきらめムードが

漂っていました。

このとき、図書館建設とは別に、この新庁舎の中に、住民に開放された空間「交流ラウンジ」を設置することが計画されていました。この「交流ラウンジ」は、新庁舎建設に係る町民ワークショップで出た意見が、設計に落とし込まれたもので、行政内ではどう運用するかを担当が思案しているところでした。折よく「新庁舎の「交流ラウンジ」は、ブックカフェのような空間にしたい」との要望が、住民の意見交換の場に出されたことを受け、公民館図書室の蔵書の一部を「交流ラウンジ」に置くという提案をしました。結果、前向きに検討されることになりました。こうして、新庁舎という注目の場所での図書館サービス提供という、一つめのチャンスをつかみ取りました。

このころ、コロナ禍で世の中の状況が一変し、早くも二つめのチャンスがきました。当時、6か所あった公民館図書室のうち、図書館システムが機能しているのは1か所だけでしたが、コロナの交付金で、図書室全拠点が図書館システムで運用できる体制が整い、町内相互貸借のための移動図書館車配備まで実現しました。

●新庁舎の交流ラウンジ「こだち」図書コーナー

新拠点の担当として、会計年度任用職員の司書を1名採用することになりました。この方は、「町に図書館を！」という熱意をもって、ずっと待ち構えてくださっていた方でした。隣接する綾部市の図書館に直前まで勤務されていましたが、地元への情熱を理解してくださった当時の生駒館長が、すべてのノウハウとともに快く送り出して、その後も支援してくださったおかげで、これまで京丹波町にはなかった「図書館サービス」提供の準備を整えることができました。



▲交流ラウンジ「こだち」図書コーナーの様子

●京丹波町どこでも図書館構想

新規取り組みのために、「京丹波町どこでも図書館構想事業」が新設されました。これは、住民と本との距離をなくし、本を届けることに力を入れようという取り組みです。

町内図書室の蔵書検索の仕組みは整いましたが、蔵書が極端に少なく、キーワードをいれても本が表示されませんでした。京都府には府内図書館による相互貸借ネットワークがあり、週に2回も回送があるので、その仕組みを最大限活用するためのWebサイト「ほんサーチ」を、株式会社カールにお世話になって開設しました。全国的にも珍しいと聞いているのですが、この京丹波町の「ほんサーチ」は、京都府内の蔵書を検索し、そのまま取り寄せリクエストができてしまう優れものです。一見自動化されて楽そうに思えますが、実は利用者さんからのリクエストが届くだけの仕組みで、職員が1件1件プリントアウトしてさばいています。規模が小さいからこそ導入できたサービスでした。

役場新庁舎に交流ラウンジ「こだち」というブック&カフェがオープンした2021年11月から、この「ほんサーチ」と移動図書館車での訪問貸出を二つの柱として、京丹波町どこでも図書館構想事業の取り組みを展開しました。新刊情報誌の定期発行、読書手帳の提供、スタンプカードイベント、おはなし会や折り紙・工作イベントなど、まずは図書室を知ってもらうため、さまざまな取り組みを開始しました。

●あるものを活用して手作りリニューアル

この少し前まで、各拠点1人ずつしか職員の配置がなく、中には図書室内に電話がないところもあり、職員同士が情報交換をする機会もありませ

んでした。この状況下での図書館システムの導入は本当に厳しいものでした。現場職員の皆さんお一人おひとりの、図書サービス向上に対する情熱が、この困難な時期を乗り越える唯一の原動力でした。

これらの状況を打開するために、各拠点担当職員が全員集まる会議を毎月開催することになりました。この時間を利用し、既存の公民館図書室の掃除や整理を順にすすめていきました。ある拠点からは不要な書架約25台を搬出し、トラックに積んで運びました。その書架を活用して中央公民館図書室を拡張し、既存の書架とあわせてレイアウトを変更しました。さらに、役場に余っていた家具を並べ、会議机でカウンター席を設けました。非常に低コストなりリニューアルでしたが、評判は上々で、利用者も少しずつ増えました。

一方、書架を減らした図書室も、蔵書は約1万8,000冊から7,000冊に減少しましたが、ニーズのありそうな本を選別して残したことにより利用者からは「本が増えたね」といわれるほどの成果がありました。

●三つめのチャンス！京丹波町図書館条例施行へ

京丹波町どこでも図書館構想は多くの方に注目していただき、スタート月から町内図書室全体の貸出冊数が、ほぼ2倍に増加しました。その後、利用は右肩上がりが増えて続け、2020（令和2）年度に1.2冊だった、町民一人当たり貸出冊数は、2021年度1.75冊、2022（令和4）年度3.0冊、2023年度3.9冊、そして2024（令和6）年度4.2冊と推移しています。住民の方々からもありがたいお言葉をたくさんかけていただき、行政の中でも成果を認めてもらえるほどの反響がありました。ここで三つめのチャンスがめぐってきました。まだこの時点では図書館ではなかったものの、「図書館サービス」の一環として、レファレンスサービスにも取り組んでいたのも、コピーサービスや国立国会図書館所蔵資料の閲覧など、図書館化につながる具体的な要望ができたのです。

こうして「京丹波町どこでも図書館構想」のスタートから約1年半後、2023年4月に京丹波町図書館条例が施行され、晴れて念願の公共図書館となりました。

●京丹波町図書館始動

図書館となったことで、さまざまな変化がありました。その中でも一番大きかったのは、図書館

長が配置され、京丹波町図書館という一つの組織ができたことです。公民館図書室時代は、町内六つの公民館それぞれに館長がおられましたが、全員があくまで公民館という施設の長でした。しかも、現場に行政担当も施設長も不在であり、町内の公民館図書室を横断的に統率して、読書活動を推進する体制がとりづらい環境でした。それが、一つの図書館として、いわば図書館長率いる読書推進チームとして整備され、中央館の建物内に、館長と行政担当者がある体制が整ったことにより、さまざまな取り組みがスムーズに展開できるようになりました。

まず、最も特筆すべき成果は学校連携です。大塚館長が、元中学校長という経歴を活かして、自ら何度も学校に足を運んでくださり、町図書館独自の調べ学習コンクール「京丹波町図書館を使って調べる学習コンクール『しらべてガッテン!』」や、夏休みの自由研究支援イベント、自習・自主学習支援教室「まなび座」をスタートしました。反響は大きく、「まなび座」には町内外の小学生から高校生延べ55名が参加し、「しらべてガッテン!」には初年度158作品、2年目104作品の応募がありました。学校からの依頼も増え、修学旅行や人権学習、職場体験などに係る調べ学習や、移動図書館車での訪問貸出（おはなし会同時開催）、授業で作成した創作紙芝居の図書館内発表、図書館担当者に対する図書館運営に係るプレゼンテーション、中学生おすすめ本の館内展示、教頭会での読書推進に係る講演など、さまざまな連携が急速に進みました。

一般向けにも、10月に町図書館独自の「読書月間」を設定し、「新書祭り」や、「分類別スタンプラリー」などを実施しました。また、町内の文化財を題材に、「まちの至宝『方丈記』を読み解く」というテーマで講師を招いての講演会も開催しました。さらに、音楽と本を融合させたイベント「絵本と音楽」「チェロと朗読のううべ」「ジャズと朗読のううべ」も好評でした。2024年度からは、これまで収集・保存ができていなかった地域資料の整備に着手し、郷土民話を掘り起して創作紙芝居として発信する取り組みも始まりました。これらのほか、館内の企画展示や、読書ボランティア交流会、ものづくりイベントなど、図書館員で話し合いを重ねながら、多様な館内イベントに全員一丸となって取り組んでいます。また、高齢者施

設や地域サロンへの移動図書館車めばえ号での定期巡回も定着し、地域のお祭りやマルシェでのブース出展など、図書館外のイベントにも積極的に参加しています。子育て支援センターとのイベント連携や、乳児健診での案内・貸出、高齢者福祉に係る展示など、役場の他部署との連携も徐々に増えてきました。2025（令和7）年4月で開館からちょうど2年になります。おかげさまで、今なお、利用は右肩上がりが増え続けています。

●図書室を図書館にすること

「図書館設置」と聞くと、莫大な費用が掛かるイメージを持ちがちですが、すでに図書室があれば、それを公共図書館にするために必要なことは、①館長を置くこと、②司書を置くこと、③条例を施行すること、の3点のみでした。すでに司書の配置があれば、館長は行政職員が兼務できるので、費用は掛かりません。

さて、公共図書館設置には費用は掛かりませんが、図書館サービスの中には費用が掛かるものもあります。京丹波町図書館では、図書館化に際して、これまで図書室内になかった複写機を図書カウンター内に設置しました。費用とスペースの問題から、複合機設置は中央館のみになりましたので、コピーサービスは中央館でしか提供できていませんが、このことだけでも多くの方に喜んでいただき、図書館化して本当に良かったと感じます。ほかにも、公共図書館になったメリットを感じるこまごまとしたことがたくさんあります。いただける寄贈本が増えたり、町内での発言機会が増えたり、町内外から集まってくる情報も増えたように思います。資料費も、スタート時は少なかったものの、企業等からの寄付で助けていただき、取り組みが注目されてからは予算が大幅に増えました。

もしも今、「まちに図書館を!」と熱い気持ちををもって図書室運営に従事されている方がおられましたら、今すぐ新たな取り組みを開始されることをおすすめします。ないものは先に形をつくって見せる。それがいつでも第一歩になると思います。

これからも京丹波町図書館は、読書推進に必要な、今ないものを皆で作りに続けていきたいです。

（ふじやま あきこ：京丹波町図書館）

[NDC10：016.2162 BSH：京丹波町図書館]

国立市における公民館図書室独自の役割

——本を通して人のつながりをつくる——

辻口朋香

1. 国立市における公民館図書室の歴史

東京都国立市は、東京のほぼ中央に位置し、人口約7万6,000人、市域約8.15km²と比較的小規模で、公民館は1館のみの設置となっている。図書館は中央図書館（1974年開設）、分館1館、分室5室に加え、国立市公民館内には公民館図書室が設置されている。

まず、国立市における公民館図書室に関する、和田正子や庄司沙絵の研究を参照しながら、公民館図書室の開設に深く関わる歴史について触れたい。

国立のまちは大正時代以降、文教都市として開発されてきた。関東大震災後、被災した東京商科大学（現一橋大学）が、国立の北部地域に誘致され、現在は幼稚園から大学まで複数の学校が集まる学園都市となっている。1950年に朝鮮戦争が勃発し、隣の立川市の基地には多数の米兵が進駐してきた。その影響は国立町（当時）にも及び、米兵相手の簡易旅館や飲食店などが出現した。そこで、「風紀の乱れ」を懸念した青年や婦人らが中心となり、風営法の適用を受ける営業活動を制限する東京都文教地区建築条例に基づく文教地区指定を目指し住民運動が始まる。町議会では反対派、賛成派が二分して熱気にあふれた討議が続いた末に文教地区指定を議決し、1952年に文教地区の指定を受けることになる。

文教地区指定運動以来、まちなちでサークルや集会活動、文化活動が活発に行われるようになる。そうした活動場所として自由に使える集会施設を求め、さまざまな市民団体からなる「国立町公民館設置促進連合委員会」が発足、要望を受けて、1955年に国立町公民館が開館した。そして、同時期に青年たちから「文教地区だというのに町に図書館一つないとは情けない、一つ我々が図書室を創ろうではないか」という声があがる。

青年文化サークル土曜会のメンバーらは「捨てるような本はいらない。みんなに読ませたい本をください」と言いながら町内を収集に回り、そこで集まった本と持ち寄った本300冊を蔵書に、1954年に「土曜会図書館」を開館した。

その後、1956年に公民館内に図書室が開室されたことに伴い、土曜会から蔵書1,300冊と書架5基が寄贈され、これが国立市における図書館活動の原点となった。

2. 国立市公民館図書室の機能と特徴

公民館図書室は開室以来「本を通した人のつながりをつくること」を運営の柱としており、以下の3点を図書室の主な機能として位置付けている。

- ①市民の学びのサポート機能（公民館事業に関わる図書資料を優先して蔵書とし、講座参加者の学びの幅を広げ、市民の学習サークルの手助けも行う）
- ②まちづくりのための資料室としての機能（地域住民の運動や活動の中で生まれた資料を収集、保存する）
- ③市民の身近な「本棚」としての機能（市民が気軽に訪れ、公民館利用のきっかけとなる）

公民館図書室は、年間300万円程度の予算で一般書や雑誌・新聞を購入し、2万4,000冊程度の蔵書を擁する「市民の本棚」である。市内図書館が所蔵する資料の取り寄せを含め、貸出・閲覧を中心にあらゆる層の市民に利用されている。加えて、講座事業の際に関連資料の展示をしたり、図書室内に講座参考図書コーナーを設けたり、講座参加のきっかけや受講者がさらに学びを深める機会となるよう努めている。また、集会やサークル活動が行われる公民館では、市民活動の中で発行された会報やミニコミ、パンフレットなども収集・保存している。

このほかに、公民館図書室に関連した事業として「図書室のつどい」「くにたちブッククラブ」といった講座も行っている。1964年に開始された「図書室のつどい」は本の著者を招いて、著書に関する話題を中心に講演いただく講座で、1971年6月からは毎月開催されている。市民が気軽に参加できる「学びの入り口」として、さまざまなジャンルの本を取り上げ、公民館に初めて来館するきっかけとなることも多い。

「くにたちブッククラブ」は図書室利用者と公民館職員の会話から始まった講座である。図書室のカウンターでは、読んだ本について感想が交わされたり、公民館図書室が発行している『図書室月報』への寄稿依頼がなされたり、本を読んだ利用者から関連講座の要望が出されたりする。こうしたやり取りを受けて、利用者同士の深い関わりが持てる事業ができないかという職員の思いから1977年に「読後感を語るつどい」として始まった。その後、「文学講座」「くにたちブッククラブ」と名称を変えながら40年以上続けられている。

「くにたちブッククラブ」は、毎年度の作品の選定から各回の運営、作品・作家ゆかりの地をめぐる文学散歩、文集作りなど、参加者、職員、講師がともに作っていく講座である。文学作品は一人でも読むことができるが、公民館で「共同で読む」ことでさまざまな感想を聞き、相互にやりとりをしていく中で、相手を尊重し、豊かな人間性を育みながら「よりよい市民」となることにつながっているのではないかと考えている。

公民館図書室では、こうした「図書室のつどい」や「くにたちブッククラブ」、「古典講座」、特定の作家や作品について深く掘り下げる「作家と作品」などの関連講座の参加者の感想等を公民館図書室の『図書室月報』に掲載している。

『図書室月報』は、1959年に創刊され、第1号には「運営者と利用者の交流の場であり、積極的読書活動の結晶の場でありたい」という抱負が掲げられている。誌面の内容は図書室に所蔵された本の紹介、市民による書評、講座の告知、講座の感想、講座参考図書の紹介などである。市内公共施設等で配布されている他、国立市公民館のホームページ上でも閲覧することができる。

3. 公民館・中央図書館・郷土文化館による3館連携の取り組み

また、国立市では公民館、図書館、郷土文化館といった社会教育施設が連携して市民の主体的な「まなび」を支えていくという目的のもと、3館連携事業を実施している。2024年度は中央図書館50周年、郷土文化館30周年、そして、2025年に公民館70周年を迎えるという節目を記念し、さまざまな連携事業を行った。特に2024年度は本に関する取り組みを実施した。

例えば、普段は利用できない閉室後の公民館図書室や中央図書館で、本に精通したナビゲーターのもと、書架から好きな本、気になる一冊を選び出し、惹かれた一節や選んだ理由などを、コーヒーやお茶を傍らに語り合うという講座を実施している。

また、多和田葉子『犬婚入り』など国立を描いた現代文学作品の紹介を通して町の特徴を考察するとともに、まちの散策や郷土文化館でまちの歴史に触れるといった活動を通して、作品と現実の地域との呼応関係を見ていく講座も実施している。

さらに、公民館を中心に市内4か所で読まなくなった本を持ち寄り、誰かが置いた本と交換するという「まちじゅう本棚」を試行した。約1か月の間に1万冊程度の本が市民から寄せられ、市民の手に取られる循環を生み出した。普段公民館図書室や図書館を利用していない方にとっても、自分が今まで目に留めなかった本との出会いが生まれている。

このように国立市における公民館図書室では「本を通した人のつながりをつくること」を柱に、積極的な取り組みを行ってきた。今年は国立市公民館が開館70周年、来年は国立市公民館図書室が開室して70周年となる。これまでつむいできたことを大切にしながら、今後も、さまざまな市民とともに公民館図書室を育んでいきたい。

参考文献

- ・第28期国立市公民館運営審議会答申「公民館図書室の管理・運営について」第28期国立市公民館運営審議会、2011年
- ・庄司沙絵「他者とつながる読書会－『くにたちブッククラブ』にみる開かれた読みの場と個人の体験」東京大学大学院人文社会系研究科2019年度修士論文、2019年
- ・和田正子「公民館図書室について－東京都国立市公民館を事例として」明治大学図書館情報学研究会紀要 No.5、2014年（つじぐち ともか：国立市公民館）

[NDC10：016.2136

BSH：1. 公民館－国立市 2. 図書館（公共）国立市]

沖縄県立図書館の公民館図書室への支援について

神里 茉莉

1. はじめに

沖縄県は、九州から台湾に連なる南西諸島の南半分、距離にして東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に、38の有人離島を含めた多数の島々が点在する広大な海洋島しょ県です。

沖縄県立図書館（以下「当館」という）は、1901（明治34）年に琉球国最後の国王尚泰^{しやうたい}の遺志を受けた息子の尚典^{しやうてん}が図書館建設資金を本県に寄付したことを機に、一般有志からも資金を募って1910（明治43）年8月1日、当時の沖縄県庁敷地内に4,560冊の図書資料を有して開館しました。

初代館長には、「沖縄学の父」として知られる伊波普猷^{いはふくゆ}氏が就任し、その後も沖縄研究者が歴代館長を務めるなど、「沖縄研究の拠点」として豊富な郷土資料を誇っていました。しかし、1945（昭和20）年の沖縄戦で3万冊の図書資料が焼失、本館も壊滅状態となり、戦後ゼロ冊からの再スタートとなりました。

現在では、約96万冊の図書資料を所蔵しています。また、多くの県民からの寄贈があったこともあり、蔵書の約4割近くの約35万冊が郷土資料で、琉球・沖縄に関する郷土資料の中核的図書館となっています。

2. 沖縄県立図書館広域サービス室について

本県は、「1. はじめに」で述べたように、広大な海洋島しょ県です。当館の館外協力業務を担当する「広域サービス室」では、那覇市にある当館から図書館未設置町村や離島などの遠い地域に住んでいる県民へ、「すべての島人に本との出会いを!!」を合言葉に、当館の本を貸出するサービスを行っています。具体的には、「協力貸出サービス」、「移動図書館（愛称：空とぶ図書館）」、「一括貸出サービス」の三つの業務です。

「協力貸出サービス」は、図書館未設置町村に住んでいる利用者へ当館の本を貸出するサービスです。町村役場や公民館図書室、学校図書館に協力

を仰ぎ「拠点施設」として、利用者からの貸出やリクエストを受け付けてもらっています。

「移動図書館」は、各図書館未設置町村で1年に1度島ごとに開催しています。公民館などの集会施設へ一度に約600～1,000冊の本を運び、1～2日間にわたり簡易図書館を開設しています。2024年度は、21回開催しました。

「一括貸出サービス」は、公民館図書室や学校図書館、市町村教育委員会、病院等の団体へ当館の本を貸出するサービスで、1団体500冊、半年の貸出期間で貸し出しています（離島・北部地域の場合は、1年間の貸出）。これらの本は、当館本館貸出本とは別に広域サービス室で所蔵している本を貸し出しています。現在、同室では約10万冊の本を所蔵しています。

3. 公民館図書室への支援について

当館の公民館図書室への支援は主に「協力貸出サービス」と「一括貸出サービス」を行っています。公民館図書室が拠点施設となり、当館の本を貸し出したり、一括貸出サービスを活用し、図書室利用者へ読書の機会を増やす場を提供しています。

ここでは、与那国町立図書室支援について紹介します。与那国町は、沖縄本島から南西へ約509km、石垣島から約127kmの日本最西端に位置する、周囲27.49km、面積28.96km²の離島です。

現在、嶋仲^{しまなか}公民館内にある「与那国町立図書室」で全町民へ読書の機会を提供しています。そんな公民館図書室への支援は、公民館図書室立ち上げ時から始まりました。

2021（令和3）年、「与那国町立図書室設置検討委員会（以下「検討委員会」という）」が設置され、当館の職員が委員として参加しました。与那国町が公民館図書室の設置に動いた経緯として、町の「第4次与那国町総合計画」の中で、社会教育の充実が掲げられており、2018（平成30）年と2019（令

和元)年に町教育委員会が、「読書習慣と公立図書館(室)設置に関するアンケート調査」を行った結果、回答者の80%が「図書館(室)は必要」と答えた背景があります。またその際に一般町民へ向けてのアンケート配布と回収方法の一つとして、当館が実施している「移動図書館」が活用されました。

検討委員会では、図書室(館)設置に向けて、設置の目的、場所の選定、条例や規則、予算等についてさまざまな話し合いが行われました。当館の支援として、町内で実施した移動図書館の統計データを提供しましたが、移動図書館は1~2日間限定の開催であり、常設図書室とは選書の方法が異なることや島内に書店がないことから、図書室開設時に揃えた方が良い図書資料として、年鑑や百科事典、辞典、医学書等のレファレンス本や、育児書・ブックスタートの絵本、受賞本など人気の高い本、新聞や雑誌等の逐次刊行物などの提案を行い、当館が配架している新聞や雑誌リストを提供しました。

蔵書整備については、町費で購入した本、公民館図書室への寄贈本などのほかに、当館の一括貸出サービスを利用することが決まりました。

一括貸出サービスは一つの団体に原則として貸出冊数500冊までとなっておりますが、町から貸出冊数増加の要望があったことから、貸出冊数の検討を行いました。まずは、「与那国町立図書室の最大貸出可能冊数」を当館内で話し合い、最大で「2,000冊」を貸出することに決定しました。

貸出期間は、1年間(与那国町は離島のため1年間の貸出期間となっております)で、次の1年で新たな2,000冊と交代して貸し出し、常に新しい本を利用者へ提供できるようにしました。現在も、与那国町立図書室へは2,000冊の貸出を行っています。

このような流れもあり、町民の80%が必要と回答した与那国町立図書室が2022(令和4)年8月2日に開室しました。その当時の蔵書冊数は、当館の一括貸出サービス2,000冊を含む4,000冊でのスタートでした。

現在でも公民館図書室への支援は続けており、昨年12月には、与那国町で開催された「たいわんフェア in 与那国島」の期間に、協力貸出サービスを利用して台湾本を貸出しました。それに合わせて町立図書室では台湾本の展示や「台湾華語絵本読み聞かせ会」が行われました。なお、年に一度



▲与那国町立図書室の様子

当館の一括貸出サービスを利用している本も一緒に開架中。

開催される移動図書館では、約1,100冊の本と開催前に受け付けたリクエスト本を持っていき、貸出を行いながら来館者にアンケートを取り、次の開催に向けて選書の参考としています。

この他にも、拠点施設訪問として移動図書館開催のときに当館職員が公民館図書室へ訪問し、業務上の困りごとのサポートを行っています。

4. 今後について

移動図書館は「図書館」という場を公民館図書室等の職員や来館した利用者の方たちへ体験してもらい、「図書館の必要性」を伝えるために行っています。しかし、各地域で年に一度の開催のため、「図書館の必要性」を伝えることが難しいのが現状です。そのため、当館では公民館図書室等が中心となって移動図書館に代わる独自の読書イベントを開催し、地域の利用者へ読書の機会の提供を増やしてほしいと思っています。そこで当館は、移動図書館を開催し、「図書館」という場を体験してもらいながら、図書館運営のノウハウを公民館図書室等の職員に伝えていくこととしています。

また、移動図書館だけではなく引き続き一括貸出や協力貸出のサービスを公民館図書室等に利用してもらいながら、公民館図書室への支援を続けていきたいと思っています。

参考文献

- ・『沖縄県立図書館100周年記念誌』。沖縄県立図書館。2010年。
- ・「読書習慣と公立図書館(室)設置に関するアンケート調査報告書」。与那国町教育委員会。2019年
- ・「令和6年度沖縄県立図書館要覧」。沖縄県立図書館。2024年
https://www.library.pref.okinawa.jp/library/docs/R6youran_8.pdf
- ・与那国町 HP「与那国島について」(2025年3月31日最終閲覧)
<https://www.town.yonaguni.okinawa.jp/>
- ・琉球新報デジタル「町立図書室オープン 与那国 貸し出しは10月から」(2025年3月31日最終閲覧)
<https://ryukyushimpo.jp/news/entry-1566343.html>
(かみざと まり：沖縄県立図書館)

[NDC10：016.2199

BSH：1. 公民館 - 沖縄県 2. 沖縄県立図書館]



霞が関だより

▶第259回

◎文部科学省

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）の策定について

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」第7条に基づき、文部科学省及び厚生労働省は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下、基本計画という。）を策定しています。

令和2年7月に策定した基本計画（第一期）が令和6年度末に終了となるため、令和7年3月28日付で、基本計画（第二期）を策定し公表いたしました。計画期間は令和7年度から令和11年度の5年間となります。

基本計画（第二期）では、第一期計画期間中の進捗状況を踏まえ、内容の更新とともに、新たに補足・追記を行っており、今後、本基本計画において新たに設定した「基本的施策に関する指標」を中心に進捗状況の確認を行いながら取組を進めていくこととしています。

なお、基本計画（第二期）の策定に当たっては、障害当事者・図書館・出版関係団体及び関係省庁等で構成された関係者協議会において議論を重ねるとともに、パブリック・コメントを実施し、幅広い御意見の反映に努めました。

○基本計画（第二期）の主な内容

- ・視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等
公立図書館等において、障害者サービスの専門性を有する職員の配置の明示や、読書バリアフリーの取組の普及・啓発を進める。
- ・インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
国立国会図書館の「みなサーチ」等、第一期計画期間中に立ち上げられたサービスの周知を図る。
- ・特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援
出版者とアクセシブルな書籍等の製作者間のデータのやりとりや、具体的なデータの規格・方式に関する実証調査を実施する。
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等

電子書籍の普及が進む中で、視覚障害者等が書籍を購入する際の、販売サイトへのアクセシビリティを高めていくことや、電子図書館等の普及を踏まえて、第一期計画期間中に策定した「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン」の普及を進める。

・製作人材・図書館サービス人材の育成等

司書等の図書館職員について、社会の変化に対応した障害者サービスを提供できるよう、研修等の機会を充実させる。

・基本的施策に関する指標

指標をもとに、各施策の進捗状況を確認し、着実な施策の推進を目指す。

基本計画（第二期）より抜粋

（基本的施策に関する指標）

地方公共団体（都道府県・指定都市・中核市）における読書バリアフリー計画の策定状況、公立図書館等におけるアクセシブルな書籍等の冊数、バリアフリー関係設備の整備状況、国及び都道府県等における図書館職員向けの障害者サービスに係る研修会の実施状況 等

令和7年3月28日付で、文部科学省・厚生労働省の連名で自治体等に対して通知を発出していますので、読書バリアフリーの御担当者におかれては、内容について御了知いただき、読書バリアフリーのより一層の推進に御協力いただきますようお願いいたします。

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）について

<https://kyouseisyakainomanabi.mext.go.jp/reading-barrier-free/reading-barrier-free-plan/>



令和6年度 地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況調査の結果について

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」第8条において、地方公共団体は、国の基本計画を勘案して、地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされています。このため文部科学省及び厚生労働省にて、令和2年度より毎年2月1日時点の47都道府県、20指定都市、62中核市（計129自治体）における計画策定状況及び法第8条の2を踏まえ計画策定に係る会議等の開催について調査し、両省のホームページで公表しています。国は、本調査や参考となる資料の周知等を通じて、地方自治体における計画策定の促進を図っています。

読書バリアフリー法より （地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

○令和6年度の調査結果について

1. 計画策定状況について

計画の策定状況について、「既に策定済み」「現在策定作業中」「策定に向けて検討中」という回答が89自治体、全体の69%から得られました。前年度調査と比較すると、「既に策定済み」の回答は32自治体増加しており、「策定する予定なし」は2自治体減少となっています。特に、「既に策定済み」の都道府県は、前年度比2倍と伸長が見られる一方で、「策定する予定なし」の中核市の数は前年度から変化が見られない等の課題が見受けられます（図

－1－1 計画策定状況）（図－1－2 計画策定状況の推移）。

策定する予定がないと回答した40自治体に理由を尋ねたところ、15自治体が「計画策定を担当する部署がない（決まっていない）」及びそれに類する回答、14自治体が「障害者政策やその他の計画の策定や見直しを踏まえ検討」及びそれに類する回答、6自治体が「住民からの読書バリアフリーに関する要望（ニーズ）がない」と回答しており、読書バリアフリー法の趣旨が十分に浸透していない状況が見受けられます。

2. 地方自治体内の連絡会議の開催状況

「定期的に開催している」「過去に開催したことがある」という回答は、都道府県・指定都市で72.3%（前年度63.8%）、指定都市で65.0%（前年度60.0%）、中核市で17.7%（前年度17.7%）でした（図－2）。

3. 外部関係者を含めた会議の開催状況

「定期的に開催している」「過去に開催したことがある」という回答は、都道府県で72.3%（前年度63.8%）、指定都市で45.0%（前年度40.0%）、中核市で25.8%（前年度20.9%）でした（図－3）。

本調査における「会議」には関係団体等へのヒアリング等も含まれます。法第8条の2に規定されているとおり、計画策定に当たっては、「視覚障害者等その他関係者の意見を反映するため措置を講じるよう努めるもの」とされています。関係各所と連携し、計画策定をより一層推進するようお願いいたします。

既に策定済みの各自治体の計画については、策定状況一覧に、公表中のURLを掲載していますので、今後計画を策定する自治体においては、御参考にしていただければと思います。

○地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定について

<https://kyouseisyakainomanabi.mext.go.jp/reading-barrier-free/reading-barrier-free-local/>



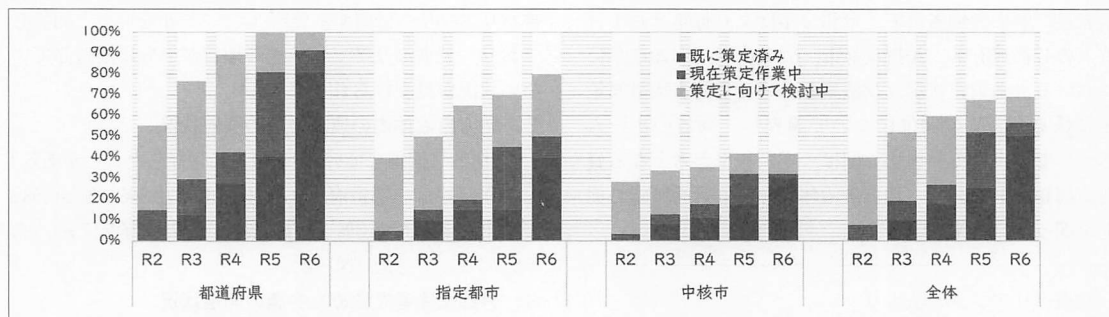
[NDC10：015.97 BSH：読書バリアフリー法]

(図－１－１) 計画策定状況

※()内は、令和５年度調査(令和６年２月１日現在)の数値

回 答	都道府県	指定都市	中核市	全体	%
１．既に策定済み	38 (19)	8 (3)	19 (11)	65 (33)	50% (26%)
２．現在策定作業中	5 (19)	2 (6)	1 (9)	8 (34)	6% (26%)
３．策定に向けて検討中	4 (9)	6 (5)	6 (6)	16 (20)	12% (16%)
※１＋２＋３	47 (47)	16 (14)	26 (26)	89 (87)	69% (67%)
４．策定する予定なし(未定も含む)	0 (0)	4 (6)	36 (36)	40 (42)	31% (33%)

(図－１－２) 計画策定状況の推移(%)



(図－２) 連絡会等の開催状況

※小数第二位以下は四捨五入

回 答	都道府県		指定都市		中核市		全体	
１．定期的開催している	17	36.2%	4	20.0%	4	6.5%	25	19.4%
２．過去に開催したことがある	17	36.2%	9	45.0%	7	11.3%	33	25.6%
※１＋２	34	72.3%	13	65.0%	11	17.7%	58	45.0%
３．開催に向けて準備・検討中	3	6.4%	0	0.0%	2	3.2%	5	3.9%
４．開催する予定なし(未定も含む)	10	21.3%	7	35.0%	49	79.0%	66	51.2%

(図－３) 外部関係者を含めた会議の開催状況

※小数第二位以下は四捨五入

回 答	都道府県		指定都市		中核市		全体	
１．定期的開催している	23	48.9%	6	30.0%	10	16.1%	39	30.2%
２．過去に開催したことがある	11	23.4%	3	15.0%	6	9.7%	20	15.5%
※１＋２	34	72.3%	9	45%	16	25.8%	59	45.7%
３．開催に向けて準備・検討中	3	6.4%	1	5.0%	0	0.0%	4	3.1%
４．開催する予定なし(未定も含む)	10	21.3%	10	50.0%	46	74.2%	66	51.2%

小規模 図書館 奮戦記

その318

千葉県・東庄町図書館

幅広い世代の図書館へ そして、子どもたちの 読書活動推進のために

仁科沙也佳

●東庄町について

東庄町は、千葉県の北東部に位置する、人口約12,500人の町です。町の北部には利根川が流れ、中央は北総台地の一角をなし、低地は水田に利用され、台地は斜面が森林に、上部の平地は畑作に利用されています。

町の基幹産業は、低地部を利用した稲作や台地部での畑作の農業に加え畜産業も盛んです。一方で、町内の工業団地では現在10社が操業しており、身近な就職先として町民の受け皿となっています。

また、歴史も古く千葉県の無形指定文化財に登録されている「笹川の神楽」や町名の由来となっている「東氏」関連の史跡、講談・浪曲で有名な「天保水滸伝」に関する史跡などが残っており、自然と各種産業、歴史がバランスよく存在している町です。

●東庄町図書館について

東庄町図書館は、東庄町公民館2階の1室に併設されています。所蔵冊数は22,000冊で、そのうちの半分以上を児童書が占めています。子どもの読書活動推進に力を入れていることは東庄町図書館の特徴の一つで、昨年度には「令和6年度子供の読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰」を頂くことができました。

令和7（2025）年度からはより多くの方に利用していただくため、平日における開館時間について「午前9時から午後4時30分」を「午前9時から午後8時まで」としました。さらに、司書・整理員も3人から5人に増員し、利用者の皆さんにご満足

いただき、明るくて利用しやすい図書館を目指しております。

●子どもの読書活動推進

東庄町には、東庄町立東庄小学校、東庄町立東庄中学校の計2校が設置されています。これらの学校に図書館職員を派遣していることも、東庄町図書館の特徴の一つです。令和6（2024）年度までは小学校のみの派遣でしたが、令和7年度からは中学校への派遣も行うこととなりました。学校図書室では本の登録・除籍・整理、季節の展示、図書室だよりの発行、図書まつりでの読み聞かせ等を行っており、月に5回の訪問という限られた時間の中ですが、子どもたちに本を読む楽しさを伝える活動ができればよいと思っております。

また、年に1度、中学生を対象とした「POPコンテスト」を行っています。POPコンテストは自分の好きな本についてポップを作成し応募、その後、図書館長、図書館職員、青少年相談員によって金・銀・銅賞を決定されるもので、令和6年度は163作品の応募がありました。受賞作品については、ポップで紹介されている本を図書館に用意したり、町広報紙内の「図書館だよりの」で紹介したりと、東庄町の子ども読書活動推進の一端を担っています。

●利用者の声

利用者の中には、高齢の方が多くみられます。皆さんが共通しておっしゃるのは、「本（活字）がないと不安になる」ということです。小さなころから本に親しんできた方が多く、ある方は「ボケ防止よ」と笑い



ながら、またある方は「新しい知識を増やしたいから」と意欲的に、「この本はおもしろかったー」と楽しそうに話してくれる方もいらっしゃいます。図書館が、そんな利用者の方々の心の拠り所となる場所となれたなら、と僥倖ながら思いつつ、大正11（1922）年の笹川町図書館創立（町合併前）以来、読書推進活動が今も息づいていることを感じずにはられません。

最近久しぶりに来たと来館されるかたも多く、「館内の雰囲気が変わった」、「本が増えて嬉しい」などという声をいただくと、こちらも嬉しい気持ちになり、より一層来館しやすい図書館を目指していきたいと思っています。

●最後に

私たちは、子どもたちに絵本（本）を読む楽しさを知ってもらいたいと思っています。絵本（本）を読む行為は、文字や絵を見るという視覚だけでなく、手触りが違う装丁によって触覚を、ページをめくることで触覚と聴覚を刺激し、その物語との相乗効果で心地よいハーモニーとなり、「想像力」という賜物を生み出します。その「想像力」は、心の「宝」となります。そんな「宝」を子どもたちに見つけてもらいたいのです。また、それは「本」という媒体でなければ得られない体験であると思います。そのような体験が読書に対するイメージを決定し、それから先の読書人生に影響を与えるものであると考えます。東庄町図書館が、子どもに読書の魅力を伝え、大人の読書活動を支えるような場所となるように、これからも尽力して参りたいと思います。

（にしな さやか：東庄町教育委員会）
[NDC10：016.2135]

BSH：東庄町図書館]

誇り高き草原の民が住まう国カザフスタン

八田裕子

この夏、IFLA 年次大会がカザフスタンで開催される。中央アジアでは初めての開催であるという。

本稿では、この記念すべき中央アジア初の大会へのおさそいとして、日本人にまだなじみがあるとは言えないカザフスタンと、開催地アスタナについて紹介したい。

カザフstanは、ユーラシア大陸の中心に位置する、世界で9番目に大きい国である。広大な国土の北半分をロシアと接し、西はカスピ海、南はウズベキスタン、キルギスと国境を接する。東の中国とは一帯一路の政策により経済面で強固な関係にある。

地球儀で日本からカザフスタンへの道のりを指でたどれば、途方もない距離ではあるが、実は日本の隣の隣であることが分かる。西の果て陽関を出ればそこは西域。かつて大陸の大動脈であった草原のシルクロード「天山北路」の先にあるのがカザフスタンである。

今回の開催地であるカザフスタンの首都アスタナは近未来的とも言える都市景観で知られる。1991年、ソビエト連邦からカザフスタンが独立した当時、アスタナはソビエト風の建造物が立ち並ぶありふれた地方都市に過ぎなかった。1997年にこのアスタナを新しい首都とすることが決まると、独立を世界に印象付ける最先端の都市計画を求めて国際コンペ¹⁾が行われた。このコンペで優勝した黒川紀章が、彼の建築思想「メタボリズム」に基づいて設計したのが現



▲カザフスタン独立の象徴として建てられた「バイテレク」

在のアスタナ新市街である。

新市街の象徴は、「バイテレク」(高いポプラ)という展望タワーである。まっすぐに伸びた白いシャフトと黄金の球体が印象的なこのタワーは、神聖な鷲がポプラの木に卵を産み落とすというカザフスタンの神話を体現したものだ。夕刻に訪れれば、地上約100mの展望室からイルミネーションに輝くアスタナの街並みを楽しむことができるだろう。

他にも、アスタナには、イギリスの著名建築家ノーマン・フォスター率いるフォスター・アンド・パートナーズが設計した巨大な娯楽施設「ハーン・シャティール」(王の天幕)や、伝統的なイスラム様式による「ハズレット・スルタン・モスク」などがあり、いずれも現代建築とカザフスタンらしさの融合が見どころとなっている。

カザフstanは遊牧民の国である。草原が広がる大地を舞台に、彼らは馬を駆り、鷲を操り、遊牧の間は美しく機能的なキイズ・ウイ(フェルトの天幕式の家)に住んできた。どれだけ定住が進んでも、煌めく首都を建設しても、遊牧民としてのアイ

デンティティは変わらずカザフスタンの人々に受け継がれている。

その血に流れるのは、遊牧生活の中で民族楽器の調べとともに語り継がれてきた神話や伝説、詩である。19世紀以降の文字の普及、また収集や研究の努力などにより、私たちは本を通じてそれらに触れることができるようになった。だがやはりその真骨頂は語りである。メディアが多様化した現在、このような口承文芸の収集や提供に当地の図書館がどのように関わっているかは興味深いところである。

最後に、カザフstanを訪れるにあたっては、19世紀のカザフ文学の巨匠アバイや、現代カザフスタンポップスのスター歌手ディマシュなど、新旧を問わずカザフスタンの文化人について予習をしておくことをおすすめしたい。同胞の活躍は彼らの誇りとするところであり、彼らに対する興味や尊敬の気持ちが伝わればカザフスタンの人々は必ずそれに応えてくれる。

誇り高き草原の民が住まう国カザフstan。ぜひ大会を機に多くの方に訪れていただきたい。

注

1) Kisho Kurokawa architect & associates「カザフstan新首都アスタナ計画」https://www.kisho.co.jp/project/1990/interational_competition_for_the_master_plan_and_design_of_astana_kazakhstan/ (2025年5月20日閲覧)

(はった ゆうこ: 高知県立図書館)

[NDC10: 0106

BSH: 1. 国際図書館連盟

2. カザフstan]

公共図書館とGX推進

— 必要課題にどう取り組むか —

鴻上哲也

はじめに

伊万里市民図書館は、計画・設計段階からの市民と行政との協働や、友の会組織を中心としたボランティア活動が長く続いていることへの評価が高く、開館30周年の節目を迎える今でも視察が絶えない。一方で、人口減少（本年3月現在51,537人）や少子高齢化、施設の老朽化、利用者層の固定化など、多くの公共図書館同様の課題も抱えており、GX（グリーントランスフォーメーション）推進という社会的課題の解決に取り組むこととなった経緯と現在の状況について報告する。

1. GX推進と地方自治

GXとは、化石エネルギーを中心とした現在の産業・社会構造を、クリーンエネルギー中心へ転換する取り組み全般を指して言う。地球温暖化対策と経済成長を両立させる社会変革であり、企業や行政だけでなく地域や個人レベルでの取り組みが求められる。当市においては、SDGsの中で最も緊急で、グローバルかつローカルな取り組みが必要とされる再生可能エネルギーの普及と気候変動への具体策として、2023（令和5）年、市長が当館をGX推進のシンボルにしたいと発表した。

公共図書館は、首長がリーダーシップをとる団体自治と、市民が主導する住民自治の両面を兼ね備えた社会教育施設である。市長からの提案に対して、住民自治の代表とも言える図書館フレンズいまり（以下、フレンズ）は慎重な態度をとり、それ以後の学習会やワークショップ等の開催へとつながっていく。

2. 公共図書館における要求課題と必要課題

長らく社会教育行政の関係者は、市民の個人的

要望である要求課題と、社会や公共の要請である必要課題のバランスをとることに腐心してきた。しかし、1990（平成2）年の生涯学習振興法以来、国民の学習への抵抗感を薄めるために「パンとサーカス」的な生涯学習事業が広まり、公共心を育む「社会教育」的な内容は学習者から敬遠される状況が続いた。そのような中、図書館は資料・職員・施設の3要素が整っていたため、個人学習の支援に最適とされ、公民館や博物館に比べて館数を増やしてきた。多くの図書館員は利用者の要望を満たすために、予算要求や事業の実施に取り組み、資料の充実や快適設備の導入に力を入れている。

一方、当館では地域住民の困り感に基づいたテーマ展示を企画したり、関連行政部局との連携を図ったりすることにも注力している。また、学力向上に向けた学校図書館との連携、SDGsの取り組みに役立つ資料の収集と貸出や、社会的課題解決に向けた各種イベントの主催・共催など、要求課題と必要課題のバランスを取ることは当館の重要な運営方針である。

3. カーボン・ニュートラル・ライブラリー構想の経緯

2022（令和4）年、実業家の前澤友作氏が募集した「ふるさと応援寄附金」に、当市の企画政策課職員が図書館を脱炭素化のシンボルとする企画を応募し、1000万円が寄附された。その後、関係課と事業化について協議し、GXを推進する拠点施設として市民図書館を整備するため、2024（令和6）年度当初予算に太陽光発電設備等の設置工事費約8700万円および、庭園等の改修設計業務委託費約720万円を計上した。具体的な工事内容は今後

市民と協議しながら決めることとし、財源は国の脱炭素化推進事業債を充てていた。

しかし、唐突で高額な予算計上は、フレンズの違和感と不信感を招いた。2024（令和6）年3月15日に、「図書館計画に対する要望書」が市長・議長・教育長に提出され、自分たちの意見を計画に反映させるよう求められた。これを受けて、市民参加のワークショップや説明会を開催した。初めは、GX推進の事業よりも、資料費や老朽化した施設の改修を優先すべきとの声が上がっていたが、忌憚のない学習を重ねながら、カーボン・ニュートラル・ライブラリー（以下、CNL）の構築に向けた計画を、市民と行政との協働で進めている。



▲第4回ワークショップの様子

4. 現状と今後の見通し

市では、図書館のすべての電力を再生可能エネルギーで賄うことを目的としているのではなく、環境について学び、行動する市民を育て支援する社会教育施設として整備したいと考えている。したがって、CNLは通常の図書館サービスに加えて、GX関連の資料や情報の収集提供と学習機会提供や団体活動の支援ができるように機能を付加することであると市民に説明している。これは、当市の脱炭素化に向けたソフト事業の柱であり、図書館としては社会教育施設としての魅力を高め、長寿命化を図るための将来戦略でもある。

(1) これまでの状況

①機器の更新による省エネ対策

2022（令和4）年度から照明と空調の省エネに取り組み、電力使用量の25%削減を達成した。

②市民学習会の開催と基本構想

2024（令和6）年3月から翌年2月までに計7回

これまでの主な経過

- ① 令和5年2月6日 カarbon・ニュートラル・ライブラリーの方針発表（市長）
令和5年4月～6年2月 情報収集・事業検討（市・図書館）
令和6年3月15日「図書館計画に対する要望書」（フレンズ）
- ② 図書館フレンズいまり主催「図書館づくりワークショップ」
第1回 令和6年3月29日（改善に向けたアイデア出し）
第2回 令和6年4月12日（アイデアの仕分けと検討）
- ③ 図書館主催「人と本と環境に優しい図書館づくりワークショップ」
第1回 令和6年4月26日（カarbon・ニュートラル・ライブラリーとは？）
第2回 令和6年5月25日（再エネ導入プランの説明）
第3回 令和6年6月9日（庭園の改修要望・提案）
第4回 令和6年11月22日（温暖化講演・環境計画）
- ④ 公募型プロポーザル方式による事業者選定
◆西日本技術開発㈱：カarbon・ニュートラル・ライブラリー企画構想業務
◆堤電気㈱：太陽光発電設備導入業務
- ⑤ 令和7年2月16日 カarbon・ニュートラル・ライブラリー未来会議

開催し、市民の視点からCNLの基本構想を作成した。

③プロポーザル方式による事業者選定

基本構想をもとに、本館と庭園の整備の方向性の調査検討を行う専門事業者を選定した。

④企画調査報告書の提出

2025（令和7）年3月に当該事業者から市に提出された。

(2) 今後の見通し

①太陽光発電設備等の工事

今年度前半、駐車場にカーポート型ソーラーパネル、自立型街路灯、防犯カメラ、館内に発電量監視モニターを設置する。

②基本計画の策定

先の調査報告をもとに、本館と庭園等の改修のための基本計画を策定し、実施設計を委託する事業者をプロポーザルで選定する。

③実施設計の策定および予算化

今年度中に実施設計を策定し、来年度の当初予算に要求する。

④CNL構築工事の着工

2026（令和8）年度に本館および庭園等の改修工事に着工する。

5. 市民と作ったCNL基本構想の概要

非常に完成度の高い施設と、市民の満足度の高いサービスを展開している当館に、たとえGXであれ、新たな付加価値をつけて、機能強化を図ることは容易ではない。当初のコンセプトになかった設備を不用意に導入することで、これまでの統一感が崩れることを恐れるからである。そのため、図書館を愛する市民が納得できる哲学が必要であ

と考え、市民とともに基本構想を作った。

図書館全体のコンセプトは「あたたかく 心静かで つながりあえる場」とした。30年前の建設時の理念をベースにし、つながるのは、人と本、人と人だけでなく、現在と未来をつないで、持続可能な社会を作るための時間のつながりでもある。そのために、「情報と体験と協働の風」をGXによって起こすとした。

施設設備の形状変更については、既存の開架室・集会室等の形状と機能を極力維持しながら、デジタル映像等の設備を施し、疑似体験を通した環境学習ができるようにする。また、南北の個性的な庭には、再生エネルギーを使った水路の復活や、植栽によるグリーンカーボンを絡めることにより、快適性と再エネの有用性の両方を担保するなどとしている。

視点	コンセプト
図書館全体	▷あたたかく、心静かで、つながりあえる場
GXの拠点化 (本館)	▷現在と過去・未来をつなぐ「GXの風」 (持続可能な社会を志向する時の流れ) 情 報：エネルギーの視覚化・資料の充実 体 験：行動変容につながる学びの創造 協 働：実践の意欲化と組織化の支援
実証・連携① (南庭)	▷出会い と つながり、遊びと学びを演出する空間
実証・連携② (北庭)	▷癒し と 元気づけ エンパワメントのある空間

▲基本構想の主要コンセプト

6. 図書館をGX推進の拠点とする意義

以上のように、市民のアイデアと専門家の知見を融合しながら計画を進めているが、最終的に当館が目指す意義は次の4点である。

(1) 地域社会へのGXモデルの提示

図書館は地域社会に密着しているため、GXの取り組み(省エネ・再エネ設備の導入と活用、環境に配慮した建材の使用など)を「見えるかたち」で示すことで、住民や他の公共施設・企業等への波及効果が期待できる。この影響を受けて、地域の自然・環境についての社会教育が充実し、郷土への愛着や公共性が高まる。

(2) 環境教育・啓発の拠点

図書館は「知識・情報のハブ」として、GXに関する資料収集・展示・講座開催(脱炭素・気候変

動・再エネなどに関する企画展示やワークショップ開催)などを通じて、市民に対する環境リテラシーの向上と生涯学習活動の支援を担うことができる。

(3) 市民の行動変容の促進

GX推進には、企業や行政だけでなく、地域や学校・家庭、さらには個人一人ひとりの行動変容が求められる。図書館での体験や情報が、市民の日常生活や消費行動における気付きを促す役割を果たす。また、市民の参画と行政との協働はGXに不可欠の要素である。行動を起こすことで、より多くの市民団体と図書館とのパートナーシップが構築される。

(4) 次世代への教育と未来志向の学び

学校の授業と連携した学習プログラムの開発を行う。また、子どもや若者向けにVR(仮想現実)によるリアルな映像体験や、AR(拡張現実)を使って実物にデジタル情報を加えた装置による体験学習を通して、次世代に対するGX教育の基盤を築くことができる。これらの教育コンテンツについては、読書教育の分野にも応用を広げていきたい。

おわりに

当館は、設置条例の第1条でその設置目的について次のように定めている。「伊万里市は、すべての市民の知的自由を確保し、文化的かつ民主的な地方自治の発展を促すため、自由で公平な資料と情報を提供する生涯学習の拠点として、伊万里市民図書館を設置する。」つまり、要求課題と必要課題の解決のために生涯学習の拠点となることを高らかに宣言しており、先人たちの描いた図書館像には、既にGX推進も織り込み済みだったのかもしれない。

(こうがみ てつや：伊万里市民図書館)
[NDC10：016.2192 BSH：伊万里市民図書館]

れふあれんす

三題噺

連載その三百二十一

昭和女子大学図書館の巻

大学図書館のレファレンス —女性, 国際, 近代文学の事例から—



嶋崎尚代・山田かおり

昭和女子大学（以下「本学」）は、東京都世田谷区三軒茶屋にあり、6学部／14学科／3研究科を設置しており、約6,500名の学生が在籍しています。ここ20年間の社会の変化に合わせてさまざまな改革を行っており、2025年4月に国際日本学科を新設し、2026年には新たに情報系の学部を新設する予定です。本学はグローバル教育に力を入れており、1988年に米国ボストンに海外キャンパスを設置し、ボストン校への留学が始まりました。現在では海外協定校は55校となっています。また、本学キャンパス内に併設されているブリティッシュスクールやテンブル大学ジャパンキャンパスとも交流があり、グローバルな環境で学ぶことができます。

図書館には約64万冊の蔵書があり、近代詩、近代文学全般の資料を収蔵する近代文庫や女性文庫、トルストイ文庫など30種の文庫があり、特徴的なコレクションを形成しています。

レファレンスは対面だけでなくメールでも受け付けており、時間を要する調査は、レファレンス担当職員が協力して対応しています。2020年度以降、Googleのドライブ機能を使うことで、質問内容を共有し、複数名による同時調査・記録を可能としたため、充実した調査を短期間で行うことができるようになりました。

今回は、本学の特色をあらわす三つのキーワード「女性」「国際」「近代文学」に関係したレファレンスをご紹介します。

その1

主婦の家計に対する価値観がどのように変遷したか、戦後以降の婦人雑誌の情報をもとに調査する予定である。昭和女子大学図書館にある婦人雑誌の名称とその雑誌の何年分が閲覧可能か教えてほしい。

本学には明治・大正期に刊行された雑誌を収集した近代文庫があり、また女性に関する女性文庫があるので、OPAC検索の結果をすぐに回答することもできますが、「主婦」「婦人」「女性」というキーワード検索ではヒットしない雑誌が存在する可能性があるため、調査することとなりました。まずは近代の婦人雑誌を網羅した一覧が必要となるため、調査した結果、「一般財団法人 石川武美記念図書館（旧 お茶の水図書館）」の「近代女性雑誌ライブラリーのご案内」のページに「和雑誌リスト」(<http://www.ochato.or.jp/wazasshi2024.pdf>, Access: 2025-03-10)を見つけ、参考にさせていただきました。『婦人公論』『主婦の友』『婦人画報』に関しては本学蔵書検索結果を質問者である学生に伝え、それ以外についてはこのリストを参照して、蔵書検索して所蔵を調べるよう、説明しました。また、日外アソシエーツ刊行の『図書雑誌文献目録 女性と社会』（2001）、『婦人・家庭・生活に関する27年間の雑誌文献目録 昭和23年－昭和49年』（1983）、『婦人・生活・住宅に関する10年間の雑誌文献目録 昭和50年－昭和59年』（1987）が女性文庫にあり、紹介しました。

その2

ドイツ語の「Stille Nacht」（きよしこの夜）を、アメリカ人が発音するとどのような発音になるのかを知りたい。

発音の表記が辞典に記載されているのではないかと考え、辞典類にあたりましたが、『The Oxford German dictionary: German-English, English-German』（Oxford University Press 1971）などにも情報を見つけることができませんでした。Google検索においても情報は見当たらず、また、発音記号の表記があってもアメリカ人の発音

の仕方は分からないので、文字情報では見つけれられないと判断し、音声を探すことにしました。

アメリカ人が「Stille Nacht」を歌っている動画がないかどうか、YouTubeで調査しました。「Stille Nacht」を歌っている動画はありましたが、アメリカ人がドイツ語で歌っているものは見つかりませんでした。本学が契約しているデータベースで音声付きのものが検索できることを思い出し、「The CNN Video Collection」と「Gale Literature」を調査しました。すると、「Gale Literature」で、マルチメディア情報として1件「Hark The Herald Angels Sing': When Carols Met Christmas.」がヒットし、音声内容の全文文字情報の中に「Stille Nacht」が記載されていました。オーディオ再生からフリーサイトにつながり、Mr. Philip Brunelle氏（米国指揮者、オルガニスト、合唱学者）による音声を聞くことができ、再生8分20秒あたりで「Silent Night」、続いて「Stille Nacht」の発音を聞き取ることができました。（<https://www.npr.org/2010/12/19/132142876/hark-the-herald-angels-sing-when-carols-me-t-christmas>, Access: 2025-03-10）

最初から音声を探せばよかったと、後になって思いましたが、レファレンスにおいて所蔵している資料を探すことを基本としていたため、発想の転換がすぐにできず、調査に時間を要してしまいました。また、文献調査ではなく、音声の調査ということでレファレンスの幅広さを感じました。

回答する情報がインターネット上にあったため、質問者の教員にはメールで回答し、アクセスして確認してもらいました。

その3

堀辰雄の生きた時代の結核に関する情報を探したい。
例えば「患者用病院施設数」や「人数」など。

作品論ではなく、作家の時代背景に関する調査でした。

蔵書検索で資料を探したところ貸出中で困ったので、カウンターに来たとのことでした。授業で課題が出ると、タイトルにその課題のキーワードが入っている資料はあつという間に「貸出中」となりますが、こんな資料もありますよ！と提示できると、学生は安心し、喜んでその資料を借りて、帰りがけに「ありがとうございました」と声をかけてくれたりします。

作家の生没年を本学が契約しているデータベース「WhoPlus」（日外アソシエーツ）と『日本近代文学大事典』

（講談社 1977-8）で調査し、1904年12月28日生まれ、1953年5月28日没であることが分かり、調査にあたりました。

『日本医療史事典』（日外アソシエーツ 2013）には1889年から2011年までの結核に関する医療史が掲載されています。『新版日本長期統計総覧 第5巻』（日本統計協会 2006）第24章保健医療には、種類別病院数として1910年から2004年までの結核療養所の数値がありました。蔵書検索で「結核」を検索し、貸出中以外の資料にあたったところ、『なぜいま結核か』（岩波ブックレットNo.481 岩波書店 1999）の表紙裏面の結核予防会による「結核の統計 1998年版」から引用された「結核死亡率の年次推移 各国の比較」に日本の数値が掲載されていました。また、蔵書検索結果の注記に「疾病」というキーワードを見つけ、改めて「疫病」でも検索し、「近代都市環境研究資料叢書 2」『近代都市の衛生環境（東京編）6 疾病⑥』『昭和八年十月東京府結核予防施設一覧』、『同7 疾病⑦』『昭和十二年四月東京市結核予防事業要覧』なども紹介することができました。

インターネット上でキーワードを入力して検索すると、膨大な情報がヒットし、何かしらの情報を得ることができ、とても便利な世の中になりました。しかし、特に古い資料や統計など、インターネットでは探すことができない情報がたくさんあること、図書館には情報源が確かな資料やデータベース類があることなどを学生に気づいてもらうこともレファレンス担当者の役割となっています。

■「レファレンス協同データベース」昭和女子大学図書館

https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=pro_view&id=3310028

（しまぎき なおよ、やまだ かおり：昭和女子大学図書館）
[NDC10：015.2 BSH：レファレンス ワーク]



お宝紹介!

第248回

杉並区立中央図書館・阿佐谷図書館

杉並区立図書館

「阿佐ヶ谷文士村資料」

荻野友美

1. はじめに

杉並区は東京都23区の西側に位置する区です。都心に近い立地ながら、東西に流れる善福寺川や神田川沿いには緑地も多く残る、自然に恵まれた住宅都市として発展してきました。

杉並の地名は、江戸時代の初めに青梅街道沿いに植えられたという杉並木に由来します。しかし現在ではその杉は姿を消し、区役所のある中杉通りには、都内でも最大規模とされるケヤキ並木が青々としたトンネルを作っています。

2. 杉並区立中央図書館・阿佐谷図書館について

「阿佐ヶ谷文士村資料」は、中央図書館と阿佐谷図書館に所蔵されています。荻窪駅の近くにある中央図書館は、建築家・黒川紀章氏設計の外観を生かす形で2020年にリニューアルされ、隣接の読



▲中央図書館



▲阿佐谷図書館

書の森公園を眺められる開放的なガラス張りが特徴の建築として知られています。また、阿佐ヶ谷駅の近くにある阿佐谷図書館は、区内に12館ある地域館の一つで、大正期以降の文学に重点を置いた収集を行ってきました。

3. 「阿佐ヶ谷文士村資料」とは

杉並区は関東大震災後に急激に人口を増やした郊外の新興住宅地でした。とりわけ阿佐ヶ谷界限(高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪駅の周辺)には借家も多く、まだ暮らし向きが楽でない若い文士たちが集まってきました。そんな中で文士の交友の場として生まれたのが「阿佐ヶ谷会」でした。

「阿佐ヶ谷文士村資料」とは、この「阿佐ヶ谷会」のメンバーと、同会にゆかりのある文士に関わる資料を中心としたコレクションです。1993年の阿佐谷図書館開館を機に収集を始めると共に、関係者の方々の賛同を得て、図書館の近隣を「阿佐ヶ谷文士村」と呼びならわすようになりました。当コレクションには、杉並ゆかりのその他の作家の資料も徐々に加えられ、現在では4,000タイトルを超える規模となっています。

4. 「阿佐ヶ谷会」とは

メンバーの一人であった上林暁によれば、「阿佐ヶ谷会」の源流は、井伏鱒二らによる将棋会と、青柳瑞穂らによる古美術を鑑賞する会の二つにありました。井伏と青柳が杉並に転居してきたのは1927(昭和2)年。熱い議論の場というよりは「純然たる飲み会」であったという「阿佐ヶ谷会」は、昭和10年代から、自宅を主な会場として提供していた青柳が没した翌年の1972(昭和47)年まで、長く続きました。その間、会には多くの文士が関わりましたが、主要メンバーだけでも井伏・青柳の

他、伊藤整、巖谷大四、臼井吉見、小田嶽夫、亀井勝一郎、河盛好蔵、上林暁、木山捷平、蔵原伸二郎、新庄嘉章、太宰治、田畑修一郎、外村繁、中野好夫、火野葦平、古谷綱武、三好達治、村上菊一郎、保田與重郎、安成二郎（五十音順）などが名を連ねています。

5. コレクション紹介

「阿佐ヶ谷文士村資料」のうち、「阿佐ヶ谷会」のメンバーに関するものは、単行本の初版を中心に構成されています。

たとえば井伏鱒二関連資料では、全集、自選集なども含めた各種単行本や初出雑誌があり、このうち『引越やつれ』（六興出版部、1948年）には、同会メンバーで仏文学者の新庄嘉章に宛てて書いた井伏自筆の歌とサインが入っています。「(昭和)二十三年七月十日 阿佐ヶ谷会において」という文言も記されています。

また、井伏は、太宰治と師弟の関係にあり、薬物依存症だった太宰を入院させたり、そこから立ち直らせるために縁談を世話したりするなど、深い交流を持っていました。その太宰の代表作『人間失格』（筑摩書房、1948年）の初版本も、当コレクションには加えられています。



▲『引越やつれ』と『人間失格』表紙

その他、杉並ゆかりの作家は数多くいますが、代表的な人物が石井桃子と谷川俊太郎です。

荻窪に住んでいた石井桃子は、井伏・太宰とも交流があり、「太宰が石井に憧れていたらしい」ということを太宰の没後に井伏が石井に明かしたというエピソードも知られています。また、石井は井伏に「ドリトル先生」シリーズの翻訳を依頼。ほぼ同時期から自ら「くまのプーさん」シリーズの翻訳を皮切りに優れた海外児童文学作品を次々に紹介した他、創作や評論の分野でも幅広く活躍しました。当コレクションの中には、シリー

ズ初の邦訳である『ドリトル先生「アフリカ行き」』（ロフティング著、白林少年館出版部、1941年）や、岩波少年文庫に初めて収録された際の『クマのプーさん』（A.A.ミルン作、岩波書店、1956年）など、児童文学史上非常に価値のある資料も含まれています。



▲『ドリトル先生「アフリカ行き」』と『クマのプーさん』表紙

一方、昨年11月に惜しまれつつ亡くなった谷川俊太郎は、杉並で生まれ育ち、詩集や絵本の翻訳など多数の作品を残しました。それらの初版本も当コレクションの重要な一角を占めています。

6. おわりに

中央図書館では当コレクションの資料一点一点にグラシン紙でカバーをかけ、地下の保存書庫内に保管しています。資料の劣化を防ぐため、初版の装丁を見たいというご要望のあるときや、展示をする際に活用していますが、一部は地域資料室にも配架しています。また、阿佐谷図書館では「阿佐ヶ谷文士村コーナー」を常設しています。かつて杉並の地で交わされた文士たちの生き生きした交流をしのぶことのできる貴重な資料を、今後大切に伝えていくと共に、多くの皆さまにその魅力を紹介していきたいと考えています。

【参考文献】

- ・『文壇資料 阿佐ヶ谷界限』（村上護著、講談社、1977年）
- ※『阿佐ヶ谷文士村』（春陽堂書店、1993年）として再刊
- ・『阿佐ヶ谷界限の文士展』（杉並区立郷土博物館、1992年）
- ・『阿佐ヶ谷文士村』（杉並区立中央図書館、1993年）
- ・『杉並文学館』（杉並区立郷土博物館、2000年）
- ・『ひみつの王国 評伝石井桃子』（尾崎真理子著、新潮社、2014年）

（おぎの とみ：杉並区立中央図書館）

日本図書館協会認定司書第1212号）

【NDC10：090 BSH：1. 図書館資料 2. 杉並区立図書館】

図書館員のおすすめ本⑩

思考の穴

アン・ウーキョン著 花塚恵訳 ダイアモンド社 2023
¥1,600 (税別)

差別や偏見はいけない、人は他者を平等に扱わなければならない、という主張がよく聞かれる社会になった。しかし公平にものを見ることは、言葉にするよりもずっと難しい。

本書は認知心理学について書かれたものである。私は脳科学や心理学に興味があり、この分野の本は何冊か読んでいる。だからこそ、そうでない人よりは幾分かフラットに物を見て判断することができているだろうと思っていた。そういったものにまったく興味が無い人よりは、認知バイアスについて「知っている」のだから。しかしその考えこそがもうすでに、「思考の穴」に陥っている証拠なのだと本書は教えてくれている。

私の錯誤について、例を挙げよう。本書は大学院生時代の著者が指導教員の教授と会話をしている場面からはじまる。ここで私の脳は、無意識に著者を男性だと判断した。途中で夫や出産の話が出てきたときに女性だと知り、その際に初めて自分は著者を男性だと認識していたことに気が付いた。まさに今、そこに書かれている現象が自分に起こっているのに気が付かない。なんとも皮肉な話だ。

私の体験は、これ自体が誰かに悪影響を与えるものではない。しかし、差別や偏見が起こる理屈と根本的には何も変わらない。つまり、このような勘違いに陥る時点で、無意識に偏見を持ち差別をしてしまう可能性があるということだ。

本書は認知心理学をよく知らない方はもちろん、このような話題に敏感で、ある程度知識を持っている方にとっても意味がある1冊だ。どんなに深い知識を持っていても認知バイアスからは逃れられない。なぜなら認知バイアスに大変詳しいであろう著者ですらも、日常生活の中でその「罠」にかかっていると語っているのだから。

くまがいはるか
(熊谷 遥：一関市立一関図書館)

AIにはない「思考力」の身につけ方 ことばの学びはなぜ大切なのか？

今井むつみ著 筑摩書房 2024 ¥1,200 (税別)

本書は10代のためのノンフィクションシリーズ「ちくまQボックス」の1冊である。QはQuestionとQuest（探求）のQ。ページ数は128ページで決して多くはないが、その分シンプルでわかりやすく一番大事なエッセンスがギュッと詰まっている印象だ。

著者の今井むつみ氏は認知科学の研究者で慶應義塾大学名誉教授。ことばに関する著書が複数あり、『言語の本質』（今井むつみ、秋田喜美著 中央公論新社 2023）で新書大賞2024の大賞を受賞した方である。

ところで、あなたは自分が日本語を習得した過程を客観的に説明できるだろうか？本書では自然と身につけた「ことば」について客観的な考察が続く。「どう認識し」「どう選り分け」「どう使って」覚えたのか。そして次に、今ある要素を用いて答えを推し量る力の「推論」について複数の方法が提示される。更に「記号接地」に触れながら「人間のことば」が解き明かされていく。大人の歩行速度は大体時速4kmぐらいであると説明を受けて理解するのと実際に歩いてみて理解するのは違う。身をもって「わかった！」と腑に落ちることが「記号接地」であるとのことだ。「推論」と「記号接地」は両方とも、あなたにも私にも備わっているのである。

ここのところAI = Artificial Intelligenceということばを聞かない日はない。近年AIと言われているものが指すのはChatGPTに代表されるGenerative AI = 生成AIのことだ。人間が入力した問いに対して生成AIが新しいデータを生成し回答した「生成AIのことば」は果たして「人間のことば」と同じだろうか？生成AIというツールをよりよく活用するために、まず自分に備わっている「人間のことば」を理解する必要がある。本書はその理解の助けに役立つだろう。

いまい
(今井つかさ：大和市立図書館)

図書館員のおすすめ本⑩

ロールモデルがいない君へ 6カ国育ちのナージャが聞くルーツが異なる12人の物語

キリーロバ・ナージャ著 KADOKAWA 2024 ¥1,700 (税別)

昨年、在留外国人の数が過去最高となった。それに伴い、来日する子どもの数も増えているが、自分の意志ではなく、親の仕事や都合で移動していることが多い。

この本の著者も、幼少期に親の転勤とともに6カ国を移動した。身近にロールモデルがいなかったため、迷走と孤独と不安と隣り合わせの子ども時代を過ごしたという。

彼女は、2019年ごろ、日本の法律が改定され海外から日本に来る人が増えるというニュースを聞いた。自分と同じ経験をする子どもたちが増えてしまうと危惧したのだろうか、ルーツが異なる、日本で活躍する起業家、漫画家、アーティスト、タレント、弁護士など12人にインタビューした。そして、勉強ができない・居場所がないなどそれぞれの苦悩の道のりをライフストーリーにした。

本の最後にある「本当になんとかなるから」(p.305)といった12人からのメッセージは、次世代へのヒントやエールとなっている。ロールモデルはここにいるよ！という著者の声が聞こえてきそうである。

漢字が苦手な、本を遠ざけた時期もあった自身の経験から、本書の漢字にはすべてふりがながふられている。

私は、週末に子どもにほんご教室でボランティアをしている。先日、海外にルーツのある6年生にこの本を読んでもらい、感想を聞いた。「自分がやりたいことをやったらできるようになる！だから、日本語がわからなくても、がんばったらいい気持ちを持てばいいと思った。元気になった」という感想だった。

海外にルーツがあるなしにかかわらず、どんな人でも将来に不安を持つことがあるだろう。そんなときに、この本を開いてもらいたい。

(金井典子：宝塚市立良元小学校)

「ハラスメント」の解剖図鑑

宮本剛志著 誠文堂新光社 2024 ¥1,600 (税別)

「時代が変わった。」とつくづく感じるわたしは昭和世代である。昔は当たり前にあったことが、今ではハラスメントと呼ばれかねない世の中になった。そしてその判断がとても難しい。

本書は、公認心理師である著者が48種類のハラスメントについて事例を挙げ解説したものである。

現在は、事業主に対して労働者の職場環境が悪化しないよう防止することが法的にも義務付けられているが、ハラスメントと言われるのが怖くて部下を指導するのに躊躇する管理職が多くいるという。自身でもそのような悩みを持っていたという著者は、ハラスメントにならない叱り方や言い換え等にも言及している。

パワハラのみならずさまざまな事例のなかには内心ヒヤッとしたものもある。例えば「暗黙のルール」はふだんの職場風景のようだし、「一方的な配慮」は相手のことを思って行動した事例なのだが、知らず知らずパワハラ加害者になっている可能性があるといい、そうした自覚を持って相手と接しなければならぬと強く感じた。

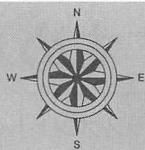
また、パワハラ・セクハラ・マタハラ・ケアハラの該当件数は過去3年間横ばいであるにもかかわらず、カスタマーハラスメントは件数が増加しており今後も訴えが増える可能性があるという。カスハラは他のハラスメントと違い未然に防ぐことが難しく、どの職場でも対応に苦慮したことがあるのではないだろうか。カスハラ対策の有無で、心身の不調や退職など、従業員の生活にも影響があるという調査結果もあり、今後は職場ごとに十二分に対策を行う必要があるだろう。

誰もが加害者にも被害者にもなり得るハラスメント。楽しく働き続けられるよう、本書を使ってハラスメントチェックを行い、職場環境を見直してみるのがよいかもしれない。

(深谷恵理：宮城県大河原町駅前図書館)

[NDC10：019.9 BSH：書評]

北から 南から



★この欄ではみなさまからのご投稿をお待ちしています。
★送り先＝日本図書館協会図書館雑誌編集委員会
「北から南から」係 E-mail: zasshi@jla.or.jp
★掲載は委員会で審議のうえ決定いたします。

小学校×図書館 「地元を学ぶ！地元カタン体験会 in 中央区」 開催レポート

佐々木春美

■プロローグ

「カタン」というボードゲームをご存じでしょうか？

- ・世界三大ボードゲームといわれる「カタン」(CATAN)。
- ・ドイツ生まれのこのゲームは、大航海時代の無人島を複数の入植者が開拓し、もっとも繁栄した(目標点数に到達した)プレイヤーが勝利するもの。
- ・作戦に加えて、交渉、ダイス運も組み合わせり初心者も親しみやすい。
- ・対象年齢は8歳以上推奨。

■経 過

その話が持ち込まれたのは2024(令和6)年の年末でした。

曰く、世界的にも大人気のボードゲーム「カタン」なるものがあり、そのボードゲームの日本版を販売している会社(株式会社ジービー)の協力を得て白紙版を提供してもらい、小学校の総合的な学習の時間を活用して地域密着の内容でオリジナル版を作成している。完成後は何らかの形でお披露目ができたらいいなと思っている。なにか協力してもらうことは可能でしょうか、と。

打ち合わせの場にいたのは、当該小学校の6学年の担任の先生、市役所側(まちづくりセンター、公民館、図書館)の職員と、その両者をつなぐ

別の課の職員(この職員は休みを利用して打ち合わせに参加。その後もボランティアスタッフとして活躍してもらうことになります)。

その場で図書館側の担当として「やりましょう！図書館とボードゲームは親和性があります。当市の図書館でもボードゲームイベントは前年度から実施していますし、地域との連携は取り組みたいテーマ。ましてや、図書館と学校や公民館との連携は、図書館法精神にも合致しています！」と、前のめりに語り始めてしまった、というのがこの事業の始まりでした。

この時点で、子どもたちの卒業まで約3か月。卒業式前に実施したい、しかし現段階(12月末)ではゲームは未完成。素材にした施設や商店への写真使用許可もこれからお願いするところとのこと。

いつならできます？いつやります？卒業式前で、平日ではなくて、なるべく遅めで、ということで、日程だけは消去法で3月20日(祝)と早々に決まり、会場は図書館内の「視聴覚室」を仮押さえました。

ただ、市の事業として実施するのなら、市の広報紙には載せたい。載せるべき3月1日号に掲載するためには締め切りは約2週間後。そこまでもろもろ調整し、フィックスさせることができるのか？という不安

はありつつも、概要を上長に伝え、GOサインをもらいました。しかし、年末年始を挟み、先生との調整がなかなか進められないまま、広報紙に掲載するデッドラインは過ぎてしまいます。

この時点で事業の開催要項は固まっておらず、実施に向けて動くべきか、あるいは広報の締め日で実施の可否を判断すべきだったかと後悔交じりの揺れる気持ちも生まれます。おりしも年度末を迎え、通常業務が慌ただしい時期でもあり、飛び入り仕事にどこまで傾注できるのか、すべきなのか葛藤しつつも、この事業は実施する価値があるものだという強い気持ちで進めました。

また、事業の位置づけについては、この年度が周年イヤーだったことから、当初はそれに関連付けるつもりでしたが、むしろ地域連携をメインテーマに、地域の魅力を創造する観点から区役所の支援をいただく方向になりました。

このあたりからかなり日程は厳しくなりますが、庁内他課の協力を得て、開催直前にはなりましたが報道発表および市議会への情報提供、「PRTIMES」への掲載を軸に、当館や区役所のSNS等で発信を始めました。ポスターは当館以外には、区役所、まちづくりセンター、公民館、学校に掲示しました。あとは口コミ、そしてインフルエンサーによるリボストの効果を狙います。

■実施当日

告知がかなりぎりぎりだったこともあって、集客にはかなり不安がありました。ところがふたを開けてみれば嬉しい誤算で、当日は予想以上の盛況ぶり。実際にゲームに参加できるのは5卓×4人×3回開催で60

人ですが、6年3組の児童のみなさんたち、見学者、ボランティアスタッフまで含めるとのべ120名以上にお集まりいただくことができました。

さて、実際のボードゲームについては、「相模原市バージョン」が4セット、ご当地「淵野辺バージョン」が1セットの計5セットで、児童たちが工夫を凝らしたことがよくわかる内容でした。地域の代表的な施設（公園や、JAXA 宇宙科学研究所等）や、身近な商店、市の特産品や景勝地などを、ももとのゲームのルールに合わせた形で取り入れており、ルール説明の中で、なぜこのモチーフを選んだのか、どういうところなのかを各卓でプレゼンを交えて進めてもらいましたので、まさに「ゲームをしながら地域のことを知る」というテーマに沿った内容になりました。

また、当日は図書館らしく、ゲーム関連の所蔵本を展示し、貸し出しを促しました。

司会進行については、児童らにお願いする前の連絡事項などだけは職員が行いましたが、その「前説」のシナリオ作成にはAIの手を借りるなど、実験的な試みも取り入れました。

■エピローグ～課題と今後の展望～

今回の事業で特筆すべきところは、学校からの声掛けにより地域に根差した内容のイベントができたこと、そしてゲーム作りのみならず、告知ポスターや申し込みフォームの作成、当日の受付や司会進行・ゲーム説明などを児童主体で実施したことと考えています。

単に「学校からの声掛け」といっても、日ごろからのお付き合いがないとなかなか声もかけられないもの。今回は、間をつなぐキーパーソ的な職員がいたことにより円滑に進んだと感じています。

また、課題として残ったのはやはりスケジュール的な問題、そして、事業の位置づけや主体はどこなのかという問題です。

特に主体については、内容的にも



▲写真右上から時計回りで、盛況となったゲーム会場、ゲーム中の模様、ゲームの駒などを囲む多世代の参加者、前説の様子

実質的にも学校を主催にすべきとの考え方もありましたが、学校主催＝学校行事＝出席日数に入る？というあたりの事情を、もっと早めに整理しておくべきだったと反省しています。

ある程度問題点を明確にした後に小学校の校長先生にも相談した結果、主催：図書館、共催：小学校6年3組、協力：まちづくりセンター・公民館、という形に落ち着きました。書類上の位置づけのほか、細かな役割分担は一覧表にするなどして、それぞれの役割を明確にしました。

また、この事業は、当館のSNSに事業報告を写真やレポートとして載せるなど、通常は事業の予告やお知らせを主として掲載しているSNSの新たな運用を始めるきっかけにもなりました。

告知が遅かったこともあってか、取材殺到とはなりませんでしたが、

地域のタウン紙には写真付き記事が掲載され、多くの方に興味を持っていただけたと感じています。

今後は、今回の反省点を生かしながら、ブラッシュアップし、事業を展開していきたいと考えています。

特に、今は中学生となったゲーム作成者のみなさんが、今後はボランティアスタッフとして、そして仲間と集う場所として、図書館でのボードゲームイベント等にかかわってもらえる可能性もあり、YA世代の図書館利用を拓げる一策にもつながるのではないかと、そしてボードゲームを介し、さまざまな世代の交流の場となる可能性もあるのでは、と期待しています。

（ささき はるみ：相模原市立図書館）

[NDC10：015 BSH：ゲーム]

公益社団法人日本図書館協会

2024年度通算第2回 (定時第2回)代議員総会議事録

日時：2025年3月13日(木)

13:00～17:00

場所：1. 日本図書館協会2階研修室
2. Web会議システム

代議員現員数：85名 定足数：43名
出席代議員数：76名（当日出席：40名（オンライン含む） 委任状：3名
書面決議33名）

理事現員数：20名

出席理事数：18名

出席：植松貞夫（理事長）、鈴木隆（副理事長）、岡部幸祐（専務理事兼事務局局長兼出版部長）、杉本重雄（常務理事）、曾木聡子（常務理事兼総務部長）、成瀬雅人（常務理事）、平形ひろみ（理事）（以下同じ）、山本昭和、巽照子、小川俊緒、末次健太郎、角田裕之、高橋恵美子、深水浩司、関根美穂

Web出席：植村八潮（常務理事）、田村俊作（理事）（以下同じ）、久野高志

欠席：海老根裕（専務理事）、斎藤未夏（理事）

監事現員数：3名

出席：中山勝文

Web出席：松本香

欠席：中山司朗

*

1. 開会宣言

岡部専務理事兼事務局局長兼出版部長（以下「事務局局長」という）より、開会が宣せられた。この代議員総会は定款第18条第2項に定める代議員総会となる。本日は協会研修室の会場とWeb会議システムでのオンライン出席型開催である。

2. 会議成立要件の確認

代議員現員数85名のうち、出席者40名、委任状3名、書面決議33名で計76名であり、定款第23条に定める定足数（過半数43名）を充足しているので、本会議は成立する旨が宣せられた。また、本日は理事・監事の陪席については、理事は20名中15名が会場に、3名がWebで陪席、監事は1名が会場に、1名がWebで陪席している。また、活動部会長・委員長も陪席し、顧問・参与にも傍聴の案内をしている。名簿を確認いただきたい。

3. 議長選出

事務局局長より、代議員総会の議長は定款第22条で代議員総会において選出されることとされており、また、代議員総会運営規程第8条によって、各期最初の代議員総会で選出された方々がその終了まで議長の任に当たることとされている旨が述べられた。今期代議員総会の議長については、大石豊氏（千葉）、浅見佳子氏（神奈川）、新屋朝貴氏（専門図書館）が議長に選出されており、会議の進行を議長にお願いする旨の説明があった。

新屋（議長）：それでは、円滑な議事進行にご協力いただきたい。後ほど報告があるが、補欠選挙により2名の代議員が選出された。愛知県選挙区の小曾川代議員と奈良県選挙区の呉服代議員である。本日出席の小曾川代議員からご挨拶をいただきたい。小曾川（愛知）：よろしくお願ひいたします。

4. 理事長挨拶

新屋（議長）：それでは理事長に挨拶

をお願いしたい。

植松理事長（以下「理事長」という）：本日の総会では定款の改正を議題としている。定款は本協会の根幹規程であり、改定には3分の2以上の賛成が必要となる。今回の改定には、代議員定数等検討委員会（以下、「定数等検討委員会」という）で検討の後、前回6月の代議員総会で原案について皆様から意見をいただいた。それらを反映させた上で、監事並びに顧問弁護士に確認していただいたものを審議に供するものである。また、今後10年間にわたる本協会の財務に係る中長期計画についても報告する。

協会の運営は大変厳しい状況にある。本年度は新規入会者数がここ数年と比べて増加しているが、それでも2001年には6,585人であった個人会員が2024年12月には2,586人と、約40%にまで減少している。3月の異動や退職で、皆様の近くに退会を考えている方がおられたら、思い留まるよう促していただきたい。

協会の外側では、2025年2月7日に、講談社と読売新聞社とが、書店活性化に向けた共同宣言を公表した。この前文には、「豊かな人間性を養い、自由で多様性のある健全な民主主義社会を発展させるためには、活字文化や読書活動が欠かせない」と記述されているが、まさにその通りである。図書館が幅広い領域、多様な考え方に立つ本を備え、提供することで、利用者の知る自由を守るとともに、出版文化を支援することになる。また、著作権法の改正による図書館等公衆送信サービスが2月

20日より国立国会図書館で遠隔複写(PDFダウンロードサービス)という名称で開始されたことも注目される。

最後になるが、能登半島地震で使用不能となり、昨年9月には豪雨被害に見舞われた輪島市立図書館が仮の施設を得て再開した。被災された、また支援された皆様の復興に向けたご努力に最大限の敬意を表し、代議員総会開始にあたっての挨拶とさせていただきます。

5. 議事録署名人選出

議長より、定款第29条第2項に基づき、代議員総会の議長及び出席の代表理事、並びに出席の代議員のうちから議事録署名人1名を選出した旨提案があり、立候補により須藤紀子代議員(青森)が選出された。
新屋(議長): 本日はハイブリッド出席型での開催としているが、議事に入る前に、会場で停電等の不測の事態により議事進行の継続が不可能と判断した場合、議長が審議を中断し、別の日に継続とすること、再開の日を3月21日(金)13時からとすることとしたい。また、不測の事態が発生した場合の取り扱いについては、議長判断とさせていただきたいが、よろしいか。
(承認を確認)

■ 議 事

新屋(議長): 議案の審議に入る。

*

1. 第1号議案 公益社団法人日本図書館協会定款の改正について 報告4 公益社団法人日本図書館協会代議員選挙規程の改正について

新屋(議長): 第1号議案及び報告4について、事前に野村代議員(公共図書館)から意見書が出されているため、併せて理事より説明をいただきたい。

事務局長: 「第1号議案 公益社団法人日本図書館協会定款の改正について」「報告4 公益社団法人日本図書館協会代議員選挙規程の改正につ

て」について、資料に基づき説明。

この改正について、野村代議員から事前にいただいた質問、意見に回答する。資料の要約版をみてほしい。最初に、第1号議案「定款の改正について」(1)第13条第3項第1号と同項第4号との関係については、定款修正案第13条第3項第4号の調整定数の範囲を超えた場合の調整であるが、これにより、選出された代議員数が、第3項第1号による代議員数を下回る選挙区と上回る選挙区の混在が想定されるというご質問をいただいている。これは、第13条第3項第4号については第1号から第3号により各選挙区の代議員数を算出するが、第13条第1項で規定する範囲を超えるまたは下回る場合にこの調整を行うという規定であるが、この調整というのはあくまでも各選挙区の代議員数を決める際に行うものであって、当選者を決める際に何らかの調整を行うというものではないため、ご質問のようなことは起こらない。

(2)第13条と代議員選挙規程修正案第19条及び第24条との関係については、「選挙区ごとの代議員数の最終的な数はあらかじめ定まってはならず」と書いていただいているが、選挙を実施する前には各選挙区の代議員定数は確定している。選挙区の定数は第13条第1項の範囲で第3項により各選挙区に割り当てた代議員の数ということになる。第4号での調整というのは、第1項の範囲を超えた場合に行うということになるので、選挙を行う際には選挙区の定数というものは事前に定まっているということになる。

(3)第13条第3項第3号ただし書の解釈については、当選最低得票数についての例外規定との解釈で正しいのか確認したいということである。このただし書は、活動部会に基づく選挙区について、代議員選挙規程第19条の特例によって部会長の推薦によって選出されるということになるため、これとの整合性をとるという

ことで規定しているものである。投票実施の例外規定として別号立てるべきとご指摘いただいているが、今回は、顧問弁護士にも確認していただいた上で、このような規定とした。

(4)第13条第3項第3号ただし書と第15条第1項ただし書との関係については、整合性が取れていないのではないかとご指摘である。第13条第3項第3号ただし書は説明したとおりであるが、第15条第1項ただし書については、次点者についての規定である。活動部会においては、代議員選挙規程第19条の特例により部会長からの推薦によって選出されるので、次点者が存在しないということで、この整合性が取れないということはないと考える。

(5)第15条第2項の補欠選挙を実施する選挙区の考え方については、補欠選挙は特定選挙区でのみ実施するのか、全選挙区で実施するのかというご質問である。補欠選挙は第15条第1項に規定する措置によって補欠の代議員の推薦を行っても、なお定数に達しない場合に第15条第2項の規定で実施するので、補欠選挙を行うのは第13条第3項に規定する定数に達しない選挙区で行うということになる。全選挙区で同時に実施するということではない。

(6)活動部会の区分による選挙区への定款修正案第15条の適用については、(4)で回答したとおり。活動部会に基づいた選挙区は、部会長からの推薦により選出されていて次点者が存在しないため、活動部会に基づいた選挙区は、定款第15条ではなく代議員選挙規程第24条第3項により選出される。

続いて、報告4「代議員選挙規程の改正」について。最初に(1)第19条の解釈と規定の内容については、推薦の定数についての範囲内で立候補者を推薦するということで、この場合に定款第13条第3項第1号による代議員数の立候補者を推薦する等とした方法が適切ではないか、という意見をいただいている。その活動部

会に基づいた選挙区で部会長から推薦いただく場合に範囲内で推薦をいただくという規定にはなっているが、その選挙区の定数で推薦をいただいている。実際に、特にここでご心配いただくような事例は起こっており、この規定の方法で問題ないと考えている。

(2) 第24条第3項の解釈については、館長と施設会員と代表者、この扱いに不明瞭な点がこれまであったということで、第2条第2項の規定を追加して施設等会員代表者が代議員となることを明確にした上で、その図書館が退会等により資格を喪失した場合の扱いについて第24条第3項で規定した。この施設会員選挙区では、補欠についての考え方、これが個人会員選挙区と少し違うところがあるので、このような規定となっているが、顧問弁護士にも確認した上で理事会において決定した。以上、報告と事前の質問、意見についての回答である。

新屋（議長）：本議案の議決については総代議員の3分の2以上の賛成が必要となる。質問、意見はあるか。
長島（埼玉）：定款第13条第3項第5号の説明もしてほしい。

事務局長：定款第13条第3項第5号、その他代議員選挙を行うために必要な事項は、理事会が別に定めるところである。2024年度第1回代議員総会でご提案した際には、必要な事項は別規程を持って定めるところにして顧問弁護士に確認したところ、ここだけこの規定にすると定款の他の部分との整合性が取れなくなり、よろしくないということでこの形に修正した。

長島（埼玉）：理事会で定めるとした根拠規定があると思う。何か整合性を取るので理事会にしたのかと思うが、その根拠はどれかという質問である。

事務局長：現行の規定がこの形になっており、元に戻った。定数等検討委員会で、代議員総会で極力決めるような形にしたいということで、

理事会が別に定めるところではなく、別規程というような形にしてはどうかという提案があったところである。それを顧問弁護士に確認したところ、ここだけそういう規定の仕方にするのはよろしくないという指摘をいただいたものである。

野村（公共図書館）：定款の第13条で定数の調整を行うということについて、いわゆる選挙前のことであらかじめ選挙区の定数が決まるという説明を受けた。それを前提にしていくと私が読み違いをしている形になり、選挙ごとの定数というものが出てくるというのが理解できる。ただ、第4号の書き方が「本項第1号から3号により算定した代議員数が第1項の定数外となる場合」となっているが、第3号の規定は代議員選挙における得票数が3に満たないものは代議員になることができないという規定であって、私はここも含めて算定の結果で第4号の調整がかかると理解した。第3号というのは、いわゆる選挙の結果で3に満たないという結果を受けてのことだろうと、定数というのが事前に定まっていなかったのではないかと理解をしていた。そうすると、第3号というのは事前に定数が決まっているのであれば含める必要はないのではないかとと思うがその点についてはいかがか。

事務局長：第1号、2号で選挙区ごとに決まるということになるかとは思いますが、第3号のただし書の活動部会の区分による選挙区においては、この限りではないということも含めた形で考えると認識していた。第1号から第3号により算定した代議員数という規定ということで問題がないと考える。

野村（公共図書館）：ただし書のところは理解した。前段の部分のところは、やはりそれは投票結果のことを指すという形になっていたと思うので、事前に定数が決まるという規定の流れの中で、その流れに結果を含めてその結果によって人数が変わるかのような規定を含めた算定という

のは違うのではと思うが、いかがか。
事務局長：定数等検討委員会副委員長をされていた深水理事に意見を伺いたい。

新屋（議長）：深水理事に発言を求めたいが代議員の皆さんよいか。（了承）

深水（理事）：仮に、都道府県選挙区の会員数が2名になってしまったとしたら、その都道府県での選挙は成り立たなくなってしまう。投票しても3には満たないため。そうすると、そこは定数なしということになる。あつてはならないが、そういう状況を考えると、この規定が必要ではないだろうかという議論が定数等検討委員会の中ではあった。

野村（公共図書館）：確かに、それは会員が2名になったときということだとは思いますが、その状態のときには第4号の規定で必然的に調整がかかるような形になるのではないかと。選挙区の会員が2名だったときに、そこに代議員を置けないのではないかとということで、この第3号の規定を含めているというような回答だったかと思う。ただ、それはその第3号をあえて入れて算定をするということがなくとも、事前に定数が決まるというのであれば、第4号で事前に調整がかかるのではないかと理解するが、いかがか。

深水（理事）：第13条第3項第4号は、定款が定めた70から100という範囲を超えた、あるいは下回った場合の調整であるが、その場合、上回った場合は多いところから1名ずつ代議員を減じていこう、下回った場合は必要などところに入れていこうという考え方なので、全体の調整が第4号になるのではないかと。

野村（公共図書館）：先ほど会員が2名になったときに代議員が置けないのではないかとという話があったが、第3項第1号で選挙区ごとに1名代議員を置くというように最低限1名は置くという規定が入っているかと思う。この規定で行くのであれば、代議員が2名になって、そこに代議

員を置けないという心配はないのではないかと理解する。そうすると第3号をいわゆる選挙区の定数の算定の中に入れるというのは、おかしいのではないと思う。

深水（理事）：各選挙区において最低1名入れるというのは大前提で考えていた。しかし、その選挙区内で得られる得票数が最低でも3は必要だろうということで第3号を入れた。その状況でもし選挙区の会員数が3を下回ってしまった場合は、定数自体もその選挙区には入れられないという解釈をするために本号は入れたつもりである。

野村（公共図書館）：そうすると、会員が2名のところには第3項第1号の1名を置くという規定は適用されないということか。

深水（理事）：最低でもやはり会員3名以上必要だというのが定数等検討委員会での結論の一つとして出された。今の質問の回答とすると、選挙区会員が1名、2名の場合はそこには定数を与えられないということになる。もう少し言うと、もちろん結果として3名を下回るということはあるかもしれない。しかし、そのもっと大きな前提としては、各選挙区に少なくとも3名以上の会員は必要だということも含んで、この項を入れたつもりである。

野村（公共図書館）：今の回答を考えると、例えば会員が2名だったときには、そこには代議員を配置しないという考え方で第3号を入れてあるという理解になると思うが、そうすると、選挙における得票数という書き方がいいのか。会員数が3を下回る場合には第1項第1号にかかわらず代議員を置かないというような、そのような規定の仕方の方が事前に定数が決まるという考え方からするとわかりやすいのではないと思う。

深水（理事）：その議論も実はかなりしてきた。そこでこの選挙においての得票数3というのはやはり生かしていくべきだということがあった。そのような議論の中で、このように

まとまったというのが現状である。野村（公共図書館）：いろいろな考えの中でということで、少しわかりにくい印象はあるが趣旨は理解した。新屋（議長）：ほかに意見、質問があれば、議案の採決の前に併せて報告のあった報告4について了とすることを確認したいが、よいか。

（承認を確認）

新屋（議長）：それでは、第1号議案について採決を取る。会場出席は挙手で、オンライン出席は投票機能によって行う。現在の出席状況を事務局に確認する。

曾木常務理事兼総務部長（以下「総務部長」という）：会場・オンライン出席44名、委任状3名、書面決議書による議決権行使33名、合計80名である。

新屋（議長）：まず初めにオンライン出席の代議員の投票について、事務局の説明をお願いします。

事務局：オンラインでの採決について説明。

新屋（議長）：この会場で第1号議案について賛成の方、反対の方、それぞれ挙手をお願いしたい。係員が数を確認する。

（係員が数を数え議長に報告）

○本日投票分（会館会場出席者＋委任状）

賛成36 反対0 棄権0

○オンライン出席分

賛成11 反対0 棄権0

○書面決議分

賛成33 反対0 棄権0

○合計

賛成80 反対0 棄権0

新屋（議長）：賛成が総代議員数の3分の2を超えており、よって第1号議案は承認された。

2. 第2号議案 公益社団法人日本図書館協会2025-2026年度の理事・監事選任に関する基本方針及び選任方法等について

浅見（議長）：それでは、「第2号議案 公益社団法人日本図書館協会2025-2026年度の理事・監事選任に関

する基本方針及び選任方法等について」理事長より、ご説明をいただきたい。

理事長：まず基本方針であるが、2年前の同資料から一つだけ変わっている点がある。1番目は本法人の経営はということで、法人の経営に理解がある者、経験を持つ者を選任する。2番目は、コンプライアンスとガバナンスの強化について見識がある者を選任する。3番目は図書館振興事業を通して社会に貢献するという公益法人としての位置づけに理解のある者を選任するというのである。4番目が変更になった部分で、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が先般改正され、この法律の改正後、直近の理事幹事選考の機会にここにある外部理事、外部幹事をそれぞれ1名以上選任するというのが義務付けられた。法改正後、直近の理事幹事選考の機会というのが本年6月に実施する理事・監事の選任の時期であるので、この時期をもってこの4番目にある外部理事・監事をそれぞれ一人以上選任するというのが義務付けられている。その外部理事・監事というのは、どういう人をいうのか、というのが注2「外部理事・監事の要件」としてある。外部理事は、本法人の業務執行理事、すなわち業務執行権を有する理事または本法人の職員ではなく、かつ、その就任前10年間に本法人の業務執行理事または職員であったことがない者、本法人の社員、代議員でない人、そして例えば法人立図書館が代議員になっている場合には、その役員や職員でない者ということである。外部監事も同様である。5番目は監事については内閣府公益認定ガイドラインに従う、というものである。

また、理事・監事の選任要件であるが、1番目が、業務執行権を有する理事8名である。理事長と副理事長、専務理事、常務理事の選任要件である。2番目は理事Aである。これまでは一般理事Aと一般という文

字をつけていたが、一般をつける必要もないということから一般という文字をとった。これは北日本、東海北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄の各地区から推薦いただく理事5名である。ただし関東甲信越静岡地区については業務執行権を有する理事と各部会等推薦理事が協同して責務を果たすということでこの部分をカバーすることになっている。3番目は理事Bとして各活動部会等推薦理事であり、六つの活動部会と国立国会図書館から推薦いただく1名、合計7名についてである。4番目は監事3名の選任要件である。

選任方法については、変わった部分は候補者の推薦依頼等、日にちのみである。1番目の理事・監事候補者の推薦依頼については、本年4月4日に全代議員に対して理事・監事候補者の推薦を依頼し、5月9日まで推薦をいただくものである。2番目は、理事Bについて同じく5月9日までに推薦をいただくものである。3番目が理事長による理事・幹事の推薦である。理事長は業務執行権を有する理事候補者及び幹事候補者を推薦することができるということになっており、理事候補者数は8名以内、また幹事候補者数は3名以内を推薦するということで5月9日までの提出である。4番目は、それを2025年通算第1回理事会に報告するというものである。5番目・6番目は、理事候補者の略歴等々を示した資料を送付した上で選考していただくことについてである。7番目は書面決議を予定した代議員の取り扱いについてである。

また、「2025-2026年度における本法人の運営課題等について」は、理事を推薦いただく際や理事として判定していただく際に、このようなことについて、協会が課題を持っている、解決に取り組んでくれる人を選ぶというための基準である。(資料に基づき説明)

続いて、先ほどの説明の中の日付を抽出した「2025-2026年度公益社団

法人日本図書館協会理事・監事選任日程について」であるが、まず、2025-2026年度の理事・監事選任に関する審議について、本年2月20日の第4回理事会において大筋を承認いただいた。そして先ほど説明した理事、幹事候補者を4月4日に私の名前で皆さんに求め、5月9日までに推薦していただくということである。その推薦された方々について、5月22日開催予定の2025年の第1回理事会で報告し、候補者を決めると、6月12日開催予定の通算第1回の代議員総会において選任していただくというプロセスについてここで抽出しているものである。

浅見（議長）：説明は、以上のとおりであるが、質問、意見はあるか。

日向（山梨）：理事の区分の中で外部理事を充てるのは、どこか。

理事長：外部理事を区分1から3のどこで求めるかということであるが、私自身は、理事長が推薦する業務執行権を有する理事のところで1名を確保することを考えている。ただ、それを絶対条件とすると難しくなる場合もあり得るので、その時々状況に応じてということでのよいのではないかと考えている。

佐藤（滋賀）：「2025-2026年度における本法人の運営課題等について」にある「株式会社ムービーマネジメントカンパニー及びアルスヴィータ株式会社事件検証委員会」報告書について、概要を聞かせていただくか、何を読めばこのことについて詳しくわかるのか教えてほしい。

理事長：これはプリントしたペーパーでしか形になっていない。関係した個人名や当時の理事の名称などがあってフルに公開することは難しいので、概要版での公開という対応を検討する。

浅見（議長）：それでは、第2号議案について採決を取る。会場出席は挙手で、オンライン出席は投票機能によって行う。現在の出席状況を事務局に確認する。

総務部長：会場・オンライン出席44

名、委任状3名、書面決議書による議決権行使33名、合計80名である。浅見（議長）：まず初めにオンライン出席の代議員の投票について、事務局の説明をお願いする。

事務局：オンラインでの採決について説明。

浅見（議長）：会場出席の代議員に何う。第2号議案について賛成の方、反対の方、それぞれ挙手をお願いしたい。係員が数を確認する。

（係員が数を数え議長に報告）

○本日投票分（会館会場出席者＋委任状）

賛成35 反対0 棄権1

○オンライン出席分

賛成11 反対0 棄権0

○書面決議分

賛成33 反対0 棄権0

○合計

賛成79 反対0 棄権1

浅見（議長）：よって第2号議案は承認された。

3. 報告1 中長期財務計画について

浅見（議長）：それでは、「報告1」について、理事長より、ご説明をいただきたい。

理事長：「報告1」について、資料に基づき説明。

浅見（議長）：この財務計画策定について、松本監事からご意見を願いたい。

松本（監事）：中長期財務計画にあたって計算の根拠、前提は適正だと認識している。したがって、あと何年かすると資金ショートが起るといふ事態もあり得る。そうならないようにぜひ対策を立てて実行していただきたい。お金がなくなれば借りればよいということが頭に浮かぶかもしれないが、お金を貸す銀行の方からすると、年度の収支が黒字になって、貸したお金が入ってくるといふ確信がないと当然のことながらお金を貸すことはできないということになる。そういった点からもきちんとした財務計画が求められる。あ

とこの建物を売却しても一時的な収入なので、その後も毎年の収支が赤字であるということが続くと若干の延命でしかないわけで、その先はやはり同じような未来になっていく。年間の収支がマイナスにならないように実行していくということでない、やはりまた同じ問題に戻るといふ現実があるということは強く認識すべきだ。

浅見（議長）：理事からの説明、監事からの意見は以上のとおりであるが、質問、意見はあるか。

上岡（高知）：これまでの代議員総会では、長期借入金を返済すればもっと明い未来が開けるというような説明を受けてきた気がするが、今回こういう話があって、かなりの衝撃を受けている。会員減少などでこのような状況に陥っているのだと思うが、この会館自体にある程度お金を稼いでもらうということで、情報科学技術協会が6階から出ていった後、その後を埋める手立ては取られているのか。あと知り合いがこの近くで働いているが、貸し会議室はないかという話を以前聞かれたりして、この研修室なども周辺の企業や団体に貸すことを検討してはどうかと思う。また『図書館雑誌』や『現代の図書館』の発行について見直しも検討するということであるが、例えば紙による発行を個人会員向けに止めてしまうと、今までの会員が減るというような負の連鎖も考えられる。内部的な記事を会員のポータルサイトに移転したりして様子を見つつ、会員にもなるべく見てもらえるような取り組みをした上で今後のあり方についてアンケートを取るなどして、会員の反応を見ながら方策を進めてもらえたらと思う。

長島（埼玉）：図書館の職員が非正規化していて、また一般の市民も協会会員に取り込みたいということがあつた中で、やはり会費が高い。少し会費を弾力化できないのかと思う。あと業務の改善、スリム化について、今協会でやっていることをもう少し

外に出してもいいのではないのか。現職でないOB・OGの方の力を借りることで、そういう方に協会の活動に関わってもらえる。業務をただ止めてしまうだけではなくて、OB・OGの力を借りながら続けていけるというような検討も必要なのかと思う。

長田（富山）：『図書館雑誌』にも書いたが、地域図書館団体と協会との協力体制を強化すればいいのではないかと思っている。その関係の中から協会への会員になってもらうための活動を強化していくとか、入会した場合のメリットをもっと訴えることや協会の出版物の委託販売などをしていただくなど、そういったことも考えていかなければいけないかなと思う。

今野（兵庫）：この代議員総会に先立って兵庫県の個人会員でZoomミーティングを実施した。そこで出た会費に関する意見で先ほど長島さんがおっしゃったように、会費を少し弾力化して、退職した会員や学生についても割引制度を設けたりしたらどうかという声があった。また、司書課程を取っている学生が将来に希望を持ってない状況もある中、現職者が司書について学生に話す機会を協会が仲介をしてはどうか、それで会員になる学生を増やせばという話もあった。その他、Zoom会議に出席した学校図書館と大学図書館関係の方からは、認定司書になれないので、認定司書を目指すという目標では周りを誘いづらいということ、それは少し考えていただけたらという意見が出された。

天野（愛媛）：昨年11月に愛媛県図書館協会と愛媛地区大学図書館協議会の合同研修を行った。研修テーマが「やってみよう資料保存と本の修理」ということで、資料保存委員会の田嶋委員長に講師として来ていただいた。受講者から非常に満足度が高かったが、そのときに演習のキットを人数分、事務局から貸してもらい助かった。そういう研修コンテンツと研修で使うキットをセットにして

販売して、研修を収益につなげるような取り組みも目指していければ、地方にいる会員やまだ会員でない人たちにも求められるのではないかなと思う。

浅見（議長）：この報告についての意見交換を終了したい。それではこの報告を了承するということでよいか。（了承）

理事長：会費の弾力化については検討してきたが、会員の種別をさらに増やすと3月に会費を徴収する際に事務的な業務量が非常に大きくなるということがあり、現在のギリギリ人的リソースでは逆に経費がかかってしまうということが考えられた。この会館をもう少し収益に生かしたらどうかということについては、お気づきかと思うが入口脇に電動キックボードの設置スペースを設け、毎月お金が入ってくる。ただ、6階の貸与もそうであるが、あまり収益事業と見なされることをすると、公益事業でないということで支払う税金が増えるということで、一概に収益事業を増やすわけにもいかないもので、その辺はきちっとやっていきたい。ボランティア的な方々の力を借りたらどうかということについては、我々もそれに取り組んでまいりたいと思う。今、ウェブサイトの全面更新を計画しており、外部への発信であるとか、外部からの意見の受け止めが、もう少しきれいにできるように考えている。長期借入金の返済が終わったらバラ色の未来があるかのように思ったがということであるが、会員が減ってきているということとコロナ禍などもあって出版物が売れない状況になっているということが要因としてある。ご提案いただいたことについて検討していくが、代議員の皆様をお願いしたいこととして、今ご提案があったようなことをそれぞれの地区の図書館の方々に働きかけて、例えばこういう研修をこの県内でやってみようじゃないか、とか、そういう成功例を積み上げていただいて、それをさらに

別の県に広めていくというふうな、こういうことをやってみたぞ、こうだったというのを、ぜひやってみていただきたいということを申し上げる。代議員の皆様にもぜひそういうことに取り組んでいただきたい。

4. 報告2 2025年度公益社団法人 日本図書館協会事業計画について

報告3 2025年度公益社団法人 日本図書館協会予算について

大石（議長）：報告の2及び3は関連するものとなるため、理事より続けて説明いただき、質疑もまとめて行うこととしたい。理事から説明をお願いします。

鈴木副理事長（以下「副理事長」という）：「報告2 事業計画」について、資料に基づき説明。

事務局長：「報告3 予算」について、資料に基づき説明。

大石（議長）：以上のとおりであるが、ただ今の説明に対し、質問、意見はあるか。

天野（愛媛）：資料の「Ⅰ1. 重点事業①全国図書館大会」のところに、「111回を迎える全国図書館大会2025は、愛媛県で開催」とあるが、「全国図書館大会2025」が110回やっていることになるので、「2025」は取った方がよい。また、「Ⅱ1. (1)全国図書館大会」のところで、分科会担当が「愛媛県立図書館・テーマ別実行委員会」となっているが、これは前段を愛媛県立図書館とするより愛媛県図書館協会ほか、としたほうが実態を表していると思う。

副理事長：その二つの点を修正する。
佐藤（滋賀）：ホームページの改修について、スマホ版もあるか。改修のスケジュールを知りたい。

事務局長：できるだけ早い段階で、少なくともトップページについては新しいものを表示できるような形にしていきたい。順次中のページも置き換えていく。来年度の夏ごろには全面的に新しいサイトに置き換えることができるように計画している。スマホ対応もするし、必要な

情報がトップページからすぐ探せる形に変えていきたいということで準備している。

野村（公共図書館）：予算の関係で2点ある。「正味財産増減予算書」の全国図書館大会事業費がゼロ計上という形だが、協会は費用を負担をしていないということか。

事務局長：この事業費に計上されるのは、東京開催など協会が直接大会の運営に関わる場合にここに計上される。通常はこの表の支払負担金693万2000円、このうちの500万円が大会の負担金ということで計上される。

野村（公共図書館）：あと1点、収支で300万円ほど黒字が出るような形になっていて、それでキャッシュフローでこれにさらに400万円ほど計上されるというような話があった。「正味財産増減予算書」の減価償却費を見ると1600万円ほど計上されていて、いわゆる減価償却費というのは、キャッシュフローを伴わないという形になるかと思う。それが400万円という話になると、どこか収入の計上のところで、キャッシュとして入っているのかと思うが、それはということなのかを教えてください。

事務局長：減価償却費などで、実際はキャッシュの支出にならないというものがあるが、この約1600万円が全部キャッシュとして出ないということになる。リース関係の経費等がここにも計上されているので、その分実際のキャッシュとして支出される分も出てくる。キャッシュとしてここには出ない金額としては400万円ほどである。

野村（公共図書館）：減価償却費というのは、通常キャッシュの支出を伴わない費用かと思う。それで先ほどの話とリースがあるということであるが、リース料というのは事業費の中ではどこに組んでいるのか。

事務局長：減価償却費の中に入る形になる。

野村（公共図書館）：減価償却費に

リース料が入っているというのは理解した。それは会計処理上は特段問題がないということなのか。リース料と別立てする必要はないのか。

事務局長：公益法人法（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）に則る予算の作り方で作成しているので、特に問題はない。

田中（東京）：「Ⅱ2. 調査研究・検討会・資料刊行」委員会⑬に、『日本の図書館』関係の見直しや検討事項などが書いてある。前に『日本の図書館』の精度を上げるのはたいへんであるという話を伺ったが、どういう検討がなされているのか。また、調査内容を回答していない図書館がいくつかあるが、検討の中で改善されていくのかどうか。あと、紙媒体とCD-ROM版があるが、オンラインデータベースにさせていただくと、もっと広い層が使えるのではないかと思う。

理事長：精度を上げるということに関しては委員会でも課題としているが、担当者1名でほぼ1年間作業に対応する状況で、現状それだけでもたいへんである。回答してもらっても毎年少しずつ変わったりして、そうすると少し変な数字になっている場合には、改めて問い合わせをするということの繰り返しになるので、去年も申し上げたように、なかなかこの精度を上げることが難しいということについては頑張っていきたいということしか申し上げられない。ご理解いただきたいと思う。それから電子版として5年以前のものについては電子化して誰でも見られるようにしている。

田中（東京）：現在は、年度が変わってすぐに調査が始まる状況があると思う。すると、担当が変わったばかりで、図書館の状況をまだ理解していない方が受け持つ可能性があると思う。それを支障のない範囲で少し調査の時期をずらすとか、そういったことも検討いただけると少し改善するのではないか。

植田（広島）：「Ⅱ4. 図書館の振興」

(4) 図書館災害対策事業の関係であるが、東日本大震災や阪神・淡路大震災、能登半島地震など、図書館に災害があったときにそのエリアの図書館の人が行くのは、実際働いている人間からすると難しい。そういうときに図書館OB・OG、またこの3月に退職で協会を辞めようと思っている人に対して、レスキュー隊のようなものを、協会の会員として登録してもらえないかというのはどうだろうか。そうすれば、辞めてもそういう仕事があるんだなということになるし、そういう人が図書館に行ってお手伝いしたら、受け入れる側もすごくいいんじゃないかと思う。ボランティアがたくさん来てもまったく図書館のことがわからないと、そのお世話をするだけでたいへんだというのを私も伺っている。定年延長であと数年働きたいという人も、そうになったらある程度時間が取れるようになるだろうし、そういうことも考えたらいいんじゃないかと思う。

大石（議長）：こちらについて、理事あるいは図書館災害対策委員会委員長からはいかがか。

副理事長：ぜひ力を貸していただければと思う。東日本大震災のときは、東日本大震災対策委員会があって、そこでボランティアを募って現地に送り込むというようなこともしていた。ただ、今回の能登半島地域については、なかなか行くことそのものが難しいということもあって、図書館災害対策委員会の方で2回ほど調査に行っているが、具体的な支援は物の支援だけにもなっている。OB・OGを活用するというのは賛成だし、なんとかできたらいいなと思うので、ぜひここにいらっしゃる皆様にも、お力添えをしていただきたいし、検討していきたいと思う。

大石（議長）：それではこの報告を了承するという事でよいか。

（了承）

5. 報告5 2022-2025年度代議員補欠選挙結果について

大石（議長）：「報告5 2022-2025年度代議員補欠選挙結果について」について、理事から報告をお願いする。

総務部長：代議員補欠選挙の結果について、選挙管理委員会の大塚委員長から文書をいただいているので、報告する。選挙は、本年2月1日（土）から2月10日（月）を投票期間とし、2月14日（金）に開票して、次のとおりの結果となった。

愛知県選挙区については、定数2のところ現在代議員数が1だったので、選挙としては1名、奈良県選挙区については、定数が1であり、代議員がいなかったため、ここで1名ということになった。団体会員選出選挙区、地域図書館団体は定数1であるが、候補者がいないということなので、投票は実施していない。

個人会員選挙区の候補者数は、愛知県選挙区は2名、奈良県選挙区は1名の候補者があった。

投票については、合わせて71票で投票率は49.0%である。

選挙区ごとの定数、投票率、立候補者名、所属、それから当選等の順については資料の通りであるが、愛知県については小曾川真貴さんが37票を得票して当選となった。奈良県については呉服淳二郎さんが12票を得票して当選となった。選挙の結果についての報告は以上である。

大石（議長）：ただいまの報告について、質問や意見はあるか。なければ、この報告は以上とする。

6. 報告6 第110回全国図書館大会長崎大会及び第111回全国図書館大会愛媛大会について

大石（議長）：「第110回全国図書館大会長崎大会及び第111回全国図書館大会愛媛大会について」について、理事及び長崎大会については池田代議員からも報告をお願いする。愛媛大会については天野代議員からも報告をお願いする。

副理事長：今回の大会は全体会と三つの分科会を対面開催で、第4分科会から第15分科会までは録画配信で

行った。対面開催と配信開催のハイブリッドによる初めての取り組みである。長崎県立長崎図書館はじめ長崎県内の図書館の皆様にはたいへんお世話になった。大会実行委員会の副委員長で公共図書館部会の代議員である池田浩代議員からもご報告をお願いしたい。

池田（公共図書館）：第110回全国図書館大会長崎大会は、対面形式では11月30日・12月1日の2日間、オンライン形式では11月30日から今年の1月5日までの日程で、長崎県において開催した。これまでの日本図書館協会や代議員の皆様のご支援とご協力にあらためてお礼を申し上げる。

大会参加者数は、参加者956名、大会関係者251名で合計1,207名。オンライン配信視聴回数は合計102,569回と予想を大きく上回る視聴をいただいた。対面開催では、特に1日目は会場がほぼ満席となり、参加者の皆様のご協力により、熱意あふれる円滑な大会運営ができたことにあらためて感謝している。本県では、半数以上の職員が対面またはオンラインで参加をしていただき、普段触れることができない専門的な知識や技能に関する研修など多くの事例発表等を視聴することができたとの感想とともに、今後もこうした機会を作ってほしいとの要望があった。県外の参加者からも同様な意見をもらっている。

大会運営については、当初すべてオンライン開催の方で準備を進めたが、途中から一部対面方式を組み入れたため、日々の図書館業務を行いながら大会業務を進める職員それぞれに大きな負担がかかったことは否めない。一部の代議員の方々から、大会についてさまざまなご意見等も頂戴し、十分に対応できない部分もあったが、事情を汲み取っていただければありがたい。こうした中、大会を図書館全体で組織的に取り組んだこと、県生涯学習課や県内関係団体等の全面的な支援を得て、共同体制を構築して取り組んだことが大き

な力となった。

大会評価についてであるが、アンケート調査で大会参加者の満足度を求めたところ、満足60%、やや満足25%、普通15%、やや不満及び不満は0%だった。一定の良い評価を得たものと考えている。関係者の皆様のお力添えにより、充実した大会にさせていただいたと評価している。

収支についてはまだ見込みであるが、予算額1050万円に対し、収入約930万円。支出約700万円。差し引き約230万円の残となる予定である。

最後に長崎大会運営に携わり、今回の大会運営に引き継ぐためにも、何点か要望及び提言をさせていたたく。1点目は、日本図書館協会には、大会運営に関わる基本的なマニュアルを整備して、事前に開催県に提供していただきたいということ。2点目は、分科会における運営について、講師や事例発表者等の情報提供に関わる期限を厳守していただきたいということ。3点目は、日本図書館協会と開催県の連携をさらに進めていただきたいということ。

今回、本県においては対面とオンラインを併用したハイブリッド型の大会を開催した。地方で開催する場合の一つ提案でもある。地方における大会運営は人的に物的に大きな負担がかかる。従来のように規模の大きな大会を開催する場合は都市部を中心に実施するなど、開催方法の工夫も必要ではないかと考える。

図書館大会を経験する中で県内の図書館を含む関係団体とのつながりが深まり、図書館職員に質の高い研修の機会を提供できたことは大きな成果と考えている。あらためて多くの皆様に感謝申し上げるとともに次年度開催の愛媛大会のご成功を心から祈念し、概要報告とする。

成瀬（常務理事）：愛媛大会では、昨年よりも開催時期が1か月早まり、対面開催が中心になる。あと愛媛県立図書館が耐震工事で休館・移転しているということなどのハンディを負っているが、急ピッチで準備を進

めていただいている。また、協会が担当する分科会の数をこれまでより減らしている。プラスしてそれぞれの委員会が後日の配信ができるような形で準備を追って検討しているという状況である。それ以外のことは、本日出席されている天野代議員から説明をお願いする。

天野（愛媛）：第111回全国図書館大会愛媛大会は、10月30日・31日の2日間にわたって行われる。1日目の全体会では、愛媛県出身作家によるトークセッションということで、四国八十八ヶ所霊場第57番札所栄福寺住職である白川密成さん、ロックバンド・チャットモンチーのドラム・作詞担当だった高橋久美子さん、各地でショートショート作品の講座などもされている田丸雅智さんの非常に楽しみなトークセッションを予定している。2日目は、分科会を行う。今回愛媛県で開催するということで、愛媛県といえば今沢慈海さんという日本の図書館界で大きな足跡を残された方の出身地であるが、愛媛県の図書館活動というのは活発かといえそうとは言えない。もちろん頑張っている図書館・図書館員の方はたくさんおられるが全体として見たところではなかなか活発であるとは言えないところがある。そこで今回、代議員の皆様をお願いしたいことが二つある。先ほど対面開催で行うと申し上げたが、ぜひ一人でも多く現地に来ていただいて、周りの方にも大会参加を勧めて参集していただきたい。何より全国からたくさんの方が集まっているという事実を愛媛県内で作り出して、愛媛県内における図書館の社会的な存在価値をもっと向上させていって、図書館を良くする追い風にしていきたい。もう1点は、皆様のお手元に配付している第111回全国図書館大会愛媛大会関連プログラム事業というのがあ。これは何かというと実際には愛媛大会は愛媛県松山市で行われるが、それ以外に何かしら、特に愛媛県外の図書館、関係、書店、出版社

も含めてであるが、愛媛をキーワードにした何かのイベント、これは講演会でもミニ展示でも構わないので、そういった愛媛をキーワードにテーマとした事業を行っていただければ、裏面にあるメインビジュアル、愛媛県が誇る「みきゃん」というキャラクターのメインビジュアルや、ロゴマークを使っていただいて、また大会のホームページや大会会場でも紹介していきたいと思っている。ぜひ一緒に盛り上げていただければと思う。今回111回で1が三つ並んでいることで、「トリプルワン・プロジェクト」と称して、事業数が111となることを目指しているの、ぜひ111を達成したいと思っている。

できれば47都道府県全体からの参加をいただき、会場に日本地図を出して全国から愛媛のために事業に参加していただいているのを可視化してPRしたいと思っており、愛媛の図書館の未来を開いていくためにも皆様のお力をどうかお貸しいただければと思う。

大石（議長）：ただ今の報告に対し、質問、意見はあるか。なければ、この報告は以上とする。

7. 報告7 その他

大石（議長）：あらかじめ用意した議題、報告は以上であるが、代議員から何か発言があるか。

牛澤代議員から「日本図書館協会代議員総会議事録作成プロセスの見える化とシステム化の提案」というものをいただいている、本日都合によって本人は欠席であるので、こちらについて事務局から代わりに説明いただきたい。

総務部長：牛澤代議員から以下の提案があった。

議事録作成プロセスを見える化し、原稿の内容を代議員が共有できるようにしてもらいたい、ということです。誰がいつまでに何をするか、『図書館雑誌』掲載のための提出期限などを含めたプロセスを示すということ。それから議事録署名人の

ほかに議事録に署名する理事長、議長団（できれば出席代議員）が議事録修正過程を共有する。これらのことを効率的に行うために、しかるべきツールを導入する。その他の要望としては、総会の際に投影のみに提示された資料を議事録の資料として付けていただきたい。また『図書館雑誌』にも掲載した方がよい。代議員総会のページにも格納されていないため見返すことができない。この旨を4月16日にも要望したが、JLAより『『図書館雑誌』掲載にあたり、ここには記載しない形になっています』との回答だった。

ということで、文書をいただいた。署名人が署名押印してから、『図書館雑誌』に掲載することについては、議事録掲載を少しでも早く載せて、会員や出席していない代議員、いろいろな方たちに見ていただくということに努めているが、このあたりのプロセスに若干時間がかかるということになるのであれば、これについてはまたいわゆる手続き的なところであるので、事務局の中で少し調整したいと思う。それから、今回、ご提案の議事録の修正については、その段階で用語も含めて多くの方に厳しく見てもらっていて、その過程については共有できるようになるべく今協会が持っているシステムを使いながら共有できるようにしていきたいというふうには考えている。今後事務局の手順などこちらの方で受けて検討していきたいと思っている。配付資料については、『図書館雑誌』に掲載してほしいということであるが、やはり代議員の方で見ていただきたいものというものもある。しばらく代議員のページというのをホームページで皆さんの方に公開しているので、こういってところで公開するということについてはこちらの方でも検討できるかなと思っている。しばらくこのご意見については前向きに検討するというので、以上回答とさせていただきます。

大石（議長）：事務局で引き続き検討

するということであるが、この件について、質問、意見はあるか。

佐藤（滋賀）：以前議事録署名人を務めたが、私はあまり気にせず、きちんと載っていてよかったというふうには思っていたが、確かに議事録の署名人を務める方の気持ちとなってみれば、自分の訂正したものが『図書館雑誌』に載る前に見たいという気持ちもあると思う。そういったものは例えば掲載作業終了前にも校正紙をメールでもらうような形で確認もできるのかな、というふうにも思う。ただそういったことを必ず入れるということで、掲載までの時間がかかることが、特に出席できなかった代議員などにとっていいのかということと、掲載前の原稿の内容をある程度代議員が共有できればいいのかもしれないが、そこでいろいろな意見が出てきた場合に、事務的にややこしくならないか、集約ができるのか、というような懸念も持っている。署名前に議事録を載せるのであれば、そのような形の注釈をつけるような形で載せるとか、皆様に早く情報を伝えるということも大事だと、そういった意見もあるということを知っていただければと思う。

大石（議長）：ほかに質問、意見はあるか。なければ代議員からほかに伝えたいことはあるか。

今野（兵庫）：先ほど話した兵庫県会員のZoomミーティングの開催方法をどのように行ったのかお伝えする。協会から県内会員の名簿をもらえということであったが、通信費は出ないので、Zoomで行うこととしてメールアドレスを教えてもらった。80人弱の県内会員のうちアドレスを把握している人が36人で、6人は不全で戻ってきたので、連絡したのが30人。日にちは3回設定したが、参加者は合計4人だった。今回限り、こういう目的でということで協会から都道府県内の会員名簿やメールアドレスがもらえるということを知っていただきたく、発言した。

三村（神奈川）：総務省が出している

「自治体戦略2040構想」で地方公務員の人数を半分にするということが出ている。図書館だけの問題ではないが、非常に危機感を持っている。協会の事業計画の中でもそういう国の動きが書かれているとよかったと思う。それから、図書館の非正規雇用職員が増えているということであるが、私が市立図書館の現場にいたころ、この非正規雇用職員すら減らされているということがあって、今後はおそらく正規雇用職員も非正規雇用職員も減らされるという状況になるのかと思う。最近協会が、学校図書館職員に関する実態調査で非正規雇用職員の問題をまとめ、いろいろとニュースになったが、協会として非常によい活動ではないかと思う。今後その状況がよい方に行くのかというと、総務省など国の方針や自治体財政の問題などを見ると現状では厳しいと思わざるを得ないかな、とも考えている。最後にもう一つ、清瀬市だったかと思うが図書館分館をクローズして本の宅配に力を注ぐ、といったようなことが提案されている話が出てきている。今後そういう動きがほかにも広がってくる可能性があることを考えると、今学生に教えているが、明るい未来を示せないという状況である。ぜひ、みんなでいろいろな知恵を出し合って図書館界全体を盛り上げていく必要があるのではないかと、それも緊急にやらないとどんどん図書館が縮小してってしまう可能性があるのではないかなという感想を持っている。

大石（議長）：これをもって、代議員総会を終了する。進行を事務局長にお返しする。閉会する前に理事長から一言お願いしたい。

理事長：今年の図書館記念日・図書館振興の月に向けたポスターについて、『図書館雑誌』でも長く図書館の写真の連載をしていた漆原宏氏撮影の写真を用いたものを作った。今までとは雰囲気の違いの違うポスターを作ったので、ぜひこの4月30日から5月に向けて、このポスターを契機に何

かイベントとかちょっとしたことでも図書館振興のためのイベントを開催していただければありがたい。

事務局長：以上をもって、2024年度通算第2回（定時第2回）代議員総会を閉会する。

■出席者・参加者一覧

〈代議員会場出席者〉

須藤紀子（青森）、加藤孔敬（宮城）、石川靖子（秋田）、郷野目香織（山形）、鈴木史穂（福島）、石原照盛（群馬）、砂生絵里奈（埼玉）、長島利弘（埼玉）、大石豊（千葉）、永見弘美（東京）、田中伸哉（東京）、浅見佳子（神奈川）、三村敦美（神奈川）、松原伸直（新潟）、長田和彦（富山）、日向良和（山梨）、鈴木崇文（愛知）、佐藤志歩（滋賀）、西尾恵一（大阪）、今野千束（兵庫）、三田祐子（鳥取）、本山雅一（岡山）、植田佳宏（広島）、立石忠徳（徳島）、天野奈緒也（愛媛）、上岡真土（高知）、一ノ瀬留美（福岡）、横多綾（佐賀）、田中裕子（長崎）、呉屋美奈子（沖縄）、佐々木智宏（公共）、鳴川浩子（学校）、新屋朝貴（専門）

〈代議員 Web 出席者〉

工藤嘉一（北海道）、豊山希巳江（千葉）、笠川昭治（神奈川）、岩城典子（福井）、渡辺基尚（岐阜）、小曾川真貴（愛知）、喜多由美子（大阪）、藤山由香利（宮崎）、野村孝（公共）、池田浩（公共）、古賀由紀子（公共）、木村友久（大学）

〈活動部会部会長会場参加者〉

甫仮久美子（代理：高橋恵美子）（学校図書館部会）、張替恵子（代理：深水浩司）（専門図書館部会）

〈活動部会部会長 Web 参加者〉

田村俊作（公共図書館部会）、久野高志（短期大学・高等専門学校図書館部会）、大谷康晴（図書館情報学教育部会）

〈委員会委員長会場参加者〉

大石豊（図書館政策企画委員会）、三浦太郎（代理：角田裕之）（国際交流事業委員会）、植松貞夫（図書館調査事業委員会）、植松貞夫（図書館施設委員会）、末次健太郎（図書館災害対策委員会）、植松貞夫（図書館年鑑編集委員会）、小形亮（非正規雇用職員に関する委員会）

〈委員会委員長 Web 参加者〉

山口真也（図書館の自由委員会）、熊野清子（図書館の自由委員会（西地

区）、野末俊比古（図書館利用教育委員会）、田崎淳子（資料保存委員会）、佐藤聖一（障害者サービス委員会）、島弘（児童青少年委員会）、松本哲郎（図書館雑誌編集委員会）、青野正太（研修事業委員会）、大場博幸（代理：林胡蝶）（出版流通委員会）、浜口美由紀（多文化サービス委員会）、健康情報委員会（久保田崇子）、大谷康晴（認定司書事業委員会）

公益社団法人日本図書館協会2024年度
通算第4回（定時第4回）理事会、
通算第2回（定時第2回）代議員総会
配付資料一覧

<理事会>

- 資料1 公益社団法人日本図書館協会 定款の改正について（本誌5月号p.311-314）
- 資料2 公益社団法人日本図書館協会代議員選挙規程の改正について（本誌5月号p.315-319）
- 資料3 中長期財務計画（本誌5月号p.324-331）
- 資料4 2025年度公益社団法人日本図書館協会事業計画（本誌5月号p.303-310）
- 資料5 正味財産増減予算書（本誌5月号p.320-323）
- 資料6 公益社団法人日本図書館協会における2025-2026年度の理事・監事選任に関する基本方針及び選任方法等について（掲載省略）
- 資料7 2025-2026年度公益社団法人日本図書館協会理事・監事選任日程について（掲載省略）
- 資料8 2025-2026年度における本法人の運営課題等について（本誌5月号p.310-311）
- 資料9 2024年度通算第2回（定時第2回）代議員総会の議題について（掲載省略）
- 資料10 第15期日本図書館協会認定司書の認定について（掲載省略）
- 資料11 日本図書館協会認定司書の抹消について（掲載省略）
- 資料12 公益社団法人日本図書館協会2022-2025年度代議員（個人・団体会員選出）補欠選挙結果報告（本誌4月号p.216）
- 資料13 2024年度第3回 部会長・委員長会議 次第（掲載省略）
- 資料14 「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」（第2回）議事次第（掲載省略）
- 資料15 会員数一覧（掲載省略）

<代議員総会>

- 資料1 公益社団法人日本図書館協会 定款の改正について（本誌5月号p.311-314）
- 資料2 公益社団法人日本図書館協会における2025-2026

年度の理事・監事選任に関する基本方針及び選任方法等について（掲載省略）

- 資料2-1 2025-2026年度における本法人の運営課題等について（本誌5月号p.310-311）
- 資料2-2 2025-2026年度公益社団法人日本図書館協会理事・監事選任日程について（掲載省略）
- 資料3 公益社団法人日本図書館協会中長期財務計画の概要（掲載省略）
- 資料3-1 中長期財務計画（本誌5月号p.324-331）
- 資料4 2025年度公益社団法人日本図書館協会事業計画（本誌5月号p.303-310）
- 資料5 正味財産増減予算書（本誌5月号p.320-323）
- 資料6 公益社団法人日本図書館協会代議員選挙規程の改正について（本誌5月号p.315-319）
- 資料7 公益社団法人日本図書館協会2022-2025年度代議員（個人・団体会員選出）補欠選挙結果報告（本誌4月号p.216）

『図書館雑誌』バックナンバーのご案内

(定価は税込み。各号の在庫状況については、出版販売係 ☎03-3523-0812に直接お問い合わせください)

◆2021年1月号 (Vol.115 No.1) 特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2021年2月号 (Vol.115 No.2) 令和2年度(第106回)全国図書館大会和歌山大会ハイライト	1,026円
◆2021年3月号 (Vol.115 No.3) 特集=東日本大震災から10年	1,026円
◆2021年4月号 (Vol.115 No.4) 特集=SDGsと図書館	1,026円
◆2021年5月号 (Vol.115 No.5) 特集=図書館員養成100周年	1,362円
◆2021年6月号 (Vol.115 No.6) 特集=図書館と公民館との連携を考える	1,026円
◆2021年7月号 (Vol.115 No.7) 特集=健康・医療情報のリテラシー	1,026円
◆2021年8月号 (Vol.115 No.8) 特集=図書館の話題アラカルト	1,362円
◆2021年9月号 (Vol.115 No.9) 特集=地域資料のいまとこれから	1,026円
◆2021年10月号 (Vol.115 No.10) 令和3年度(第107回)全国図書館大会山梨大会への招待	1,026円
◆2021年11月号 (Vol.115 No.11) 特集=国立国会図書館のデジタルシフト	1,026円
◆2021年12月号 (Vol.115 No.12) 特集=コロナ後の学校図書館へ／ 小特集=IFLA2021オンライン大会レポート	1,362円

*

◆2022年1月号 (Vol.116 No.1) 特集=トピックスで追う図書館とその周辺	1,026円
◆2022年2月号 (Vol.116 No.2) 令和3年度(第107回)全国図書館大会山梨大会ハイライト	1,026円
◆2022年3月号 (Vol.116 No.3) 特集=図書館と命名権(ネーミングライツ)	1,026円
◆2022年4月号 (Vol.116 No.4) 特集=広がる広げる 子どもの読書環境としての公共図書館の今	1,026円
◆2022年5月号 (Vol.116 No.5) 特集=電子書籍と公共図書館-非来館型サービスとしての電子図書館	1,362円
◆2022年6月号 (Vol.116 No.6) 特集=図書館の広報を考える	1,026円
◆2022年7月号 (Vol.116 No.7) 特集=図書館の話題アラカルト	1,026円
◆2022年8月号 (Vol.116 No.8) 特集=認知症にやさしい図書館を目指して	1,362円
◆2022年9月号 (Vol.116 No.9) 令和4年度(第108回)全国図書館大会群馬大会への招待	1,026円

- ◆2022年10月号 (Vol.116 No.10) 特集=大学にある児童図書館(室) 1,026円
- ◆2022年11月号 (Vol.116 No.11) 特集=図書館と個人文庫・文学館 1,026円
- ◆2022年12月号 (Vol.116 No.12) 特集=「情報活用能力」-学校教育と図書館の未来をつなぐ/
小特集=IFLA ダブリン大会レポート 1,362円

*

- ◆2023年1月号 (Vol.117 No.1) 令和4年度(第108回)全国図書館大会群馬大会ハイライト 1,026円
- ◆2023年2月号 (Vol.117 No.2) 特集=トピックスで追う図書館とその周辺 1,026円
- ◆2023年3月号 (Vol.117 No.3) 特集=図書館の空間をデザインする 1,026円
- ◆2023年4月号 (Vol.117 No.4) 特集=コロナ後の図書館員の学び・交流 1,026円
- ◆2023年5月号 (Vol.117 No.5) 特集=県立図書館は今 1,362円
- ◆2023年6月号 (Vol.117 No.6) 特集=既存図書館のリニューアル 1,026円
- ◆2023年7月号 (Vol.117 No.7) 特集=図書館の話題アラカルト 1,026円
- ◆2023年8月号 (Vol.117 No.8) 特集=図書館と展示-資料から広がる世界 1,362円
- ◆2023年9月号 (Vol.117 No.9) 特集=図書館のビジュアルアイデンティティ 1,026円
- ◆2023年10月号 (Vol.117 No.10) 令和5年度(第109回)全国図書館大会岩手大会への招待 1,026円
- ◆2023年11月号 (Vol.117 No.11) 特集=表現する図書館員-書くことのすすめ 1,026円
- ◆2023年12月号 (Vol.117 No.12) 特集=2023年学校図書館の今 そしてこれから/
小特集=IFLA ロッテルダム大会レポート 1,362円

*

- ◆2024年1月号 (Vol.118 No.1) 特集=トピックスで追う図書館とその周辺 1,026円
- ◆2024年2月号 (Vol.118 No.2) 令和5年度(第109回)全国図書館大会岩手大会ハイライト 1,026円
- ◆2024年3月号 (Vol.118 No.3) 特集=書店×図書館の可能性 1,026円
- ◆2024年4月号 (Vol.118 No.4) 特集=移動図書館のいま 1,026円
- ◆2024年5月号 (Vol.118 No.5) 小特集=図書館は生成AIをどのように活用できるか 1,362円
- ◆2024年6月号 (Vol.118 No.6) 特集=座談会 中堅図書館員しごとを語る
-あらたに図書館員になった方たちへ 1,026円
- ◆2024年7月号 (Vol.118 No.7) 特集=図書館の話題アラカルト 1,026円
- ◆2024年8月号 (Vol.118 No.8) 特集=図書館における「ゲーム」 1,362円
- ◆2024年9月号 (Vol.118 No.9) 特集=まちライブラリーの今 1,026円
- ◆2024年10月号 (Vol.118 No.10) 令和6年度(第110回)全国図書館大会長崎大会への招待 1,026円
- ◆2024年11月号 (Vol.118 No.11) 特集=シン・デジタル・ライブラリー-オープンサイエンス時代の
大学図書館 1,026円
- ◆2024年12月号 (Vol.118 No.12) 特集=つなぎ手としての学校図書館-情報活用能力育成の
アспект 1,362円

*

- ◆2025年1月号 (Vol.119 No.1) 特集=トピックスで追う図書館とその周辺 1,026円
- ◆2025年2月号 (Vol.119 No.2) 令和6年度(第110回)全国図書館大会長崎大会ハイライト 1,026円
- ◆2025年3月号 (Vol.119 No.3) 特集=多文化共生に資する図書館 1,026円
- ◆2025年4月号 (Vol.119 No.4) 特集=市民提案による図書館との協働 1,026円
- ◆2025年5月号 (Vol.119 No.5) 特集=「そと」からの図書館長による新たな取り組み 1,362円

会員募集のご案内－会員の皆さまへ

日本図書館協会（JLA）では正会員，準会員，賛助会員を募集しております。

本法人は，全国の図書館の発展，文化の進展を図る事業を行うことにより，人々の読書や情報資料の利用を支援し，もって文化，学術，科学の振興に寄与することを目的としています（定款第3条）。

これからの日本の図書館界に清新な活力を注いでくださる皆さまのご参加を求めています。会員の皆さまにおいては積極的な勧誘をよろしくお願い申し上げます。

詳細については本法人ホームページ「入会のご案内」をご覧ください。

<https://www.jla.or.jp/membership/tabid/270/Default.aspx>



日本図書館協会の活動を豊かなものにするために

ご寄附のお願い

本法人は，全国の図書館の進歩・発展を図るため，図書館運営の支援および政策提言，図書館職員の育成並びに研修・講習や図書館運営に関する調査・研究・資料収集，機関誌等の刊行など，図書館活動を通じたさまざまな事業を展開しています。

こうした公益目的にかなう事業のさらなる充実を図り，21世紀のよりよい文化的社会を築いていくため，広く市民や会員の皆さまからのご寄附を受け付けております。

なお，本法人への寄附金には特定公益法人としての税制上の優遇措置が適用され，所得税・法人税の控除が受けられます。

詳細については本法人ホームページ「ご寄附について」をご覧ください。

<https://www.jla.or.jp/jla/tabid/457/Default.aspx>



チャリボン
charibon by **V.B.**

あなたの本のご寄附が全国の図書館を支えます。

皆様の読み終えた本が図書館をサポートする活動に役立ちます。ご提供いただいた書籍、CD、DVD等を提携会社が買い取り、代金が日本図書館協会への寄附金となります。段ボールに詰めてご連絡ください。5冊（点）以上なら送料はかかりません。



古本を寄附
書籍類を梱包



集荷
配送会社



仕分け・査定
VALUE BOOKS



ファンドレイジング
日本図書館協会

5冊から送料無料

買取相当額の寄附

<https://www.charibon.jp/partner/jla/> TEL:0120-826-295（パリュブックス）

協会通信

常任理事会

日時：4月24日（木）14:00～15:40

会場：日本図書館協会504会議室、
Web会議（Webでの出席は「W」と記載）

出席常任理事：植松貞夫（理事長）、
鈴木隆（副理事長）、岡部幸祐（専務理事兼事務局長兼出版部長）、海老根裕（専務理事）、植村八潮（常務理事）、杉本重雄（常務理事）、成瀬雅人（常務理事）

欠席常任理事：曾木聡子（常務理事兼総務部長）

列席理事：松井俊（国立国会図書館：陪席）、田村俊作（公共図書館部会：W）、角田裕之（図書館情報学教育部会）、深水浩司（専門図書館部会）、高橋恵美子（学校図書館部会：W）

*

1. 会議成立要件の確認

岡部専務理事兼事務局長兼出版部長（以下「事務局長」という）より、議事に先立って出席を確認し、出席者が定足数を満たし会議が成立することが確認された。

2. 開会宣言・理事長挨拶

植松理事長（以下「理事長」という）より挨拶の後、開会が宣せられた。

*

（協議・報告）

1. 非正規雇用職員に関する委員会 規程の改正について

非正規雇用職員に関する委員会（以下「本委員会」という）の小形亮委員長より資料に基づき説明があった。非正規雇用職員に関する委員会規程（以下「本委員会規程」という）の第7条に図書館基礎講座小委員会に

関する条項を追加することについて諮りたい。図書館基礎講座（以下「基礎講座」という）は、非正規雇用職員向けの研修として、2010年に図書館政策企画委員会で開催し、本年度で15年となる。2017年に本委員会が発足し、これ以降は本委員会が実施している。しかし、本委員会規程には基礎講座に関する規定はなく、第3条の(3)「非正規雇用職員に対する実施研修の実施」を根拠としている。

この15年で基礎講座の実施は拡大しており、当初東京のみでの開催であったが、関西地区や九州地区、さらに東北地区や東海地区でも実施した。これらの開催にあたっては、各地区で本委員会委員以外の有志の方に実行委員会を組織していただき実施している。この体制で実施するようになってすでに10年以上になるが、本協会主催事業としているものの、実質的に実行委員会と本協会の関係を定める規程がない状態である。また、当初は本協会からの予算措置はなく独立採算で実施してきたが、ここ数年、予算措置されるようになった。

こうした状況をかんがみ、当該事項を正式に本委員会規程に明記し、その位置づけを明確にするため、規程の改正を提案するものである。なお、委員については15名以内と考えているが、まず、現在本委員会では基礎講座を担当している委員が6名ほどおり、この他に関西地区と九州地区の実行委員会から2名ずつで10名とする。ここに、講義に関連する委員会として図書館の自由委員会の委員1名のほか、今後の研修の体系化や基礎講座のあり方の検討などもかかんがみ、児童青少年委員会や障害者

サービス委員会、研修事業委員会等からも委員となっていただくことも考えている。

また、事務局長より、次のとおり補足があった。本委員会の設置期間とは、令和9（2027）年3月31日までと規定されている。また、現在進められている研修事業の体系化及び部会・委員会の見直しに伴い、今後、基礎講座の実施体制の見直しや変更が行われる可能性もあるが、現在実施している基礎講座を円滑に運営していくために、今回の改正についてご理解とご承認をいただきたい。

質疑や意見交換の後、この案で理事会に諮ることを承認した。

〈主な意見など〉

理事長：実務研修ということなので、例えば、資料収集から提供までのプロセスといったような実務的な講義について組み立てられるような方も委員として加えていただきたい。

小形：当初は大学教員や図書館OBに講師を務めていただいていたが、現在は認定司書の方に講師をしていただくケースが多くなっており、実務的な内容、自身の経験なども含めて講義いただいている。

深水：第7条第8項の「小委員会の委員長は、委員長が求めるときは」の部分の後述の「委員長」は本委員会の委員長という理解でよろしいか。そうだとすれば、それがわかるように明記したほうが良いのではないか。

2. 部会・委員会のあり方検討準備 ワーキンググループ報告書について

部会・委員会のあり方検討準備ワーキンググループ（以下「本WG」という）の主査である杉本常務理事

より資料に基づき説明があった。本報告は、本WGが、本協会の活動の中核を担う部会及び委員会の今後のあり方について検討を進めた結果をまとめたものである。

協会の財務状況の悪化と会員数の減少という現状を受けて、会員の増加と事業収入の拡大を図るためには、これら組織の機能と構造を見直す必要があるとの認識から、4項目の諮問事項、「部会・委員会の設置目的と役割」「会員の参加状況」「次世代人材の育成」「その他の必要な検討事項」に基づいて調査と検討を行った。本WGでは、議論の開始にあたり、「有用性・信頼性」「永続性・持続可能性」「開放性・参画可能性」という三つの視点から問題点の検討を進めることとした。まず、日本の図書館界における本協会の役割、現行の部会・委員会体制の成立経緯、会員数や活動の現状を確認したうえで、実際に部会長・委員長を対象としたアンケート調査も実施した。その結果、現在の部会・委員会体制の多くが1950年代に確立されたものであり、2000年ごろにピークを迎えた会員数が、2024年度末にはその半数近くまで減少しているにもかかわらず、委員会は1990年代の体制が続いており、現状に適しているとは言えないことを確認した。さらに、部会は図書館種別などによる会員のコミュニティ形成には一定の役割を果たしているものの、新しい問題に自発的に取り組む場としては十分に機能していない。委員会についても、本協会の実務や財務に関わるものと、図書館サービスや理念に関わるものとがあり、目的別の明確な分類と役割設定が必要とされている。

また、現在の委員会制度では、一般会員が自由に参加し議論するような開かれた場が十分に設けられておらず、会員が自発的に議論し、学ぶ

場を作る仕組みが必要である。本協会の事業等で得られた成果や知見も、外部に十分に発信されておらず、社会的な認知度や影響力の拡大にも課題がある。加えて、図書館の社会的役割やニーズが変化する中で、多様な視点に基づく議論の重要性が高まっており、部会や委員会、さらには外部組織との連携の活動が求められている。また、部会幹事や委員の高齢化も進行しており、世代交代の仕組みづくりが急務である。さらに、現代的な働き方や地理的制約に対応するためにも、部会・委員会のオンライン化を推進する必要がある。そして、部会・委員会の縦割り構造や、事務局との役割分担の不明確さに起因する意思疎通の課題も挙げられた。

こうした多くの課題を解決していくためには、より広範囲な調査と十分な議論を重ねることが求められる一方で、会員増加と活動の活性化という喫緊の目標に向け、早期に実行可能な改善策から着手していくことが必要である。

質疑や意見交換の後、修正等を加えたものを報告として理事長が受領することとした。

〈主な意見など〉

理事長：これまでの経緯なども調査し、熱心に検討いただき、大変なご苦勞が読み取れる報告である。あとがきにも率直な意見が述べられており、活発な議論が進められたことに感謝する。期待していた以上の大部の報告書となっており、読み解くのは大変であるが、理事の皆さんにもぜひ一読いただきたい。

高橋：報告書の6ページに部会の発足時期についての記述があるが、私が調べた限りでは、学校図書館部会の発足は「1948年」であり、報告書では「1950年」となっているのはどういうことか説明いただきたい。1950年に全国学校図書館協議会が発

足しており、そのことと混同しているのではないかと。また、学校図書館部会は一時的に中断し、1970年に再発足しているの、そのことを記載いただきたい。

杉本：参考とした『近代日本図書館の歩み』の記述を引き写したものであり、1970年の再発足については記述がなかった。高橋理事がおっしゃるようなことが歴史的にはあったのかもしれないが、この報告書では、発足後どのように変遷したかは扱っていないという立ち位置なので、現状の記述のままでよいのではないかと。高橋：私が調べた文献にどのように記述されていたか、調べてお伝えする。

杉本：反論するようだが、この報告書としては、特定の部会・委員会について詳しく調べることはしない。もし学校図書館部会について、そこを調べようとすると他の部会についても調べないといけなくなるので、適切な範囲を超えると考える。これ以上の記述となるときりがなくなるので、私としてはここで終了とした。

理事長：それでは、これは本WGの報告であり、ご指摘の部分については本報告の内容には大きく影響しないということで、参考資料からの引用ということでご理解いただきたい。深水：報告書の6ページから7ページにかけて、「部会の活動分野に関連する学協会について」という項目があるが、ぜひ専門図書館協議会も入れていただきたい。

杉本：こちらの調べが甘かった。追加する。

理事長：なお、本WGに続く委員会的な組織の設置を、5月の常任理事会に諮る方向で検討している。

3. 委員会委員の承認について

以下の委員退任・新任等について、承認した。

・図書館の自由委員会

【西地区：委員長退任】熊野 清子

【東地区：新任】猪股 篤（流山市立森の図書館）

山田 健太（専修大学ジャーナリズム学科）

・資料保存委員会

【退任】永塚 玲子

【新任】鞭馬裕次郎（東京都立中央図書館）

・児童青少年委員会

【退任】中多 泰子（元東京都立図書館）

鹿野 詩乃（さいたま市立武蔵浦和図書館）

【新任】尾崎丹万美（東京都立多摩図書館）

中野 陽子（鎌倉市立深沢図書館）

・研修事業委員会

【退任】石橋 進一（同志社女子大学）

【退任】小川健太郎（市川市大野公民館図書館）

【退任】谷口 美和（ふじみ野市役所）

・認定司書事業委員会

【退任】松本 直樹（慶応義塾大学）
村山 咲穂（高知県教育委員会事務局生涯学習課）

【新任】橋 安代（播磨町立図書館）

・図書館年鑑編集委員会

【退任】関根 美穂（国立国会図書館）

【新任】松井 俊（国立国会図書館）

・認知症バリアフリー図書館サービス特別検討チーム

【新任】竹原 敦（群馬パース大学）

4. 後援名義の応諾について

以下の後援6件について承認した。

【後援】

・沖縄県子どもの本研究会全国大会（第57回日本子どもの本研究会全国大会）（一般社団法人日本子どもの本研究会）

・第29回「図書館を使った調べる学習コンクール」後援名義使用の許可並びに「優秀賞・日本図書館協会賞」交付のお願い（公益財団法人図書館振興財団）

・エファシンポジウム2025 戦火から「図書」を守るとは？（特定非営利活動法人エファジャパン）

・第2回絵本と読み物をつなぐミーティング（絵本図書館ネットワーク）

・絵本で想いを届けよう（絵本図書館ネットワーク）

・奥能登を走る！レスキューキッチンカー&ブックカフェ（特定非営利活動法人エファジャパン）

5. 寄附金について

以下の寄附金について、承認した。

・2025年2月1日～3月31日入金分
一般寄付金：6件 62,000円
指定寄付金：25件 88,891円
合計 31件 150,891円

6. 新入会員の承認について

以下の新入会員について、確認し承認した。

・2025年3月31日現在

個人会員A：2名

個人会員B：1名

施設会員A：1名

〈主な意見など〉

成瀬：毎回、この審議の際に思っていたことだが、「公益社団法人日本図書館協会入退会規程」（以下「入退会規程」という）の第2条第2項によると、「理事長は、（中略）入会申込書を受理した場合、これを理事会に諮り、理事会は、入会を拒否する合理的な理由がない限り、申込者の入会を承認する。」とされているが、理事会にも諮るものであったか。

事務局長：新入会員の承認は、理事会から常任理事会に委任されている

事項である。

成瀬：新入会員の情報がなく、入会数だけを見て、入会を拒否する合理的な判断をする材料がないのに承認してよいのか。また、入退会規程第4条にある通り、個人情報の保護の観点からみだりに情報開示をしないこととなっているが、入会希望者を会員名簿に登録するか否かを判断する常任理事会の一員として、どう審議し判断すればよいのかと常々疑問に思っていた。以前はどうだったのか。どういう経緯で現在の形になっているのか、今後審議方法の変更などの検討もされるのかということも併せて、分かる範囲でご教示いただきたい。

事務局長：私の着任時点ではすでに現在の形となっていたので、以前の状況については副理事長から説明いただけるか。

鈴木副理事長（以下「副理事長」という）：コロナ禍の前までは、入会申込書兼払込取扱票をコピーしたものを回覧し確認していた。しかし、コロナ禍において、常任理事会もZoom等を活用するようになり、回覧をすることはなくなってしまった。現在は、施設等会員については会費区分とともに施設名を記載しており、個人会員については氏名等の記載はないものの、県別に表記して提示している。ただ、コロナ禍前も同様であるが、すでに会費をお支払いいただいてからの承認という後追いの形になっているのが実情である。

事務局長：入会の審議方法については見直したほうがいいのではないかと考えている。入退会の実務を担っている総務部と協議したうえで検討していきたい。

理事長：副理事長の説明のとおり、会費の納入と会員の承認について時間差が生じていることは事実である。会費納入時期なども併せて検討

したい。

成瀬：実務上弊害が生じるのは理解している。しかし、もし悪意を持って入会されて、それがあとから発覚した場合、理事の責任に留まらず、実務上受理した事務局職員が責任を負うことになるのではないかと、ということが気になっている。

7. 報告事項

(1) 2025年度部会活動費（予算）について

事務局長より資料に基づき説明があった。今年度の部会活動費について、各活動部会からご要望いただいた金額を配分させていただく予定である。各部会口座への入金については、6月上旬をめどと考えている。

(2) 「第3回図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」について

「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という）の委員である植村常務理事より資料に基づき説明があった。これまでの有識者会議では、第1回は堀川照代副座長からの発表と意見交換、第2回はデジタル化ということで植村八潮委員（常務理事）が発表し、ギガスクール構想への対応や電子情報化時代への公共図書館の対応といったことを中心に議論した。3月11日に開催された第3回の議題は、読書バリアフリー法への対応ということであった。野口武悟委員と緒方直彦委員から、公共図書館や学校図書館における読書バリアフリー法の推進、障害者サービスの現状について発表いただいた。現状としては、身体障害者の割合や通常学級に通う障害児が増えている一方で、市区町村立図書館では障害者サービスが不十分であり、担当職員がいない図書館が3割、研修未受講が約半数、障害者サービスに係る予算ゼロが約6割といった問題があ

る。また、サビエ図書館や国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスが進んでいるにもかかわらず、約8割の図書館が未登録である。特に学校図書館では、特別支援学級への学校司書の配置率が低く、教室不足により未設置のケースも多い。このような現状を踏まえ、今後ガイドラインでの明記と対策の促進が求められている。これを受けて、委員からも発言があり、曾木聡子委員（常務理事）も特に人材のあり方について発言された。障害者サービスの質向上には、人材のあり方が重要であり、特に研修の徹底が必要とされている。雇用形態に関係なく、非正規職員（会計年度任用職員など）も積極的に研修に参加できる体制の整備が求められている。また、障害者サービスの担当職員の配置を明文化すべきである。加えて、現場で館長の意向により研修参加が困難なケースもあるため、館長自らが積極的に参加する姿勢を示すべきと提言された。学校図書館に関しては、司書教諭及び学校司書の研修を充実していただきたいと強い発言もあった。第3回は研修と人材についての発言が多かった。第4回以降は、中間まとめも出てくるということなので、引き続き積極的に公共図書館や学校図書館の重要性や予算措置などについても発言していきたい。詳細については、文部科学省のウェブサイトに掲載されている議事録等を参照いただきたい。なお、第4回は5月22日に開催される。

〈主な意見など〉

高橋：議事録を確認したが、曾木委員の発言のところで「県立学校」と書かれている部分がある。「公立学校」ではないのか。確認したい。

事務局長：ご質問は承知した。確認する。

8. その他

(1) 本協会のアーカイブと外部への発信（アウトリーチ）について

杉本常務理事より発言があった。本WGの経験から、本協会における資料のアーカイブ体制が未整備である点が懸念される。記録の保存は後から整備するのが難しいため、将来を見据えて、今のうちからアーカイブの仕組みを構築しておくべきではないかと考える。

また、現在進行中の本協会ウェブサイトのリニューアルについて、公開時期はいつ頃になるのか。これに関連して、委員会や部会が協会外へ積極的に情報を発信していくためには、アウトリーチの方針を明文化するようなガイドラインの整備が必要ではないか。さらに、国立国会図書館が実施している「カレント・アウェアネス」のように、図書館界内で影響力のあるチャネルを活用することで、発信力を高める工夫が求められる。現行のウェブサイトに対しては、使いづらさを感じている声もあるため、リニューアルの機会に合わせて、協会としての情報発信のあり方全体を見直すべきと考える。

事務局長：本協会のウェブサイトのリニューアルの公開時期については、5月の理事会をめどとして考えている。新しいウェブサイトは、ご指摘のとおり、本協会の情報発信をテーマにしている。可能であれば、次回の常任理事会で少しご報告したい。

(2) 公益社団法人読書推進運動協議会機関紙「読書推進運動」について

副理事長より発言があった。第688号（3月15日発行）では、児童青少年委員会の島弘委員長が寄稿されている。また、第689号（4月15日発行）には、障害者サービス委員会主催の「音訳者・音訳ボランティアのための著作権セミナー」の紹介記事が掲載されている。ご一読いただきたい。

(3) 『図書館雑誌』表紙の原画について

副理事長より発言があった。2003年から2005年にかけて『図書館雑誌』の表紙であった三浦孝輔氏の原画をいただいた。本協会では保管しているのでぜひご覧いただくとともに、活用法等についてご指導いただきたい。

(4) 日本出版クラブ震災対策室との能登視察について

副理事長より発言があった。4月4日から5日にかけて、日本出版クラブ震災対策室に同行して、能登を訪問した。成瀬常務理事も出版社の立場で参加されていたが、珠洲市と輪島市を訪問し、日本出版クラブ震災対策室が仮設住宅集会所や公民館へ図書への寄贈と本棚の設置を行っている「能登の置き本」の取り組みを視察した。

(5) 部会・委員会のあり方の検討について

副理事長より発言があった。公共図書館部会の事務局を担当しているが、通年にわたって、事務局がうまく運営していく方法の検討が必要である。公共図書館部会は、元々は全国公共図書館協議会同様、東京都立

中央図書館に事務局があったが、現在は本協会事務局で行っており、活動部会規程についても全体的に見直す課題があるのが実情である。そういったことも本 WG の指摘された課題の中で今後検討いただきたい。例えば、公共図書館部会は、幹事である県立図書館などの館長が定年や人事異動で毎年変更になってしまうことがあり、1 年程度の短期間でメンバーが入れ替わってしまうこともあるが、他の活動部会でも同様の課題を抱えている可能性があるのではないかと。意見交換をして、よりよい部会運営ができるとうい。

これについて杉本常務理事より、
 現行の規程を見ていると、昔の規定
 がそのまま残っているものも散見さ
 れる。今後の検討委員会等では、そ
 ういうところも含めて深い議論をし
 ていただきたい、との発言があった。

*

*今後の予定

- ・2025年度通算第2回常任理事会

日時：2025年5月8日（木）

14時～17時

- ・2025年度通算第1回（定時第1回）

理事会

日時：2025年5月22日（木）

13時30分～17時

事務局カレンダー

*○印の日が事務局のお休みです。

2025年6月

日	月	火	水	木	金	土
①	2	3	4	5	6	⑦
⑧	9	10	11	12	13	⑭
⑮	16	17	18	19	20	⑳
㉑	23	24	25	26	27	㉒
㉓	30	*	*	*	*	*

2025年7月

日	月	火	水	木	金	土
*	*	1	2	3	4	⑤
⑥	7	8	9	10	11	⑫
⑬	14	15	16	17	18	⑰
⑳	㉑	22	23	24	25	㉔
㉗	28	29	30	31	*	*

編集手帳

今月号の特集は「公民館等図書室のさまざまなかたち」です。総論に相当する記事1本、事例を紹介する記事6本から構成されています。

青山氏は、公民館の中に図書室機能が存在することの意義を、「居場所」をめぐる議論を手がかりに考察しています。具体的には、公民館図書室は、学習支援にとどまらず孤独や孤立が問題となる中で、年齢や立場を問わず誰もが安心して過ごせる空間であること、公民館的な要素と図書館的な要素をつなぐ結節点と

なっていることを指摘しています。

①大網白里市（千葉県）、②女川町（宮城県）と③国立市（東京都）では、公民館等図書室の読書施設において地域密着型のサービスを提供しています。特に①②では、児童サービスを重視し、子どもたちへの読書推進に注力しています。③では、他の社会教育施設との連携事業によって「本を通した人のつながりをつくる」取り組みを進めています。

④利府町（宮城県）と⑤京丹波町（京都府）では、公民館図書室をもとに条例施行により町立図書館を設けています。公民館図書室時代から④では児童サービスに、⑤では「どこでも図書館構想」に熱心に取り組んだことで、図書館の開設へとつながります。

⑥沖縄県では、県立図書館が公民

館に設置された与那国町立図書室に支援を行っています。具体的には、「協力貸出サービス」「一括貸出サービス」、そして「移動図書館」といった離島ならではの方法が採られています。また、県立図書館では、これらのサービスを通して職員の育成にも配慮しています。

6本の事例紹介を通して、公民館等図書室には、いくつかの「かたち」があることが見て取れます。それぞれの形態に至るまでには、これまでたどってきた経緯があり、それが各館（室）の特徴を成していることが読み取れます。そうした特徴を生かしながら、今後も地域に密着した読書施設として、特に地域の子どもたちに絵本や児童書に接する機会を提供し続けてほしいと感じました。

（青柳英治）

図書館雑誌／7月号予告（Vol.119 No.7） 定価1026円 7月20日発行予定

特集：子どもの読書活動推進計画と図書館（仮題） 予定内容＝子ども読書推進計画と児童サービスを考える（島弘）、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を読む－自治体における計画策定の意義と学校図書館との連携（有山裕美子）、第5次滋賀県子ども読書活動推進計画－県内すべての子どもが、より豊かな人生を送るために（矢田純子・大藤麻千子）、第三次横浜市民読書活動推進計画の策定について（今川万理）、子ども読書活動推進計画の策定への専門職のかかわり－実効性と確実な効果につながる計画に向けて（宮澤優子）、「第三次刈羽村子ども読書活動推進計画」の策定経過と特徴－「生きる力と豊かな感性 読書で育む かりわっ子」の育成に向けて（田中貴裕）。以上の特集のほか、〈ウチの図書館お宝紹介！②⑨東京音楽大学付属図書館〉フランス近代シャンソンの歴史を探索コレクション－相良匡俊（さがらまさとし）氏寄贈シャンソン関連資料（中田麻衣子）、〈図書館で実践！SDGs①宮崎県・新富町図書館〉図書館のささやかな行動が届けるSDGs－また来たいと思われる居心地の良さを目指して（赤木美穂）、〈れふあれんす三題噺②倉敷市立中央図書館〉倉敷市立中央図書館のレファレンス事例（清水紀子）、〈IFLA アスタナ大会へのおさそい②〉カザフスタンの首都アスタナの紹介（野田仁）等の連載記事ほかを掲載してお届けします。